

# 吉野川市地域防災計画

令和2年3月改訂



## 第1編 総則

第1章	計画の目的及び性格等.....	1-1
第2章	防災面から見た吉野川市の特性.....	1-2
第3章	防災の基本理念と施策の概要.....	1-5
第4章	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-8
第5章	計画の運用等.....	1-12

## 第2編 共通対策

### 第1章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発.....	2-1
第2節	防災訓練.....	2-7
第3節	緊急輸送体制の整備.....	2-11
第4節	自主防災組織の育成.....	2-14
第5節	ボランティア受入体制の整備.....	2-19
第6節	企業防災の促進.....	2-21
第7節	避難対策の充実.....	2-22
第8節	避難行動要支援者支援対策の充実.....	2-26
第9節	帰宅困難者等対策.....	2-32
第10節	広域応援・受援体制の整備.....	2-33
第11節	情報通信機器・施設の運用・管理.....	2-36
第12節	防災拠点施設等の整備.....	2-39
第13節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備.....	2-41
第14節	孤立集落対策の強化.....	2-43
第15節	徳島県戦略的災害医療プロジェクトに基づく施策の推進.....	2-44
第16節	大規模停電への備え.....	2-46

### 第2章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ.....	2-47
第2節	活動体制.....	2-50
第3節	情報通信.....	2-60
第4節	災害情報の収集・伝達・報告.....	2-67
第5節	災害広報.....	2-77
第6節	自衛隊災害派遣要請.....	2-79
第7節	防災関係機関応援要請及び受入体制.....	2-84
第8節	他の自治体被災時の応援.....	2-89
第9節	災害救助法の適用.....	2-91

## 目次

第10節	避難対策の実施.....	2-92
第11節	交通確保対策.....	2-106
第12節	緊急輸送対策.....	2-110
第13節	消防防災ヘリコプター等の活用.....	2-112
第14節	消防活動等.....	2-114
第1款	消火活動.....	2-114
第2款	水防活動.....	2-117
第3款	被災建物及び被災宅地に対する安全対策.....	2-119
第15節	救出・救助対策.....	2-121
第16節	医療救護活動.....	2-124
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給.....	2-129
第1款	応急給水.....	2-129
第2款	食料供給.....	2-131
第3款	生活必需品等の供給.....	2-134
第4款	生活情報の提供.....	2-136
第5款	LPガスの供給計画.....	2-137
第18節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施.....	2-138
第1款	保健衛生活動.....	2-138
第2款	防疫.....	2-140
第3款	遺体の捜索及び火葬等.....	2-142
第19節	要配慮者支援対策の実施.....	2-146
第20節	動物救済対策.....	2-149
第21節	廃棄物の処理.....	2-150
第22節	住宅の確保.....	2-154
第1款	応急仮設住宅の供与.....	2-154
第2款	住宅の応急修理.....	2-156
第3款	被災者向け住宅の確保.....	2-157
第23節	障害物の除去.....	2-158
第24節	ボランティア活動の支援.....	2-160
第25節	義援金・義援物資の受入・配分.....	2-162
第26節	公共土木施設等の応急対策.....	2-165
第1款	公共施設等.....	2-165
第2款	農業用施設等.....	2-174
第27節	教育対策.....	2-176
第28節	災害警備対策.....	2-181
第29節	応急金融対策.....	2-183
第30節	労務供給計画.....	2-185

## 目次

### 第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方針.....	2-189
第2節	公共施設災害復旧事業計画.....	2-189
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	2-190
第4節	被災者の生活再建等の支援.....	2-192
第5節	計画的復興.....	2-197

### 第3編 地震対策

#### 第1章 総則

第1節	計画の性格.....	3-1
第2節	各種調査とその被害想定.....	3-1

#### 第2章 災害予防

第1節	建築物等の耐震化.....	3-13
第2節	都市防災機能の強化.....	3-16
第3節	土砂災害等予防対策.....	3-18
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	3-18
第2款	液状化対策.....	3-22
第3款	宅地防災対策.....	3-23
第4款	農業用ダム・農業用ため池対策.....	3-24
第4節	水道施設の整備.....	3-26
第5節	危険物等の災害予防対策.....	3-28
第6節	火災等予防対策.....	3-30
第7節	活断層変位による災害の予防対策.....	3-35
第8節	吉野川市業務継続計画（BCP）.....	3-37
第9節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	3-38
第10節	「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画に基づく対策の推進..	3-40

#### 第3章 災害応急対策

第1節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応.....	3-43
第2節	東海地震の警戒宣言に伴う対応.....	3-52

### 第4編 風水害対策

#### 第1章 総則

第1節	計画の性格.....	4-1
-----	------------	-----

## 目次

### 第2章 災害予防

第1節	水害予防対策.....	4-3
第2節	風害予防対策.....	4-8
第3節	台風に対する災害予防対策.....	4-9
第4節	土砂災害等予防対策.....	4-10
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	4-10
第2款	宅地防災対策.....	4-15
第3款	農業用ダム・農地用ため池対策.....	4-16
第5節	建築物災害等予防対策.....	4-18
第6節	雪害予防対策.....	4-19
第7節	気象業務の整備.....	4-20

### 第3章 災害応急対策

第1節	風水害災害発生直前対策.....	4-21
第2節	水防活動の実施（水防計画）.....	4-23
第3節	土地改良区等における応急対策.....	4-24

## 第5編 その他大規模災害対策

### 第1章 災害予防

第1節	災害に強いまちづくり.....	5-1
第2節	安全のための情報の充実.....	5-4
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え.....	5-5
第4節	施設等の整備.....	5-10
第5節	防災知識の普及.....	5-11
第6節	再発防止対策の実施.....	5-11

### 第2章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	5-13
第2節	活動体制の確立.....	5-17
第3節	災害の拡大防止活動.....	5-19
第4節	救助・救急，医療及び消火活動.....	5-20
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	5-22
第6節	危険物等の流出に対する応急対策.....	5-22
第7節	避難収容活動.....	5-22
第8節	施設・設備の応急復旧活動.....	5-23
第9節	関係者等への的確な情報伝達活動.....	5-24
第10節	二次災害の防止活動.....	5-24

## 目次

### 第3章 災害復旧

第1節	道路災害対策.....	5-25
第2節	危険物等災害対策.....	5-25
第3節	大規模火災対策.....	5-25
第4節	林野火災対策.....	5-25



# 第1編

## 総則

- 第1章 計画の目的及び性格等
- 第2章 防災面から見た吉野川市の特性
- 第3章 防災の基本理念と施策の概要
- 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務  
の大綱
- 第5章 計画の運用等



## 第1章 計画の目的及び性格等

### 第1節 計画の目的

この計画は、吉野川市の地域における大規模な災害に係る市の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限に止めることを目的とする。

### 第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき吉野川市防災会議が作成する「吉野川市地域防災計画」であり、市内の災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものである。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、平成25年一部改正。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項に規定する事項も併せて定める。

## 第2章 防災面から見た吉野川市の特性

### 第1節 自然環境

#### 第1 地 勢

吉野川市は徳島県北部のほぼ中央、吉野川の南岸に位置し、市域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっている。これらの山々を水源とする飯尾川・桑村川・学島川・川田川などが市の北辺を東流する吉野川に合流している。

こうした河川によって形成された北部の沖積平野部を徳島市と池田町を結ぶJR徳島線や国道192号が並行しながら東西に走っている。交通の利便は高く、県内の市や徳島空港、高松空港、徳島自動車道の各ICが約30km圏内にある。

#### 第2 地 質

本市は中央構造線に沿って流れる吉野川の南側にあつて、地質構造上は、西南日本外帯に属している。本市の南部にある山地は変成岩類からなり、ほとんど結晶片岩で構成され、結晶片岩の原岩は桂岩・砂岩・粘板岩・石灰岩等の堆積岩と、塩基性火成岩などからなっている。

また、森山の壇・寺谷をはじめ、西尾の敷地南方療養所付近には20mないし60mの台地があり、この段丘堆積層は下部より眺めて森山層（厚さ約50m）川島層（厚さ約50m）、西麻植礫（厚さ約30m）に区別することができる。

#### 第3 活断層

本市付近で内陸型地震が発生した場合、本市に大きな影響を与えると思われる断層は吉野川沿岸の中央構造線活断層系沿いのものである。それらの活断層のうち多くは吉野川北岸を東西に横切っているが、本市を東西に約10kmにわたって横切るように存在しているものに、上浦－西月ノ宮断層がある。この断層は、活断層であることが確実であり、この断層が内陸型地震をもたらす可能性も考えられる。

#### 第4 気 象

本市の気候は温暖で、平均気温は約16℃、年間降水量は1,400mm前後で晴天が多い。

## 第2節 社会環境

### 第1 人口・世帯

吉野川市は吉野川中流域における生活拠点都市を目指して、平成16年10月に鴨島町、川島町、山川町、美郷村の4町村合併によって新市が誕生した。

平成27年国勢調査で人口41,466人、世帯数15,714世帯。65歳以上人口は34.5%となっている。平成17年と比較すると、人口9.4%減、世帯数は約210減で、人口減少、核家族化、高齢化がやや進展している。

### 第2 産業

吉野川市は、吉野川中流域の中で商業、農業、工業等の一定の集積は見られるが、近年の厳しい経済状況や経済のグローバル化、都市間・地域間の競争激化などの影響によって、年々厳しさを増すという状況になっている。

商業については、小売業年間販売額が平成9年をピークに減少傾向にあり、平成24年には約260億円と、平成9年に比較して約50%の減となっている。また、卸売業年間販売額は平成24年に約85億円と、平成14年の水準に比べ大幅に減少している。

農業については、耕地面積・粗生産額とも減少が続いており、平成22年の経営耕地面積は約1,010haで、平成12年に比較して約33%減、平成18年の農業粗生産額は52.9億円で、平成7年に比較して約28%減となっているが、近年持ち直しの傾向が見られる。

工業の製造品出荷額等は近年一貫して減少傾向にあり、厳しい状況が続いている。平成24年の製造品出荷額等は約295億円となっており、平成14年に比較すると約18%の減で、製造業事業所数や従業者数も減少しており、縮小傾向が続いている。

### 第3節 災害の歴史

#### 第1 水害

市域の中心部は低地における宅地が数多く分布しており、大雨による吉野川洪水時には吉野川へ流入している河川の排水不良によって浸水被害が起こりやすい状況となっている。

最も新しい災害としては、平成16年10月の台風23号によって、死者1名、床上浸水197戸、床下浸水500戸の被害発生があり、災害救助法の適用を受けている。この時、美郷地区においては、大雨による山腹崩落によって一部集落が孤立するなどの被害が発生した。

#### 第2 地震災害

本市に影響を与えてきた地震は安政元（1854）年12月24日の安政南海地震、昭和21（1946）年12月21日の南海道地震等、南海トラフを震源とする海溝型の大型地震が多くを占めているようである。また、本市には、活断層が東西に走っており、平成7（1995）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災のような直下型地震も今後発生する可能性があると思われる。

## 第3章 防災の基本理念と施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないうことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって市は、果たすべき役割を的確に実施していくとともに、国・県などの関係機関と密接な連携を図るものとする。併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとる。

なお、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次の通りである。

### 第1節 周到かつ十分な災害予防

#### 第1 災害予防段階における基本理念

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

#### 第2 災害予防段階における施策の概要

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (2) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (3) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。
- (4) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関と連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策

### 第1 災害応急段階における基本理念

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 第2 災害応急段階における施策

災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (1) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (2) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (4) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (5) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (6) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- (7) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (8) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のため、必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (9) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行う。
- (10) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (11) ボランティア、義援物資・義援金等の支援を適切に受け入れる。

### 第3節 適切かつ速やかな災害復旧・復興

#### 第1 災害復旧・復興段階における基本理念

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

#### 第2 災害復旧・復興段階における施策の概要

- (1) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (2) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 災害により生じた廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (4) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

## 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

### 第1節 実施責任と対策の体系化

#### 第1 吉野川市

市は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに市内の公共的団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

#### 第2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるようにその業務に協力する。

#### 第4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備に努め、災害発生時には災害応急措置を実施するとともに、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 第5 災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 第6 住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより、防災に寄与するよう努める。

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 市

事務又は業務の大綱	
	(1) 防災会議に関する事務 (2) 防災対策組織の整備 (3) 防災のための知識の普及，教育及び訓練 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄，整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査 (7) 住民等に対する災害広報 (8) 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示 (9) 消防，水防その他の応急措置 (10) 被災者の救難，救助その他の保護 (11) 災害を受けた児童，生徒の応急の教育 (12) 食料，医薬品その他の物資の確保 (13) 施設及び設備の応急の復旧 (14) 清掃，防疫その他の保健衛生 (15) 緊急輸送等の確保 (16) 災害復旧の実施 (17) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 (18) 地区防災計画に関する事項 (19) ボランティアに関する事項 (20) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

### 第2 市内の主な指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 吉野川鴨島出張所	(1) 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理 (2) 水防のための洪水予報並びに水防警報及び情報の伝達 (3) 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）

## 第3 市内の主な県関係機関

機関名	事務又は業務の大綱
徳島県 阿波吉野川警察署	(1) 災害に関する情報の収集伝達及び災害原因調査 (2) 災害広報 (3) 避難の指示, 誘導 (4) 被災者の救出, 救護 (5) 危険物の取締り (6) 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付 (7) 交通規制, 警戒区域の設定その他社会秩序の維持 (8) 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持
東部県税局 吉野川庁舎	(1) 災害による県税の減免 (2) 市町村の罹災証明書発行業務の支援 (3) 税務相談
東部保健福祉局 吉野川保健所庁舎	清掃, 防疫その他保健衛生についての応急措置
東部農林水産局 吉野川庁舎	(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置 (2) 農地及び農業用施設の新設改良及び災害復旧
東部県土整備局 吉野川庁舎	(1) 公共土木施設に対する応急措置 (2) 公共土木施設の新設改良及び災害復旧

## 第4 市内の指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
四国電力株式会社 徳島支店 鴨島営業所	(1) 電力施設等の防災管理 (2) 災害時の電力供給 (3) 被害施設の応急対策及び災害復旧

## 第5 市内の指定地方公共機関等

機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人徳島新聞社阿波吉野川支局	(1) 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及 (2) 社会事業団体等による義援金品の募集協力
徳島バス株式会社鴨島営業所	バス等による避難者及び救助物資の輸送の協力
土地改良区	(1) 農業用施設の整備及び管理 (2) たん水防排除施設の整備及び活動 (3) 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検

機関名	事務又は業務の大綱
吉野川市医師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
一般社団法人徳島県 エルピーガス協会 吉野川地区会	応急生活物資の供給
社会福祉法人 吉野川市社会福祉協 議会	(1) ボランティア活動体制の整備 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
吉野川市歯科医師会 薬剤師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
四国旅客鉄道株式会 社（JR四国）	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力 (3) 災害時における旅客の安全確保

#### 第6 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
麻植郡農業協同組合	(1) 農林関係の被害調査及び対策の指導 (2) 被災農業者に対する融資のあっせんの協力
徳島北部森林組合	(1) 森林関係の被害調査及び対策の指導 (2) 被災組合員に対する融資のあっせんの協力
商工会議所・商工会	(1) 商工業関係の被害調査及び対策の指導 (2) 被災商工業者に対する融資のあっせんの協力
吉野川市防犯協会	情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
消防団	(1) 平常時の防災訓練等の実施 (2) 災害の予防、警戒及び防御等消防活動
郵便局	災害特別事務取扱い及び援護対策
その他社会文化事業団	被災者の救助等災害応急対策の協力

## 第5章 計画の運用等

### 第1節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

用語	意義
法	災害対策基本法
県本部（長）	徳島県災害対策本部（長）
県支部（長）	徳島県災害対策本部の支部（長）
市本部（長）	吉野川市災害対策本部（長）
本計画	吉野川市地域防災計画
避難場所	災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所
避難所	災害が起きた時に自宅が住めなくなった人たちが一定期間、避難生活をする場所
要配慮者	防災上何らかの配慮を要する者（高齢者，障がい者，妊産婦，乳幼児・児童，外国人等）
避難行動要支援者	要配慮者のうち，災害時に自ら避難が困難なことにより特に支援を要する者

### 第2節 計画の構成

本計画は、気象、地勢その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成するものである。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

編	内容
第1編 総則	計画の目的、防災の基本理念等
第2編 共通対策	各編に共通する災害予防，災害応急対策，災害復旧・復興
第3編 地震対策	地震による災害対策
第4編 風水害対策	風水害による災害対策
第5編 大規模事故等災害対策	航空事故，鉄道事故，道路事故，危険物等事故，大規模火事，林野火災による災害対策
資料編	各編に付属する各種資料

### 第3節 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震災害等の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、市は、南海トラフ巨大地震や風水害などの大規模災害時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

### 第4節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、修正するものとする。

### 第5節 計画の習熟等

本計画は、市の職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

また、市は、この計画の趣旨等について広く住民への周知を図り、その理解を得るものとする。



# 第2編

## 共通対策

第1章 災害予防

第2章 災害応急対策

第3章 災害復旧・復興



# 第1章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発.....	2-1
第2節	防災訓練.....	2-7
第3節	緊急輸送体制の整備.....	2-11
第4節	自主防災組織の育成.....	2-14
第5節	ボランティア受入体制の整備.....	2-19
第6節	企業防災の促進.....	2-21
第7節	避難対策の充実.....	2-22
第8節	避難行動要支援者支援対策の充実.....	2-26
第9節	帰宅困難者等対策.....	2-32
第10節	広域応援・受援体制の整備.....	2-33
第11節	情報通信機器・施設の運用・管理.....	2-36
第12節	防災拠点施設等の整備.....	2-39
第13節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備.....	2-41
第14節	孤立集落対策の強化.....	2-43
第15節	徳島県戦略的災害医療プロジェクトに基づく施策の推進.....	2-44
第16節	大規模停電への備え.....	2-46



## 第1章 災害予防

### 第1節 防災知識の普及・啓発

#### 第1 方針

大規模災害時には市・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人一人が、「自らの身の安全は自らが守ること（自助）」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を、地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「市など行政が行う防災活動（公助）」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う市民をあげての取り組みが重要である。市民防災運動として、自主防災組織活動の活性化の促進を図るとともに市をはじめ各防災関係機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して自らの災害に対する対応力の向上を図るとともに、住民や事業所等に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚を図る必要がある。

なお、防災関係機関の職員（以下「防災対策要員」という。）においては、住民の先頭に立って災害対策を推進する必要がある。災害とその対策に関する深い知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を実践する必要がある。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。

また、市民防災運動を強力に推進するに当たっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を密接に行うことが必要である。

#### 第2 住民に対する防災知識の普及・啓発

市は、過去の災害の貴重な教訓や各種調査結果を踏まえて、住民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、被害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成配布するとともに、防災展の開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れるなど、住民の防災意識の高揚を図り、災害時には市民一人一人が正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

##### 1 広報紙、パンフレット等の利用

【主な実施機関：市（防災対策課、各支所）】

###### (1) 災害の知識

- ア 正確な情報の入手及び災害に関する一般的知識
- イ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ウ 南海トラフを震源とする巨大地震に関する一般的知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報が発表された際のとるべき行動に関する知識

- オ 急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
- カ 避難場所、避難所、避難経路その他避難対策及び避難生活に関する知識
- キ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容に関する知識
- ク 5段階の警戒レベルに対応した避難情報や防災気象情報に関する知識
- ケ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令時にとるべき行動に関する知識
- コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動に関する知識
- サ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）に関する知識

(2) 平常時の心得

- ア 家族と避難先や連絡先の相談
- イ 防災訓練への参加
- ウ 自主防災組織への加入
- エ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- オ 消火用具の準備
- カ 建物の補強、家具類の転倒・落下の防止
- キ ブロック塀等倒壊防止の点検補修
- ク 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- ケ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(3) 災害発生時の心得

- ア まずわが身の安全の確保
- イ あわてずに火の始末
- ウ 非常脱出口の確保
- エ 火の始末（電気、ガスの元栓を閉鎖）
- オ 火がでたら落ち着いて消火
- カ 避難する時の注意点
  - (ア) あわてて屋外に飛び出さないこと。
  - (イ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
  - (ウ) 山崩れ、がけ崩れに注意すること。
  - (エ) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
  - (オ) みんなが協力しあって応急救護を行うこと。
  - (カ) 正しい情報をつかみ、的確な行動をとること。

2 防災展の開催

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

- (1) 展示
  - ア 災害に関する一般的知識
  - イ 過去の主な被害事例
  - ウ 県、市の災害対策
  - エ 避難所、避難経路、その他避難対策
  - オ 平常時及び災害時の心得
  - カ 県内、市内の自主防災組織及びその活動
- (2) 地震体験車での体験
- (3) 防災対策映画の上映

### 3 社会教育の場等における防災教育

【主な実施機関：市（防災対策課、生涯学習課）消防本部】

- (1) 講座の編成
  - ア 防災関係基礎知識
  - イ 平常時の心得
  - ウ 災害発生時の心得
  - エ 応急救護の基礎知識
  - オ 防災対策映画の上映
- (2) 実習
  - ア 人工呼吸等応急救護の実習
  - イ 地震体験車での地震体験

### 4 実施時期

普及内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

- (1) 徳島県震災を考える日（毎年9月1日）
- (2) 徳島県震災を考える週間（毎年8月30日から9月5日まで）
- (3) 防災の日（毎年9月1日）
- (4) 防災週間（毎年8月30日から9月5日まで）
- (5) 水防月間（毎年5月1日から5月31日まで）
- (6) 土砂災害防止月間（毎年6月1日から6月30日まで）
- (7) 防災とボランティアの日（毎年1月17日）
- (8) 防災とボランティア週間（毎年1月15日から21日まで）

### 第3 学校における防災教育

【主な実施機関：市（防災対策課、学校教育課）消防本部】

市は、様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、発達段階、地域の実態等に応じ、学校教育を通じて、地震・津波等に対する科学的知識の習得、自主防災思想の醸成、災害予防措置及び避難の方法の習得に必要な防災教育の充実を図る。

- (1) 災害発生時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (2) 自然災害発生の原因や、災害発生時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (3) 災害発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

## 第4 防災対策要員に対する防災教育

### 1 市職員に対する防災教育

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

市は、災害時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

また、市は関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

#### (1) 教育の内容

- ア 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- イ 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ウ 過去の主な被害事例に関すること。
- エ 防災関係法令の運用に関すること。
- オ 南海トラフ地震に関すること。
  - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び被害想定に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
  - ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要がある課題
- カ 中央構造線活断層地震に関すること
  - ・中央構造線活断層地震に伴い発生すると予想される地震動及び被害想定に関する知識
- キ 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

#### (2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 研修、現地調査等の実施

### 2 消防団員に対する教育

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

市は、消防機材の取扱訓練、消防操法訓練、規律訓練、火災対処訓練などの各種訓練を通して消防団員の災害対処力の向上に努める。

### 3 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部、吉野川市社会福祉協議会】

市は、災害時における自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育・啓発に努める。

(1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員等を講師として、災害の原因及び対策等についての専門知識を習得させる。また、災害時の初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の活動内容及びその活動方法を習得させる。

(2) 災害対策計画要約版の配布

受講者にこの計画の要約版を配布し、この計画を周知させる。

(3) 見学会等

防災関係機関、防災施設、防災展等防災関係の催し等について見学をさせる。

#### 4 防災上必要な施設管理者に対する教育

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

病院、商業施設などの不特定かつ多数の者が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等・防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

#### 5 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。

## 第2節 防災訓練

### 第1 方針

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

本市においても南海トラフ地震や風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、その中でも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。このようなことから、市の災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる構築強化を目的として、関係機関は、独自あるいは関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、住民は、これらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得する。

### 第2 防災関係機関が実施する訓練

#### 1 市が実施する訓練

【主な実施機関：市（防災対策課、各支所）、消防本部】

##### (1) 非常参集訓練

災害対策を実施するために必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。

##### (2) 通信連絡訓練

対策通報、被害情報等を防災関係機関相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。

##### (3) 消防訓練

災害発生時における災害の規模や事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

##### (4) 避難訓練

災害発生時に住民を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、勧告又は指示による誘導等の訓練を単独又は他の訓練とあわせて実施する。なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導する。

##### (5) 各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。また、医療関係機関

等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

#### (6) 総合防災訓練

市の地域防災力の向上を図るために必要な訓練であり、自助・共助の推進、市・防災関係機関・医療関係機関との連携の強化などをテーマとして定期的に防災関係者が一体となった訓練を実施する。

### 2 防災関係機関が実施する訓練

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課），消防本部】

#### (1) 防災関係機関

防災関係機関は、大規模な災害の発生を想定し、非常参集，通信連絡，消防，避難，救助等の各種防災訓練を積極的に実施する。

#### (2) 市

市は，防災関係機関が実施する非常参集，通信連絡，消防，避難，救助等各種の防災訓練に積極的に協力する。

### 3 保育所，こども園，学校，病院及び社会福祉施設等における訓練

【主な実施機関：市（防災対策課，学校教育課，子育て支援課，こども未来課），消防本部，こども園，保育所，社会福祉施設】

市は，災害発生時の幼児，児童，生徒，傷病者，障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限に止めるため，施設管理者に対して，避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

## 第3 自主防災組織，住民等の訓練

### 1 自主防災組織，ボランティア等における訓練

【主な実施機関：市（防災対策課），消防本部，吉野川市社会福祉協議会】

自主防災組織やボランティア等は，住民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため，市の指導を受けて，地域の事業所とも協調しながら，年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

訓練種目としては，情報収集・伝達訓練，消火訓練，救出・救護訓練，避難訓練，応急手当・救急救命訓練，風水害対処訓練等を主として行うものとする。

なお，自主防災組織やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は，関連する諸機関との連携を図りながら，積極的に自主防災組織やボランティア等の活動を支援するものとする。

また，市は訓練の活性化を図るため，防災訓練マニュアルの作成・配布を行う。

## 2 一般住民の訓練

【主な実施機関：市（防災対策課，各支所），消防本部，住民】

市及び防災関係機関は，災害時において住民一人一人が適切な行動がとれるよう，防災訓練に際しては広く住民の参加を呼びかけるものとする。

なお，一般住民は，防災訓練の重要性を認識し，各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに，家庭においても日頃から防災について話し合うなど高い防災意識を持つことが望ましい。

## 3 事業所における訓練

【主な実施機関：市（防災対策課，各支所），消防本部】

学校，病院，工場，事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は，その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

なお，これら事業所は，地域の一員として，市及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し，事業所の特性に応じて地域の防災対策行動に貢献することが望ましい。

## 第4 広域合同防災訓練

### 1 訓練の実施

【主な実施機関：市（防災対策課，各支所），消防本部，近隣市町村，徳島県，阿波吉野川警察署，防災関係機関】

市は，隣接市町村及び県と協力しながら，広域合同防災訓練を実施するものとする。

訓練は，大規模な災害の発生を想定し，防災関係機関相互の連携体制の確立や住民と一体となった実質的な訓練を実施することとし，現地対策本部，広域応援体制，ボランティアの受入体制等の訓練を行う。

### 2 訓練の内容

【主な実施機関：市（防災対策課，各支所），消防本部，近隣市町村，徳島県，阿波吉野川警察署，防災関係機関】

- (1) 災害対策本部の設置及び運営
- (2) 現地災害対策本部の設置及び運営
- (3) 各種火災消火及び広域消防応援体制の確立
- (4) 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- (5) 避難準備及び避難誘導並びに避難所の機能確保と運営
- (6) ボランティアの受入れ及び活用
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 無線による被害情報の収集及び伝達

## 第5 個別防災訓練

### 1 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を定期的実施する。

#### ○ 訓練内容

- (1) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (2) 輸送（資材、器材、人員）
- (3) 工法（各水防工法）
- (4) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

### 2 消防訓練

災害発生時における災害の規模や事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

### 3 避難訓練

災害発生時に住民を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、勧告又は指示による誘導等の訓練を単独又は他の訓練とあわせて実施する。なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導を行う。

### 4 各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

### 5 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局が参加して非常通信に関する訓練を定期的に行う。

### 6 緊急地震速報対応訓練

緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

### 第3節 緊急輸送体制の整備

#### 第1 方針

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、指定された緊急輸送道路については関係機関に対し、災害に強い道路の維持管理について要請するとともに、一般市道については災害に強い道路網を整備するものとする。

#### 第2 道路網の整備

##### 1 基本的考え方

- (1) 自動車、歩行者などの利用に供する交通機能として、また、災害時における避難路、救援路など住民の日常生活の基盤として、利便性と安全性を考慮した道路整備を推進する。
- (2) 集落内の幹線市道の拡幅などに努め、道路改良率の向上に努めるとともに、災害に強い道路づくりを目指す。

##### 2 道路整備

一般市道については、地域の実情を考慮し、緊急性の高い順に整備を進める。また、幹線市道については、生活道路の安全性、利便性を考慮し、計画的に道路整備を実施する。

住民の日常生活に深い関わりを持つ各地域の道路については、計画的な整備を図る。

さらに、歩行者や自動車の円滑な交通を確保し事故などを抑止するため、道路の維持補修と管理に努める。

##### 3 橋梁の整備

市の管理する橋梁については、自動車及び歩行者の事故抑制と交通の安全性確保のため、適切な維持管理を行うとともに、耐震化・長寿命化などの改修を実施する。

#### 第3 緊急輸送道路の指定

県は、災害時の輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備する。本市においては、次の緊急輸送道路が指定されている。

##### 1 第1次緊急輸送道路（県指定）

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路。

###### (1) 国道192号

徳島市～吉野川市～愛媛県境

## 2 第2次緊急輸送道路（県指定）

県内の防災活動の重要拠点施設である，県庁，総合県民局，東部県土整備局，県警察，市町村役場及び地域の医療拠点，広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路。

### (1) 国道193号

国道192号（吉野川市山川町）～吉野川市美郷支所

### (2) 宮川内牛島停車場線

徳島吉野線（阿波市）～国道192号（吉野川市鴨島町）

## 3 第3次緊急輸送道路（県指定）

1次，2次路線を補完し，ネットワークを構築する路線。

### (1) 国道193号

吉野川市美郷支所～那賀町木沢支所

### (2) 市場学停車場線

鳴門池田線（阿波市市場町）～国道192号（吉野川市）

## 4 本市が指定する緊急輸送道路

県指定の緊急輸送道路と接続し，市内の防災拠点を結ぶ路線。

### (1) 国道318号

国道192号（吉野川市鴨島町）～阿波中央橋南

### (2) 徳島鴨島線

国道318号（吉野川市鴨島町）～宮川内牛島停車場線（吉野川市鴨島町）

### (3) 板野川島線

国道318号（吉野川市鴨島町）～国道192号（吉野川市川島町）

### (4) 本郷・上下島松元線

国道192号（吉野川市鴨島町）～国道318号（吉野川市鴨島町）

### (5) 知恵島中須賀・中郷線

徳島鴨島線（吉野川市鴨島町）～本郷・上下島松元線

## 第4 緊急輸送道路の整備

【主な実施機関：県】

緊急輸送道路の橋梁耐震化については，設計基準が古い橋梁や橋梁形式により対策が必要な橋梁など緊急度の高い橋梁から順次対策を実施する。また，橋梁の老朽化対策については，定期的な点検に基づき，計画的な維持管理・更新を実施する。

法面对策については，点検結果に基づき，対策の優先度の高い箇所から順次整備を行う。

さらに，複数の輸送ルート確保を図るため，緊急輸送道路を補完する農林道等の整備を計画的に推進する。

## 第5 民間事業者との連携

【主な実施機関：市（防災対策課）】

- (1) 市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

## 第6 緊急通行車両等の事前届出

【主な実施機関：市（防災対策課）】

災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、警察本部によって緊急通行車両等の事前届出制度が行われる。市は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

## 第4節 自主防災組織の育成

### 第1 方針（自主防災組織の意義等）

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより、被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。

災害発生時に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であることから、自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制を構築する必要がある。

### 第2 災害対策の役割分担

#### （1）市民の役割（自助）

「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、市民一人一人が自分の命や生活を守る活動を言う。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）

#### （2）地域の役割（共助）

地域連携による防災活動を言い、市民一人一人が隣人等と協力して地域を守る活動を言う。（自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）

#### （3）行政の役割（公助）

行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い吉野川市を実現する活動を言う。

### 第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成支援

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

市は、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、自主防災組織による次の項目等についての防災マニュアルの作成を支援する。

#### 1 自主防災組織の期待される活動

##### （1）平常時の活動

- ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- ウ 初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄
- エ 家庭及び地域における防災点検の実施
- オ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握
- カ 危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知

(2) 災害時の活動

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 出火防止, 初期消火の実施
- ウ 避難誘導及び率先避難
- エ 救出救護の実施
- オ 給食, 給水
- カ 高齢者, 障がい者等の避難行動要支援者の安否確認, 移動補助及び集団避難の実施
- キ 炊き出しの実施及び協力
- ク 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

2 時系列による自主防災組織の活動

(1) 時系列による地震災害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">災害発生</div> ～災害発生直後～	○防災知識の普及 ○防災訓練の実施 ○資機材等の整備 ○災害危険箇所, 避難行動要支援者の把握等
発生直後		○自身と家族の安全確保 ○近隣での助け合い (出火防止, 初期消火, 救助等)
数時間後	地域で救護活動に当たる人も含めて, 大部分の人が被災者であり, 生命の危機・生活環境等の破壊に対し, 自助と地域住民共助が中心となる。  ～災害発生から数日間～	○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○住民の避難誘導活動 ○避難行動要支援者の避難支援
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては, 初動対応となる消火, 避難, 救出・救護, 給食・給水等を実施する時期となる。また, 外部から様々な支援活動, 人材, 支援物資が入ってくる時期でもある。 (地域性や災害の規模によって, 外部からの支援時期は異なる。)	○避難所運営 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○他団体等への協力要請 ○物資配分, 物資需要の把握 ○炊出し等の給食・給水活動 ○防疫対策, し尿処理 ○避難中の自警(防犯)活動 ○要配慮者への配慮 ○ボランティア活動のニーズ把握

(2) 時系列による風水害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位）や土砂災害の前兆現象に注意する。	※早期の情報伝達・事前行動が必要 ※土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する ○住民への避難の呼びかけ ○土のう積み等、被害を抑える行動 ○避難行動要支援者の避難支援
	災害発生	
災害発生直後	早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。 また、状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。	※被害を抑えるための行動と避難所運営 ○水防活動 ○安否や被害についての情報収集 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○避難所運営

※：風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能である。

第4 自主防災組織等の育成・支援等

市は、自主防災組織等の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

1 協力体制の整備

自主防災組織間の協力体制を整備するとともに、自主防災組織の活性化に向けて、市内の自主防災組織連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う協調・交流の機会を設けるなど組織間の連携体制の強化に努める。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努める。

2 活動支援

自主防災組織に対し発電機、エンジンチェーンソー、レスキューキット等防災活動に必要な資機材を貸与する等、自主防災活動を支援する。また、防災活動を行う自主防災組織に対して、吉野川市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成19年4月告示第61号）に基づき補助金を交付する。

3 自主防災組織の訓練

市は自主防災組織が実施する各種訓練を積極的に支援する。自主防災組織が実施する訓練の区分は概ね以下の通りである。

(1) 総合訓練

- (2) 個別訓練 (代表例)
  - ア 情報収集・伝達訓練
  - イ 消火訓練
  - ウ 救出・救護訓練
  - エ 避難訓練
    - (ア) 避難誘導訓練
    - (イ) 避難所運営訓練
  - オ 応急手当・救急救命訓練
    - (ア) 初歩的な救急法の訓練
    - (イ) AED の取扱訓練
  - カ 風水害対処訓練
    - ・土のう作成訓練
- (3) 防災 (減災) 運動会
- (4) 図上訓練 (DIG)
- (5) 各種防災講座
- (6) 防災研修

#### 4 リーダー養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動を活性化する。

#### 5 地域コミュニティにおける防災活動の支援

地域コミュニティを市民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、企業などの関係団体に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

#### 6 市職員の積極的参加

市の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

### 第5 自主防災組織の編成・規模

市の自主防災組織は56組織を設けており、組織率100%を達成している。

各自主防災組織の規模は資料編に記述の通りである。

※自主防災組織一覧；資料編14. その他資料

## 第6 自主防災組織の防災計画

### (1) 平常時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災意識の啓発</li> <li>・ 防災知識の普及</li> <li>・ 防災資機材の管理</li> <li>・ 防災訓練</li> </ul>
統括組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属する実行組織との連絡調整</li> <li>・ 婦人会、子供会、青年団、PTA及びボランティア団体等の住民団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災活動の連携を目的としたネットワークづくりを行う。</li> </ul>

### (2) 災害時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の災害情報の収集及び伝達</li> <li>・ 初期消火</li> <li>・ 救出救護</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 給水給食及び生活必需品の配付</li> <li>・ 避難所の開設・運営</li> </ul>
統括組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属する実行組織との連絡調整</li> <li>・ 給水給食及び救援物資等の配分</li> <li>・ 自主的で秩序ある避難所の運営のために必要な市職員、学校職員、ボランティア等との連絡調整</li> </ul>

## 第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第5節 ボランティア受入体制の整備

### 第1 方針

阪神・淡路大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されるとともに、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な災害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため、大規模災害発生時にボランティア活動が速やかに立ち上がり効果的にいかされるよう、平常時からNPO・ボランティア等との連携協力関係を構築しておくとともに、災害時にそのマンパワーを有効に活用できるよう受入体制や活動環境の整備を積極的に行う必要がある。

### 第2 ボランティア活動の普及啓発

【主な実施機関：市（防災対策課）、吉野川市社会福祉協議会】

#### 1 ボランティア活動の普及及び啓発

市は、吉野川市社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

#### 2 災害ボランティア登録制度の創設等

市は、災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、災害ボランティア登録制度を創設する。

##### (1) 登録対象者

- ア 市内に在住又は勤務する個人又は団体
- イ 市内に活動拠点を有する個人又は団体

##### (2) 活動内容等

- ア 一般ボランティア
  - 特別な資格を必要としない次のような活動を行う。
  - (ア) 炊出し
  - (イ) 清掃
  - (ウ) 救援物資の管理及び配付
  - (エ) 被災者の生活支援や話し相手
  - (オ) 専門職ボランティアの補助等

- イ 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- (ア) 平常時に行う建物の耐震診断
- (イ) 災害時に行う建物の危険度判定
- (ウ) アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- (エ) パソコン通信等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- (オ) 特殊車両による救援
- (カ) 救急救護
- (キ) メンタルケア
- (ク) 介護
- (ケ) 通訳・手話等

#### ウ ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティア・ニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

### 第3 ボランティア受入体制等の整備

市及び吉野川市社会福祉協議会は、NPOやボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう「災害ボランティア登録制度」を活用するなど、受入側の体制整備に努める。

また、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等により体制づくりを推進する。

### 第4 NPO・ボランティア等との連携

市及び吉野川市社会福祉協議会は、平常時から徳島県災害ボランティア連絡会等を通じて、NPO・ボランティア等、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

## 第6節 企業防災の促進

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

### 第1 方針

市は、災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの「事業継続マネジメント（BCM）」の取組みを通して企業の防災活動の推進に努めるものとする。

### 第2 企業の事業継続計画策定等の支援

#### 1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、市は、こうした取組みに資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

#### 2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。そのため、市は企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業等が地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努める。

また、市は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に対するアドバイスを行うものとする。

## 第7節 避難対策の充実

### 第1 方針

被害の効果的な軽減には、南海トラフ地震はもとより各種災害に対しても地域ごとの詳細な避難計画の策定と、この避難計画に基づく避難訓練の実施及び検証が不可欠である。

このため、市は災害等から住民の生命、身体の安全を確保するため、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒体制をあらかじめ計画し、総合的、計画的な避難対策の推進を図る必要がある。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

### 第2 避難場所・避難所の確保

【主な実施機関：市（防災対策課，教育総務課，学校教育課，生涯学習課，社会福祉課）】

#### 1 指定緊急避難場所

##### (1) 指定緊急避難場所の指定

市は防災施設の整備状況、地形・地質、その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種類（洪水、がけ崩れ・土石流及び地すべり、地震、大規模な火事、浸水等）ごとに指定しておくものとする。

※指定緊急避難場所；資料編14. その他資料

##### (2) 指定緊急避難場所に関する事項

- ア 市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。
- イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市に届出する。
- ウ 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

##### (3) 指定緊急避難場所の整備

市は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、指定緊急避難場所の環境整備に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

ア 指定緊急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民への周知を図る。

また、誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

イ 指定緊急避難場所内で円滑な給水活動ができるよう、ポンプ、浄水器等の整備及び水源の確保を図る。

ウ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

## 2 指定避難所

### (1) 指定避難所の指定

市は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で、指定する。

### (2) 指定避難所に関する事項

ア 市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止しようとするときは、市に届出する。

ウ 市は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 市は、指定避難所（学校）については、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

オ 市は、指定避難所については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。

カ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

キ 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

ク 市は、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

ケ 市は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に、マニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮す

るよう努めるものとする。

### 第3 避難路の選定

【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課）】

市は、住民が安全に指定緊急避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保するものとする。

- (1) おおむね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとし、原則として一方通行で避難できること。
- (3) がけ崩れ、浸水等の危険のない道路であること。

### 第4 避難に関する広報

【主な実施機関：市（防災対策課）】

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行う。この際、近年の豪雨災害の教訓を活かし、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解の促進、及び住民の避難行動等を支援する5段階の警戒レベルでの防災気象情報等の提供などについて周知を図る。

また、指定緊急避難場所については、標示板を設置し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

#### 1 指定緊急避難場所等の周知

指定緊急避難場所について、地域住民に対し次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在位置
- (3) 経路
- (4) その他必要な事項

#### 2 避難のための知識の普及

次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- (1) 平常時における避難の心得
- (2) 避難時における知識
- (3) 避難収容後の心得

### 第5 避難計画の作成

【主な実施機関：市（防災対策課）】

市は、災害発生時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう具体的な避難計画を作成しておくものとする。

なお、次の事項に留意して作成するものとする。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地等
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
  - ア 給水
  - イ 給食
  - ウ 負傷者に対する応急救護
  - エ 生活必需品の支給
  - オ その他必要な措置
- (5) 避難所における秩序維持
- (6) 災害広報

## 第6 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

【主な実施機関：市（防災対策課）】

市は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動作成指針」に沿って豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、5段階の警戒レベルによる防災情報の提供や市民がとるべき行動、避難すべき区域、判断基準等を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備するものとする。

また、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。具体的な避難対策は「第2編 共通対策 第2章 応急対策」による。

## 第8節 避難行動要支援者支援対策の充実

### 第1 方針

災害発生時には、高齢者、乳幼児、傷病者、身体障がい者（児）、外国人など災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であり、災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害等の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、次により各種対策を実施し、災害時の要配慮者に対する安全確保を図るものとする。

その際、避難行動要支援者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

注) これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

### 第2 避難行動要支援者支援体制の整備

【主な実施機関：市（防災対策課、社会福祉課、介護保険課）】

#### 1 避難行動要支援者支援対策マニュアルの整備

県の作成する避難行動要支援者支援マニュアルをもとに、市におけるマニュアルの整備に努める。

#### 2 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

市は、福祉担当部局と連携のもと、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、自主防災組織、その他地域支援者等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、避難行動要支援者名簿（台帳）を作成する。

##### （1）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ア 介護保険で要介護3以上の在宅で生活する人
- イ 身体障害者手帳1級及び2級の在宅で生活する人
- ウ 療育手帳A判定の在宅で生活する人
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の在宅で生活する人
- オ 65歳以上の寝たきりの人
- カ 65歳以上の一人暮らし、又は家族全員が75歳以上の後期高齢者の世帯
- キ その他、災害時において避難の支援が必要な人

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市等が保有する高齢者や障がい者の情報及び避難行動要支援者本人（又は親族）から得られた情報を活用し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、市は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は、本人の同意に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供する。

ただし、災害時等、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために、特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることは要しない。

なお、名簿の提供に際しては、個人情報の適正な取扱いについて関係者に対し指導するなど、個人情報の保護に努める。

名簿情報提供者は次のとおりとする。

- ア 消防署
- イ 警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ その他地域支援者

### 3 支援体制の整備

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(1) 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって、次に掲げる者とする。

- ア 自主防災組織
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉協議会
- エ その他地域支援者

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、避難支援、救助、安否確認、避難生活上の措置及び避難支援等関係者等の安全確保の措置についての対策を事前に講

じておくものとする。

(3) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達

自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適時適切に発令する。

また、避難準備・高齢者等避難開始として発令する情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。発令に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにするとともに、避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう配慮するものとする。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

情報伝達については、防災行政無線、防災・情報メール、放送事業者によるTV放送、ラジオ放送、緊急速報メール、市ホームページ、広報車・消防団による広報、電話・FAXによる伝達、消防機関・社会福祉協議会・自主防災組織・民生委員・児童委員・その他地域支援者等による直接的な声かけ等、多様な手段を組み合わせるものとする。

#### 4 福祉避難所

市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努める。

### 第3 社会福祉施設等対策

【主な実施機関：市（防災対策課，社会福祉課，介護保険課）】

#### 1 社会福祉施設の安全確保等

社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者，傷病者等の要配慮者であることから，施設管理者は，施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに，土砂災害危険箇所，土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。

また，スプリンクラーについては，義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

さらに，災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても，促進を図るものとする。

市は，浸水想定区域，土砂災害危険箇所，土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため，治水，治山，砂防，地すべり，急傾斜，地震の各事業を関係機関との連携のもと実施するとともに，施設管理者への周知，講習会の推進などに配慮する。

#### 2 避難確保計画の整備

市内の浸水想定区域，土砂災害警戒区域に存在する，主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の所有者又は管理者は，施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため，防災体制に関する事項，避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成するとともに市に報告するものとする。

#### 3 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は，各種調査結果や土砂災害危険箇所，土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて，災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため，あらかじめ自衛防災組織を整え，施設職員の任務分担，動員計画，緊急連絡体制を明確化するものとする。

また，必要に応じ，関係機関との連携のもとに，施設相互間並びに地域住民，自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり，利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努めるものとする。

#### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は，施設の職員等が，防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに，災害時の切迫した状況下においても，適切な行動が取れるよう，あらかじめ災害時における避難計画を策定し，各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に，自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては，居室の配置に配慮するとともに，夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所など地域の特性に配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

#### 5 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は，災害に備え，食料，生活必需品，防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

## 第4 在宅者対策

【主な実施機関：市（防災対策課，社会福祉課，介護保険課）】

### 1 防災知識の普及啓発及び訓練の実施

市は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、広報誌、パンフレット等の配布を行い、地震災害に関する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練を実施するものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるものとする。

### 2 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、県が作成した「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、避難行動要支援者に係る情報（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活の自立度等）の整理・保管に努めるとともに、平常時より自主防災組織や民生委員等、福祉事務所、保健所等の関係機関との連携を図り、避難行動要支援者に係る情報把握に努めるものとする。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難支援プラン策定に努める。

また、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努める。

### 3 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、在宅避難行動要支援者に対する緊急通報装置の設置を促進するなど、必要に応じて緊急通報システムの整備に努めるものとする。

## 第5 外国人等に対する防災対策

【主な実施機関：市（防災対策課，市民課）】

### 1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑に支援できるよう、平常時において外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めるものとする。

### 2 防災知識の普及啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行うとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 3 防災訓練等の実施

市は、在住外国人に対して、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

#### 4 防災基盤の整備

市は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを進めるものとする。

#### 5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保を進めるものとする。

## 第9節 帰宅困難者等対策

【主な実施機関：市（防災対策課）】

### 第1 方針

市は、旅行者や遠距離通勤者等に対し、地震災害により帰宅困難となった場合の避難及び帰宅の支援等、適切に対応できる体制確保に努めるものとする。

### 第2 帰宅困難者等への対応体制の整備

#### 1 市民への普及啓発

市民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

#### 2 企業等への普及啓発

市は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとする。

#### 3 安否確認手段の支援

市は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努めるものとする。

## 第10節 広域応援・受援体制の整備

### 第1 方針

大規模災害が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する必要がある。このため、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って体制の見直し等を行うとともに、他の市町村や防災関係機関との間に相互応援協定等を締結するなど相互の連携を強化し、円滑な応急対策等が行えるよう、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図るものとする。

### 第2 応援活動体制の整備

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課），消防本部】

#### 1 応援体制の整備

市は、応援要請を受けた場合、速やかな応援ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定めるものとする。

- (1) 支援対策本部又は応援班／担当の設置及び運営
- (2) 派遣部隊の編成及び派遣
- (3) 携帯資機材・使用車両等の調達及び運搬
- (4) 応援活動の作業手順等

#### 2 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食料、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

### 第3 応援要請・受援体制の整備

【主な実施機関：市（防災対策課），消防本部】

#### 1 応援要請体制の整備

市は、災害発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定めるものとする。また、応援の要請や受援業務の実効性を高めるため、災害対策本部体制に受援班／受援担当を設置するものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

##### (1) 応援要請手続

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員，物資等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(2) 応援要請の連絡方法

- ア 応援要請は口頭又は電話により行う。
- イ 応援要請後，2の(2)で定める活動計画をFAXにより送付する。
- ウ 文書による応援要請は，災害による混乱が収拾した後に行う。

## 2 受援体制の整備

市は，応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう役割分担，具体的な活動拠点，対象業務等の受援体制の整備手続きを定め，実効性の確保に努めるものとする。

なお，受援体制検討の主な内容は次のとおりとし，受援体制の整備に努める。

(1) 災害対策本部体制に受援班／担当の設置

(2) 災害対策本部受援班／担当の役割

- ア 受援に関する状況把握・とりまとめ要領
  - イ 資源の調達・管理要領
  - ウ 庁内調整要領
  - エ 調整会議の開催要領
  - オ 応援職員への支援要領
- 応援職員の受入に当たり配慮すべき事項（例）
- ・スペースの確保
  - ・資機材等の提供
  - ・執務環境の整備
  - ・宿泊場所に関するあっせん等

(3) 災害対策本部各班への業務担当窓口（受援）の設置及び役割

- ア 受援に関する状況把握
- イ 資源の調達・管理要領
- ウ 災害対策本部受援班／担当への報告要領
- エ 調整会議への参加
- オ 応援職員への支援要領

(4) 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊に対して，いつから，どこで，何を，いつまで応援活動を要請するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

## (5) 応援要請及び応援活動の記録の作成

- ア 応援の要請先, 要請日時, 要請内容
- イ 回答先, 回答日時, 回答内容
- ウ 応援部隊の到着日時, 人員, 責任者の氏名・連絡先
- エ 活動(滞在)期間, 自立度(食料, 飲料水, 宿舎)
- オ 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- カ 応援活動実績記録(事故等の記録を含む)
- キ 撤収日時

## (6) 応援受入マニュアルの作成

他市町村等からの多人数の応援部隊の受入を円滑に行うため、「広域応援受入マニュアル(仮称)」の作成に努める。

## 第4 相互応援協定の締結

市は、隣接する市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い離れた位置にある市町村との相互応援協定の締結をするなど広域応援体制の拡充に努めるものとする。

また、すでに締結している協定についてはその内容を常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結状況は次のとおりであり、連絡担当部局及び電話番号等については、不継続に見直しを行っておくものとする。

また、災害による通信機能の途絶等一定の条件のもとでは、応援を要請される側が自らの判断により出動ができるような協定の見直しについて検討するものとする。

## (1) 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

徳島県及び県内 24 市町村

## (2) 徳島県 8 市の災害時相互応援協定

徳島市, 鳴門市, 小松島市, 阿南市, 美馬市, 阿波市, 三好市

## (3) 県外の市町村

協定締結市町村	連絡担当部局	電話番号
倉吉市	総務部防災安全課防災安全係	0858-22-8162

## 第11節 情報通信機器・施設の運用・管理

### 第1 方針

大規模な災害が発生した場合、多種多様かつ多量な災害情報が発生するなかで、市及び防災関係機関は緊密な連携のもとに被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要がある。

このためには、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠であることから、市及び防災関係機関は、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

### 第2 情報通信体制の整備

【主な実施機関：市（防災対策課、総務課、管財システム課）、  
防災関係機関】

#### 1 情報収集体制の整備

市及び防災関係機関は、市内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等情報収集体制を整備するとともに、県防災行政無線地上系システム及び衛星通信システム及び市防災行政無線システムの活用を図るなど、情報収集機能の向上に努めるものとする。

#### 2 情報連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等情報伝達体制を整備するものとする。

##### (1) 指定電話及び情報連絡担当者

市及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うためあらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

##### (2) 市の情報連絡体制

市の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

ア 災害対策本部が設置されていない場合 防災対策課（電話 22-2235）

イ 災害対策本部が設置された場合 本庁東棟2階（電話 22-2206）

##### (3) 通信手段の多様化

市及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話、タクシー等の業務無線等各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努めるものとする。

#### 3 広報体制の整備

市は、住民及び事業所に対し被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等広報体制を整備するとともに、災害情報を迅速に広報するためのシステムの確立等情報伝達

機能の向上に努めるものとする。

### 第3 防災通信システムの整備

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課，管財システム課），徳島県】

#### 1 吉野川市防災行政無線システムの維持・整備

市は，災害情報の収集及び伝達・連絡のために，次により構成される防災行政無線システムを維持・整備し活用を図る。

- (1) 親局設備
- (2) 再送信子局
- (3) 屋外拡声子局
- (4) 遠隔制御装置
- (5) 戸別受信機

#### 2 職員召集メールの維持・整備

市は，防災対策要員を緊急に招集できるよう，吉野川市防災・情報メールを整備・活用するものとする。また，防災対策要員は吉野川市防災・情報メールに連絡先を登録・更新し，迅速な災害情報の伝達に活用するものとする。

### 第4 防災情報システムの整備

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課，管財システム課），徳島県】

#### 1 防災情報システムの整備

市は，被害状況の集計・分析やパソコン通信等に活用するためコンピューター等情報関連機器の整備に努めるものとする。

#### 2 防災情報システムの耐震化

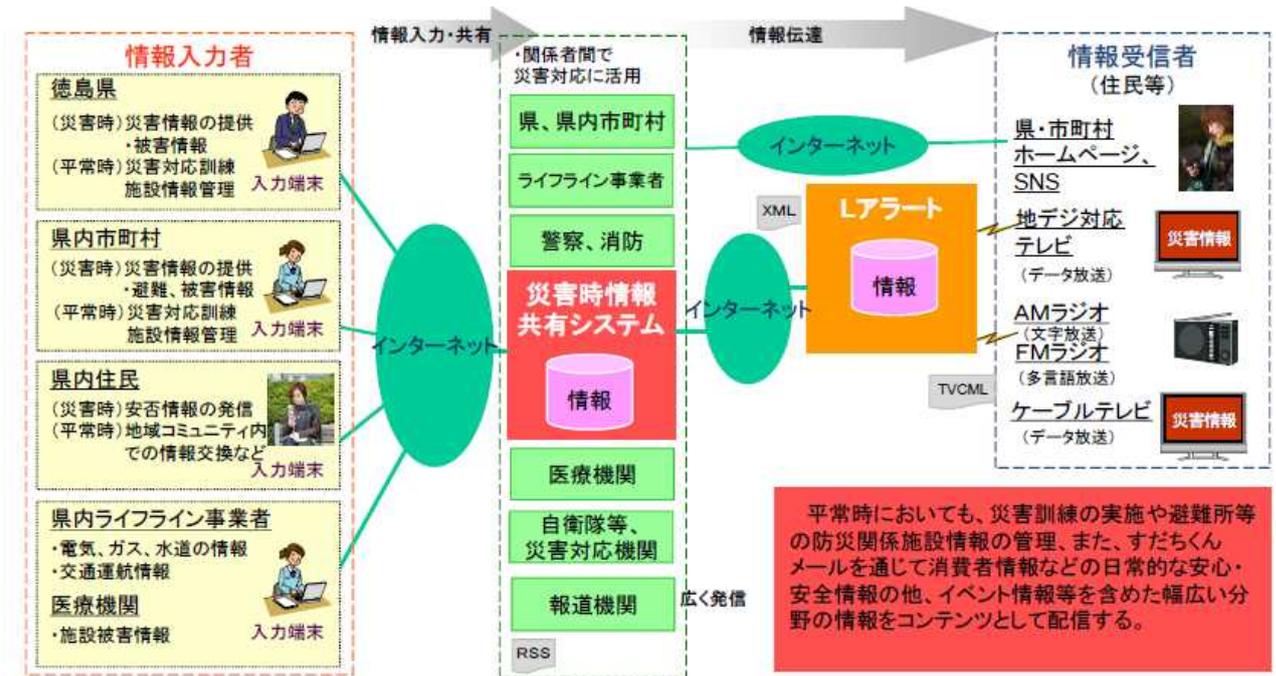
市は，地震に備えて防災情報システム耐震化を図るため，次のような措置を検討するものとする。

- (1) 無停電電源装置の導入
- (2) 防災関連システムのコンピューター設置場所への免震床の導入
- (3) 主要機器のシステムの二重化

#### 3 防災情報の共有

市は，災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため，県との防災情報の共有を進める。

【災害時情報共有システムを活用した情報提供体制のイメージ】



- (1) インターネットを利用した防災情報等の共有及び伝達（災害時情報共有システム，防災・危機管理ポータルサイト「安心とくしま」）
- (2) 携帯電話や携帯メール（すだちくんメール）を利用した情報の収集伝達
- (3) 被災者支援システム
- (4) Lアラート等を利用したデータ放送への防災情報の伝達

第5 吉野川市防災・情報メールの活用

市は、住民に災害情報を伝達するため、防災・情報メールの登録を推進し、その活用を図る。

第6 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達体制等の整備

市は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

また、市は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

第7 エリアメール・緊急速報メールの活用

市は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

第8 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，地籍，建築物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

## 第12節 防災拠点施設等の整備

### 第1 方針

市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

### 第2 地域の拠点となる避難所の整備・選定

【主な実施機関：市(防災対策課, 総務課, 学校教育課, 生涯学習課, 社会福祉課, 建設課), 消防本部】

市は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー(支援)する地域の拠点となる避難所について、県が「拠点避難所」として整備する県立学校等や、市自らが整備する避難所を「拠点避難所」として選定しておくものとする。

#### 1 拠点避難所のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

#### 2 拠点避難所として有すべき機能

- (1) 建物の耐震化, LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保
- (2) 雨水タンク, 防災井戸, 太陽光発電装置などライフラインの整備
- (3) 簡易トイレ, 炊き出し用資材, テントなど避難生活等に必要な資機材等
- (4) ヘリポート

### 第3 防災上重要建築物

- (1) 災害対策本部  
本庁舎
- (2) 災害対策支部  
各支所
- (3) 応急活動拠点  
消防署
- (4) 避難収容拠点

鴨島公民館, 文化研修センター, 吉野川市民プラザ, 川島体育館, 山川体育館, アメニティセンター, 吉野川市ふるさとセンター

(5) 避難収容拠点

鴨島小学校, 鴨島東中学校, 鴨島第一中学校, 山川中学校, 市立川島中学校

(6) 要介護施設

野菊の里, 鴨島老人福祉センター, 城山老人福祉センター

## 第13節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

### 第1 方針

大規模災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため市は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で、市は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

したがって、市は、徳島県災害時相互応援連絡協議会が示した備蓄方針に基づき、市の特性を踏まえて必要量を算定し、災害応急対策、又は災害復旧に必要な物資、及び資材の備蓄、整備については、平素から十分留意するとともに、逐次整備増蓄するものとする。

### 第2 物資の輸送体制

民間からの調達や国及び他の自治体等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、市は、平時から輸送体制の整備に努める。

県は、市町村の要請に基づき、又は被災の状況等に応じ、要請を待たずに、民間からの調達又は、国及び他の都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する。

市は、指定した拠点へ搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給するため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努める。

吉野川市地域内物資輸送拠点候補地

山川地域総合センター東側南側倉庫

J A麻植郡本所

### 第3 食料の備蓄整備

#### 1 備蓄（被災者用）

家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めることとする。市の人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

なお、備蓄物資の整備については、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第2次）」及び「徳島県中央構造線・活断層地震想定」における「家屋の全壊、消失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を対象者と想定する。

南海トラフ巨大地震における想定避難者避難所生活者数：3,900人

中央構造線・活断層地震における想定避難者避難所生活者数：5, 300人

## 2 備蓄（災害対策本部要員用）

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、災害対策本部の職員がその能力を最大限発揮できるよう、3日分の食料等の備蓄に努める。

## 第4 飲料水の給水体制

### 1 運搬給水の備え

市は、別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の備蓄を行う。

### 2 拠点給水の整備

市は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等を備蓄する。

## 第5 生活必需品等の備蓄整備・充実

生活必需品等については現在の備蓄のさらなる整備、充実に努めるとともに、民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努める。

また住民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

## 第6 水防に必要な備蓄資機材の整備

水防活動に際し、自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に応急支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検をし、不足する資材の補充整備をする。

また、重要水防区域内堤防延長1,000メートルないし2,000メートル毎に1棟の割合で面積33平方メートルの水防倉庫を設置し、必要な機材を備えつけるように努めるものとする。

## 第7 備蓄の現況

市の備蓄の現況については資料編を参照すること。

※吉野川市災害用備蓄品の現況；資料編6. 防災資機材に関する資料

## 第14節 孤立集落対策の強化

### 第1 方針

市は、災害により孤立化が予想される集落に対して、あらかじめ、講じる対策について定める。

### 第2 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等の恐れがある個所に対する事前通行止め
- (3) 洪水による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積等

### 第3 孤立予想集落

市内で災害発生時に孤立化が予想される集落は46箇所ある。

### 第4 孤立化防止対策

#### 1 通信手段の確保

- (1) 市は、孤立化し通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）の配備に努める。
- (2) 市は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知を行う。

#### 2 ヘリコプター離着陸場の確保

市は、孤立化が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定める。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努める。

#### 3 生活物資の備蓄の促進

市は、孤立が予想される集落において、大量の水（一週間分以上）、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努める。

## 第15節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトに基づく施策の推進

### 第1 方針

大規模災害発生時において、病院の機能停止をはじめ、長期の避難生活における身体・精神的疲労などが被災者の健康面に影響し、災害関連死が発生していることに鑑み、市は、県が推進する「徳島県戦略的災害医療プロジェクト・基本戦略」に基づき施策を推進する。

同プロジェクトにおいては、基本戦略が目指す姿として、圏域ごとの災害医療力の強化、医療やケアなどが必要な方々に対する健康支援体制の整備、災害関連疾患を防止するための避難環境の向上、情報共有機能の強化、防災用品の普及と先進的な技術・製品の導入が掲げられている。

これらの施策実現のため、市は、県、防災関連機関及び市医師会等との連携の強化を図り、圏域内における平時から災害に備えた医療提供体制構築の推進を図る。

### 第2 施策の推進

【主な実施機関：市(防災対策課、健康推進課、社会福祉課)、医療関係機関】

#### 1 災害医療力の強化・応援受援体制の構築

市は、「徳島県戦略的災害医療プロジェクト・基本戦略」が定める災害医療圏域は、東部Ⅲ圏域に所在しており、東部Ⅲ圏域における災害医療力の強化を目指す必要がある。

このため、市は、徳島県東部保健福祉局吉野川保健所、吉野川市医師会等との連携を密にし、体制強化や応援・受援体制の構築を推進する。

#### 2 要配慮者支援の強化

##### (1) 災害時要配慮者への支援

市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など災害時要配慮者について、災害後の円滑な避難や被災時の健康維持が図られるよう、多様なサポート体制を整備する。

##### (2) 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

市は、医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も同一水準の医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

#### 3 避難所運営体制及び避難環境の向上

##### (1) 避難所運営体制

避難所運営体制は、本編第2章第10節避難対策の実施に基づき行うものの、避難環境の向上として、以下に配慮しつつ取り組むものとする。

##### (2) 避難環境の向上

###### ア 生活の質を重視した避難所の運営

避難所を中心に被災者に対し、効果的な支援ができるよう、県及び各防災関係機関、災害対策部門、災害医療や保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症や栄養等各専門チー

ムの連携を強化し、効果的な支援ができるよう体制整備を進める。

また、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際最低基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に取り組む。

#### イ 多様な避難環境の創出

市は、避難者が、避難生活を快適環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出に配慮するとともに、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制づくりに努める。

### 4 情報共有機能の強化

#### (1) 住民への情報提供、住民からの情報把握

いかなる災害時においても、住民が気象情報や避難情報を入手でき、ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、テレビ、ラジオ、無線、電話、インターネットなど、多様・多種化した通信・情報手段の確保に取り組む。

#### (2) 医療や防災関係機関との情報共有

災害時の医療提供を迅速かつ的確に行えるよう、また、医療や防災関係機関間の情報共有と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」の活用を図る。

## 第16節 大規模停電への備え

### 第1 方針

市は、大規模災害の発生による、大規模停電に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。このため、日頃から各種対策を推進し、大規模停電時の被害の軽減に努めるものとする。

### 第2 大規模停電に備えた対策の強化

【主な実施機関：市(防災対策課, 各課) 防災関係機関等】

#### 1 知識の普及・啓発

市は、あらゆる機会を通じて、市民に対し大規模停電に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。おもな普及・啓発項目は以下のとおり。

- (1) 大規模停電時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

#### 2 業務の継続に向けた取り組み

市、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、非常用電源の確保に努めるものとする。

#### 3 訓練の実施

市及び防災関係機関等は、大規模停電を想定して訓練を行うよう努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ.....	2-47
第2節	活動体制.....	2-50
第3節	情報通信.....	2-60
第4節	災害情報の収集・伝達・報告.....	2-67
第5節	災害広報.....	2-77
第6節	自衛隊災害派遣要請.....	2-79
第7節	防災関係機関応援要請及び受入体制.....	2-84
第8節	他の自治体被災時の応援.....	2-89
第9節	災害救助法の適用.....	2-91
第10節	避難対策の実施.....	2-92
第11節	交通確保対策.....	2-106
第12節	緊急輸送対策.....	2-110
第13節	消防防災ヘリコプター等の活用.....	2-112
第14節	消防活動等.....	2-114
第1款	消火活動.....	2-114
第2款	水防活動.....	2-117
第3款	被災建物及び被災宅地に対する安全対策.....	2-119
第15節	救出・救助対策.....	2-121
第16節	医療救護活動.....	2-124
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給.....	2-129
第1款	応急給水.....	2-129
第2款	食料供給.....	2-131
第3款	生活必需品等の供給.....	2-134
第4款	生活情報の提供.....	2-136
第5款	LP ガスの供給計画.....	2-137
第18節	保健衛生, 防疫, 遺体の火葬等の実施.....	2-138
第1款	保健衛生活動.....	2-138
第2款	防疫.....	2-140
第3款	遺体の捜索及び火葬等.....	2-142
第19節	要配慮者支援対策の実施.....	2-146
第20節	動物救済対策.....	2-149
第21節	廃棄物の処理.....	2-150
第22節	住宅の確保.....	2-154
第1款	応急仮設住宅の供与.....	2-154
第2款	住宅の応急修理.....	2-156
第3款	被災者向け住宅の確保.....	2-157
第23節	障害物の除去.....	2-158
第24節	ボランティア活動の支援.....	2-160
第25節	義援金・義援物資の受入・配分.....	2-162
第26節	公共土木施設等の応急対策.....	2-165
第1款	公共施設等.....	2-165
第2款	農業用施設等.....	2-174
第27節	教育対策.....	2-176
第28節	災害警備対策.....	2-181
第29節	応急金融対策.....	2-183
第30節	労務供給計画.....	2-185

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害応急対策の流れ

#### 第1 方針

市及び各防災関係機関は災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

また、市は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した個別災害対応業務実施マニュアル等の整備を推進する。

#### 第2 災害応急対策の流れ

【実施機関：市（全部署、職員）、各防災関係機関】

災害発生時・発生の恐れのある各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

##### 1 気象警報等が発表中〔初動態勢を確立し、災害発生に備え警戒〕

- (1) 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達，避難
- (2) 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (3) 必要に応じて災害対策本部・支部の設置，消防団等の指揮体制確立
- (4) 被害情報の収集・共有
- (5) 河川等の警戒監視の強化
- (6) 避難指示（緊急）等の発令

##### ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令

- (ア) 避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施，管理・運営担当職員の派遣）
- (イ) 避難行動要支援者の所在確認，避難所等への移動
- (ウ) 一般住民の避難準備
- (エ) 児童生徒等の安全確保

##### イ 避難勧告の発令

- (ア) 一般住民の移動避難，避難所への収容
- (イ) 避難所備蓄物資による対応
- (ウ) 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）

##### ウ 避難指示（緊急）の発令

- (ア) 残留住民の移動避難，建物上層階等での籠城避難

## 2 地震、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- (1) 防災関係機関職員の緊急参集
- (2) 災害対策本部の設置，防災の指揮体制確立
- (3) 消防機関による人命救助・救急活動
- (4) 消防機関による消火活動
- (5) 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- (6) 被災状況により自衛隊等の出動準備要請，派遣要請

## 3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- (1) 被害情報の収集報告
- (2) 国，自衛隊，県，他市町村等応援要員の受援体制の確立
- (3) 避難者対策の実施
  - ア 避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施，管理・運営担当職員の派遣）
  - イ 避難所の避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
  - ウ 避難所等への仮設トイレの設置
  - エ 避難所等への食料・生活必需品の輸送
  - オ 避難所での要配慮者の支援対策の実施
  - カ 避難所外避難者の状況の把握
  - キ 救護所の開設
  - ク 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため，警報等の情報提供
- (4) 各種施設の被災状況の把握
- (5) 物資等の緊急輸送手段の確保
- (6) 道路等公共施設の緊急対策
- (7) 被害状況の把握
- (8) ライフライン，公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- (9) 帰宅困難者対策
- (10) 災害救助法の適用
- (11) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- (12) 遺体の一時安置場所の確保
- (13) 被災建築物応急危険度判定

## 4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- (1) ボランティアセンターの設置
- (2) ボランティアの受入れ
- (3) 義援金の受付
- (4) 義援金の受入
- (5) 救援物資の受入，仕分け，配分
- (6) 学校施設の応急復旧，応急教育の実施
- (7) 疫学調査，健康診断，被災地への防疫処理

**5 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕**

- (1) 公営住宅等の提供
- (2) 被災住宅の応急修理
- (3) 被災者の心のケア
- (4) 被災者の生活支援
- (5) 遺体の検視, 身元確認, 火葬
- (6) 災害廃棄物の処理
- (7) 道路等公共土木施設の応急復旧
- (8) ライフラインの応急復旧 (ガス・水道・下水道)

**6 災害発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕**

- (1) 学校教育の再開
- (2) 義援金の配分
- (3) 被害者生活再建支援法の適用
- (4) 応急仮設住宅の建設

## 第2節 活動体制

【実施機関：市，各防災関係機関】

### 第1 方針

市の地域において災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，防災関係機関はもとより民間団体や住民等も含めて一致協力して災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め，災害被害を最小限に止める必要がある。

このため，市は，災害の状況等による配備に応じた災害応急体制を設置し，的確かつ円滑に防災業務の遂行にあたる。

#### 【災害対応体制】

- 第1次配備：警戒体制
- 第2次配備：災害警戒本部・支部設置
- 第3次配備：災害対策本部・支部設置

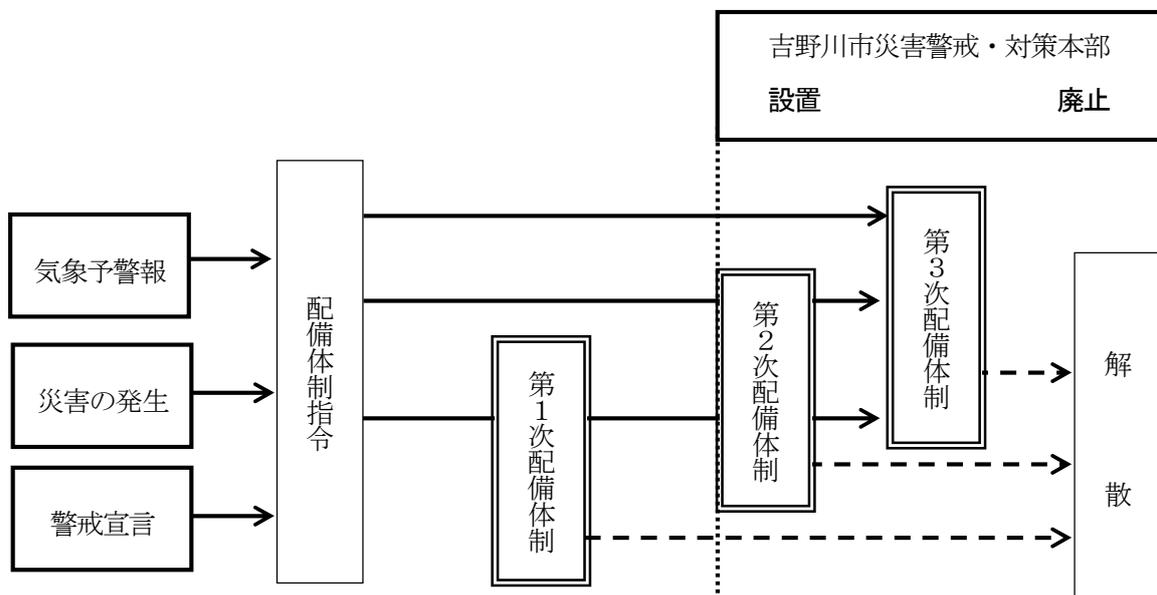
また，南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは，災害対策基本法に基づき，直ちに災害対策本部を設置し，第3次配備体制をとる。

### 第2 災害対応体制の配備，職員の非常配備

#### 1 職員配備体制

市において，災害が発生した場合，職員は勤務時間の内外を問わず，自身の安全確保に十分配慮しつつ，あらかじめ定められた配備体制に基づき，所定の業務に従事するものとする。

なお，職員の配備体制は，次に示すとおり第1次配備体制から第3次配備体制の3段階とする。



## 2 災害対応体制の配備基準

## (1) 配備基準

配備区分	配備基準		配備要員
	風水害	地震	
第1次配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨強風等による相当な災害の発生が予想される とき（防災局長による判断）</li> <li>○台風が接近する恐れがある とき</li> <li>○吉野川市雨量 1時間雨量：20mm以上 又は3時間雨量：40mm以上</li> <li>○岩津水位 水防団待機水位3.30mを超 えるとき</li> <li>○中央橋水位 水防団待機水位3.40mを超 えるとき</li> <li>○池田ダム放流 洪水警戒体制に入ったとき 又は放流量が500t/sを超 えたとき</li> <li>○警戒レベル3と判断する とき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震度4の地震が発生した とき</li> <li>○地震災害に対する警戒宣 言が発令されたとき</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報 (調査中)が発表された とき</li> </ul>	<p>【本部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災局長</li> <li>・総務部長，次長</li> <li>・健康福祉部長，次長</li> <li>・福祉事務所長</li> <li>・建設部長，次長</li> <li>・産業経済部長，次長</li> <li>・消防団長</li> <li>・副教育長</li> <li>・市民部長，次長</li> <li>・防災対策課全職員</li> <li>・総務部指定職員</li> <li>・健康福祉部指定職員</li> <li>・建設部全職員</li> <li>・産業経済部全職員</li> <li>・生涯学習課長，指定職員</li> <li>・その他指定職員</li> </ul> <p>【支部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課長，指定職員</li> <li>・総括支所長 川島支所，指定職員 山川支所，指定職員 美郷支所，指定職員</li> </ul>
第2次配備 (災害警戒本部・支部設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○暴風・大雨・洪水警報が発 表されたとき</li> <li>○台風が徳島県を通過する ことが確実とされたとき</li> <li>○吉野川市雨量 1時間雨量：30mm以上 又は3時間雨量：60mm以上</li> <li>○岩津水位 氾濫注意水位5.30mを超 えるとき</li> <li>○中央橋水位 氾濫注意水位4.90mを超 えるとき</li> <li>○池田ダム放流 放流量が3,000t/sを超 えたとき</li> <li>○警戒レベル4と判断する とき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震度5弱の地震が発生し たとき</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表さ れたとき</li> </ul>	<p>【本部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部次長</li> <li>・全課長</li> <li>・指定職員</li> </ul> <p>【支部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活課長，指定職員</li> <li>・総括支所長 川島支所，指定職員 山川支所，指定職員 美郷支所，指定職員</li> </ul>
第3次配備 (災害対策本部・支部設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○吉野川市雨量 3時間雨量：90mm以上</li> <li>○岩津水位 避難判断水位6.80mを超 えるとき</li> <li>○警戒レベル4又は5と判 断するとき</li> <li>○災害対策本部が設置され たとき ※事態が切迫し，危険性が 大で第2次配備では処理しか ねると認められるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震度5強以上の地震が発 生したとき</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表さ れたとき</li> </ul>	<p>【本部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul> <p>【支部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul>

## (2) 業務内容

災害対策本部運営規程による。

## 3 非常体制の配備決定

非常体制の配備決定は、次により行うものとする。ただし、決定者が不在の場合は(2)で定める代決者が決定し、事後承認を得るものとする。

## (1) 配備決定手続き

## ア 第1次配備体制

第1次配備基準に達したとき、防災局長が決定し、必要に応じて市長へ報告する。

## イ 第2次配備体制

第2次配備基準に達した場合、防災局長が決定し、ただちに「災害警戒本部会議」を開催し、必要に応じて市長へ報告する。

## ウ 第3次配備体制

第3次配備基準に達した場合、市長が決定し「災害対策本部会議」を開催する。

## (2) 代決者

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の命令系統は次のとおりとし、定めた者が不在又は連絡不能の場合は次の者が直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

## 【非常配備の決定者及び代決者】

配備体制の区分	第1次・第2次配備体制	第3次配備体制
決定者	①防災局長	①市長
代決者	②総務部長 ③建設部長	②副市長 ③防災局長
備考 (必要に応じて報告)	○市長 ○副市長 ○教育長	

## 4 職員の配備

## (1) 非常体制配備指令の発令

非常配備の決定者(代決者)は、配備の決定と同時に、職員に対する非常体制配備指令を発令する。

## (2) 非常体制配備指令の解除

非常配備の決定者(代決者)は、災害の発生、継続又は拡大のおそれなくなったと認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

## (3) 職員配備の伝達手段

## ア 第1次配備時における伝達等

防災局長は、指示系統により、警戒体制を伝達・指示する。また、警戒体制中は、連絡系統により、現状の把握を密に行うとともに、各部次長の連絡により状況報告を行う。

## イ 第2次・第3次配備時における伝達手段

## (ア) 勤務時間内

- a 庁内放送
- b 防災行政無線
- c 防災・情報メール
- d 電話

## ○ 庁内放送等の文例

「市長からの緊急指令を伝達します。市長からの緊急指令を伝達します。台風○号による集中豪雨により市内に被害が発生した模様です。(○時○分災害対策本部を設置し、)第○次非常体制により災害応急対策を実施しますので、職員は、既定の計画どおり所定の配備につき、応急対策の実施に万全を期してください。(以上繰り返します。)」

## (イ) 勤務時間外

- a 防災行政無線
- b 防災・情報メール
- c 電話等

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、伝達を待つことなく、直ちに第3次非常体制の配備につくものとする。

## ○ 配備指令の伝達等の文例

「市長からの緊急指令を伝達します。第○次非常体制の配備指令が発令されました。繰り返します。第○次非常体制の配備指令が発令されました。職員は、直ちに配置につき応急対策を実施してください。」

## 5 災害発生時の職員配備計画の作成

- (1) 防災対策課は、別途「吉野川市職員非常配備実施台帳」を作成し、不断に更新するものとする。
- (2) 防災対策課は、非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、伝達系統表をあらかじめ定めておくものとする。

## 6 参集要領

## (1) 参集場所

ア 所属部署へ参集することを原則とするが、南海トラフ地震対策を念頭に、勤務時間外にて

震度5強以上の地震発生時又は道路の冠水等により参集に時間を要する場合は、各職員の居住地を踏まえて定めた第2参集場所とする。

イ ただし、課長職以上の者は、震度5強以上の地震発生時（勤務時間外）又は道路の冠水等により参集に時間を要する場合においても、所属の部署へ参集する。

(2) 参集時の具体的行動要領

具体的な行動要領は別途作成の「職員初動マニュアル」による。

(3) 参集の免除

以下の場合、参集を免除するが、その状況を所属の参集状況とりまとめ担当者へ報告するとともに、参集を妨げる事態が収束次第、直ちに参集する。

ア 職員自身が災害発生中に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重症である場合

イ 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

ウ 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

エ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

オ 当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合

カ その他の事情により特に所属する班の長がやむを得ないと認めた場合

### 第3 配備基準に応じた組織体制

#### 1 警戒体制（第1次配備）

(1) 防災局長の任務

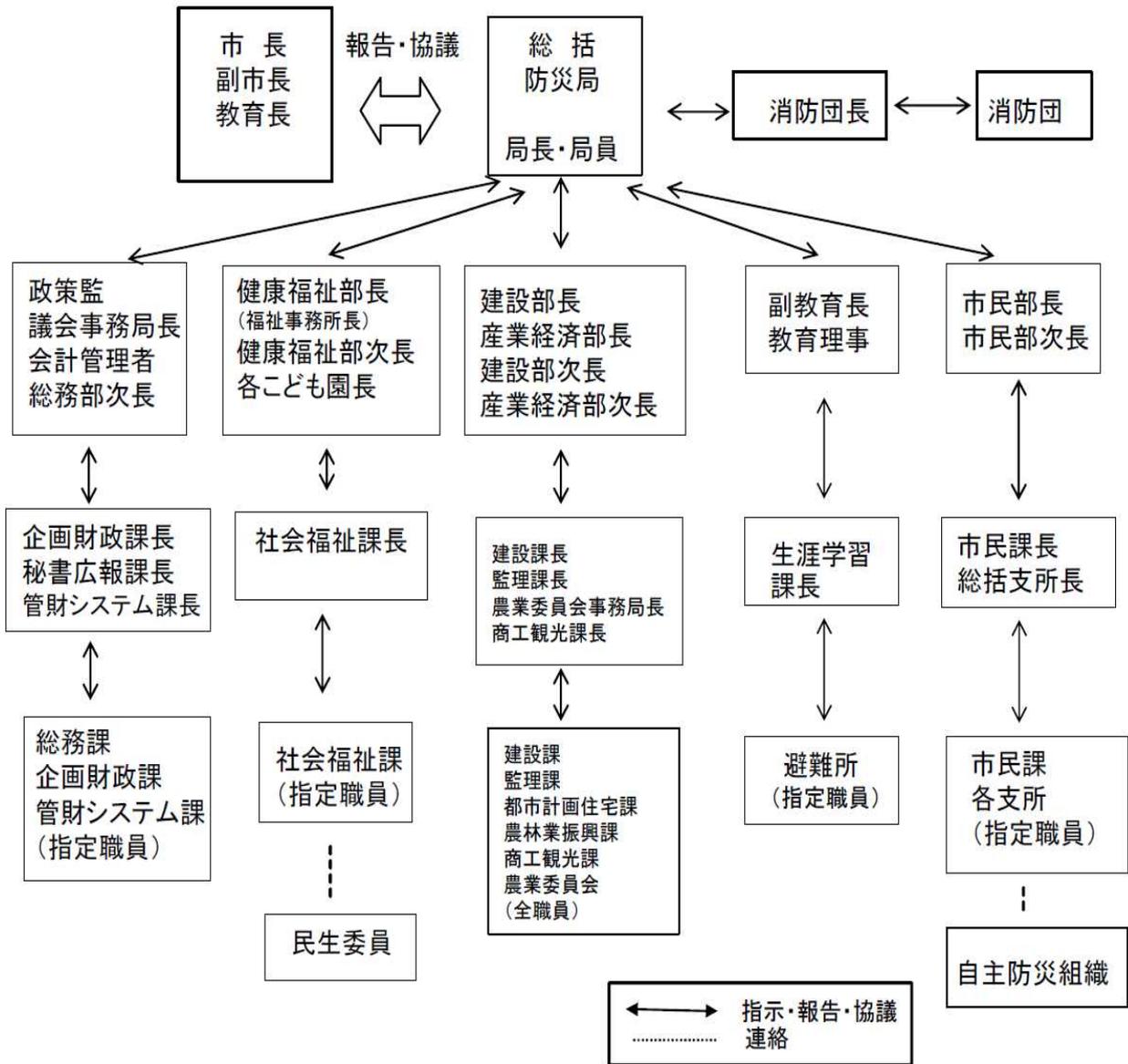
第1次配備基準に達した場合は、直ちに、庁内放送、職員招集メール及び電話等を通じて、配備要員へ警戒体制の配備を指示する。なお、勤務時間外においては、防災局長の指示により、警戒体制を配備する。また、警戒体制中は、各部次長により、現状の把握を密に行うとともに、必要に応じて市長へ状況を報告する。

なお、配備の解除に際しては、総務部長・建設部長・健康福祉部長・産業経済部長・副教育長・市民部長・消防団長との協議により決定する。

(2) 警戒体制要員の任務

「各班の主な任務」に定める第1次配備時の任務を遂行するとともに、各部次長の連絡により状況報告を行う。なお、配備職員等の氏名・連絡先等の詳細は別途に定める。

(3) 体制



## 2 災害警戒本部・支部設置体制（第2次配備）

### （1）防災局長等の任務

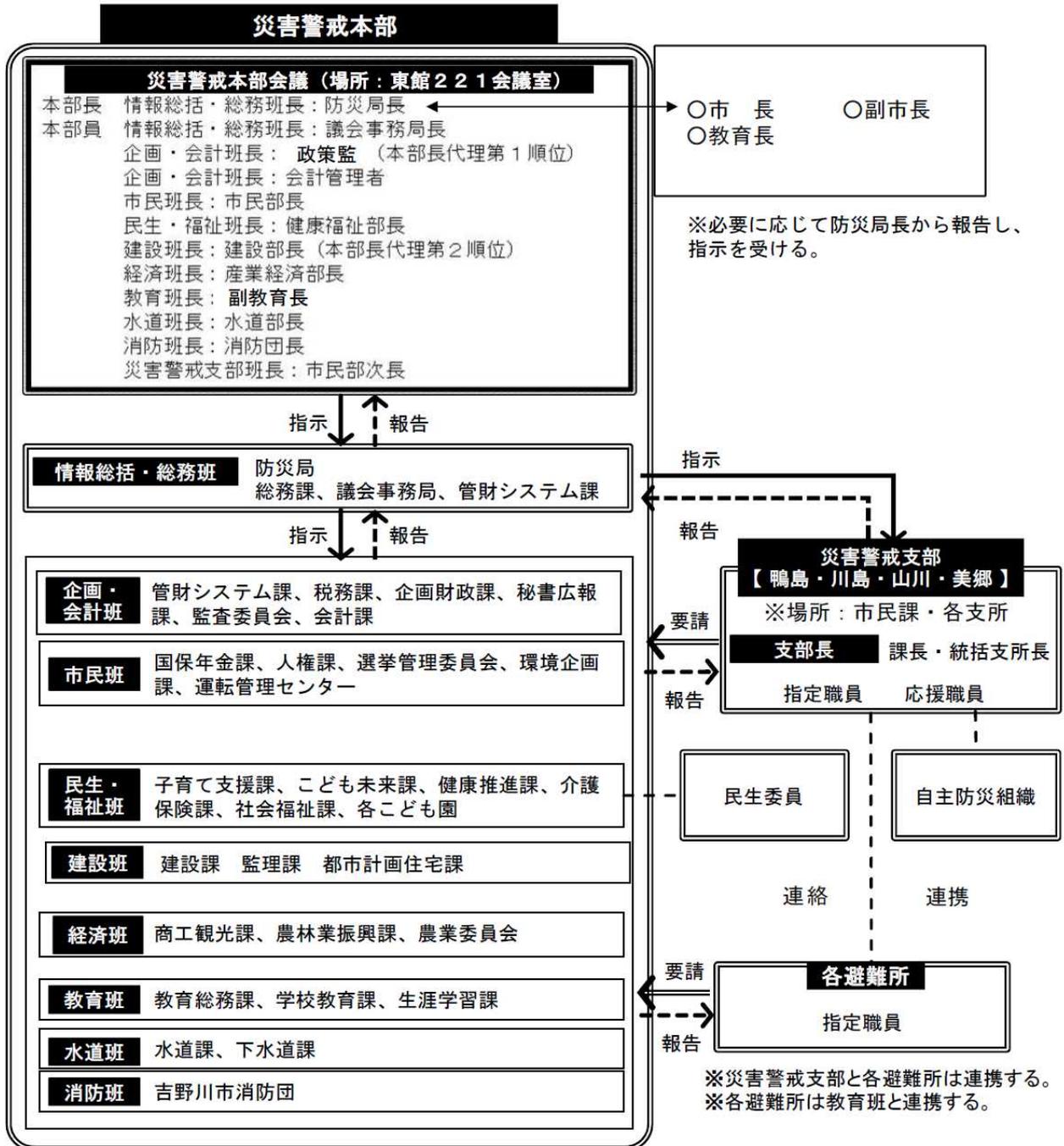
第2次配備基準に達した場合、防災局長は直ちに庁内放送、職員招集メール及び電話等を通じて、配備要員へ警戒体制の配備を指示するとともに、災害警戒本部会議を開催する。

なお、災害警戒本部会議は、情報総括・総務班を状況把握及び指示拠点に、随時、各班の任務のうち重要事項を決定し、各班及び災害警戒支部への指示を行う。また、防災局長は、必要に応じて市長へ状況を報告する。

### （2）災害警戒本部・支部要員の任務

災害警戒本部・支部の配備要員は、「各班の主な任務」に定める第2次配備時の任務を遂行するとともに、情報総括・総務班へ適宜、状況報告を行う。なお、配備職員等の氏名・連絡先等の詳細は別途定める。

(3) 体制



### 3 災害対策本部・支部設置体制（第3次配備）

#### （1）市長等の任務

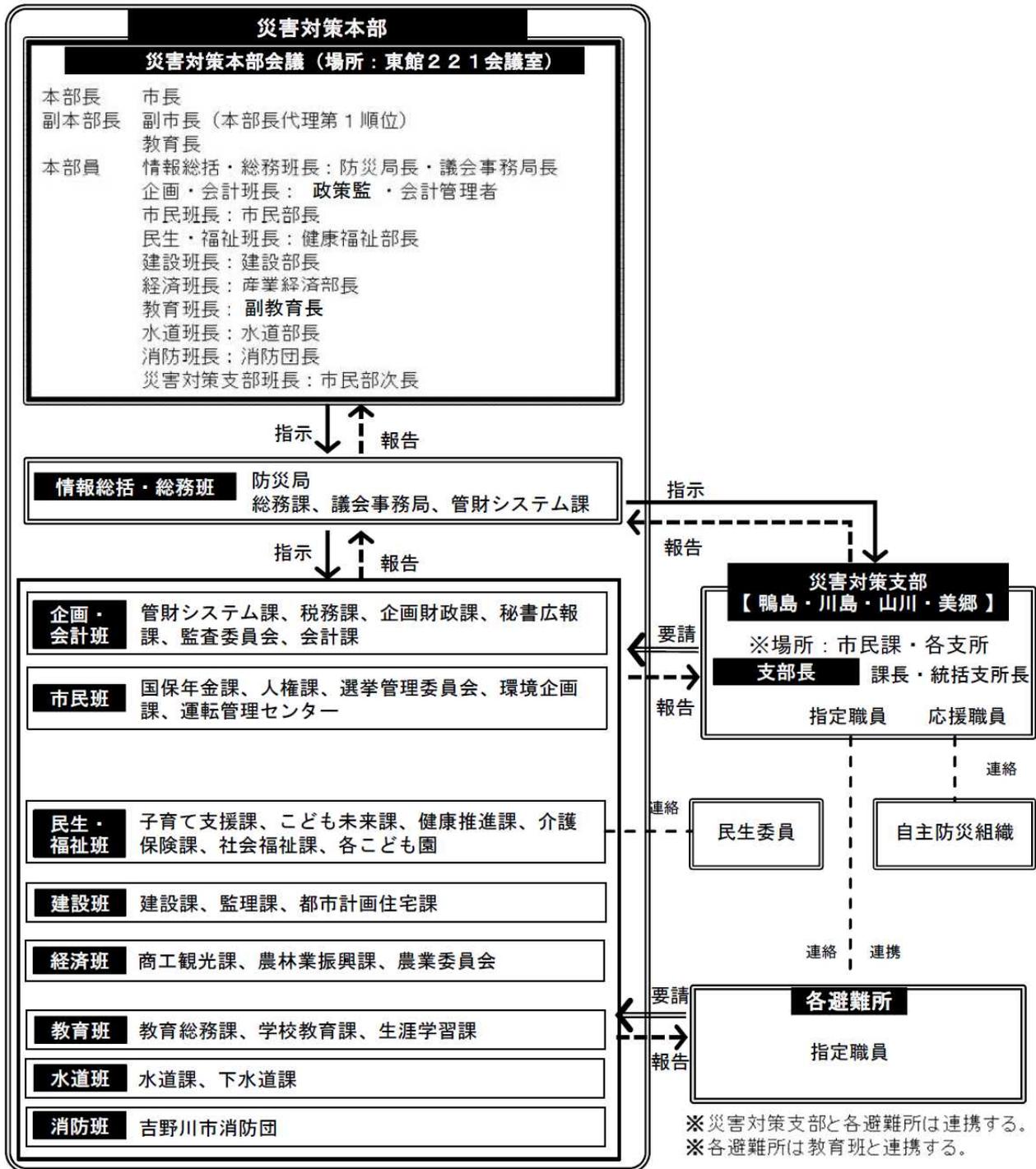
第3次配備基準に達した場合、市長は、直ちに庁内放送、職員招集メール及び電話等を通じて、全職員へ体制配備を指示するとともに、災害対策本部会議を開催する。

なお、災害対策本部会議は、情報総括・総務班を状況把握及び指示拠点に、随時、各班の任務のうち重要事項を決定し、各班及び災害対策支部への指示を行う。

#### （2）災害対策本部・支部要員の任務

各職員は、「各班の主な任務」に定める第3次配備時の任務を遂行するとともに、情報総括・総務班へ適宜、状況報告を行う。なお、配備職員等の氏名・連絡先等の詳細は別途定める。

(3) 体制



第4 非常体制配備の解除

災害対策体制における第1次・第2次、第3次配備は、それぞれ、防災局長、市長が次のとおり認めるときに解除する。

- (1) 市の地域に係る災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき

なお、市長は、災害対策本部を閉鎖した場合は、防災局長を通じて、直ちに配備要員にその旨通知するとともに、徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

### 第3節 情報通信

#### 第1 方針

市は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知する。

また、災害発生後の初動期においては、災害応急対策を実施するために最も重要な通信手段の確保を優先的に行う。

#### 第2 災害通信連絡系統

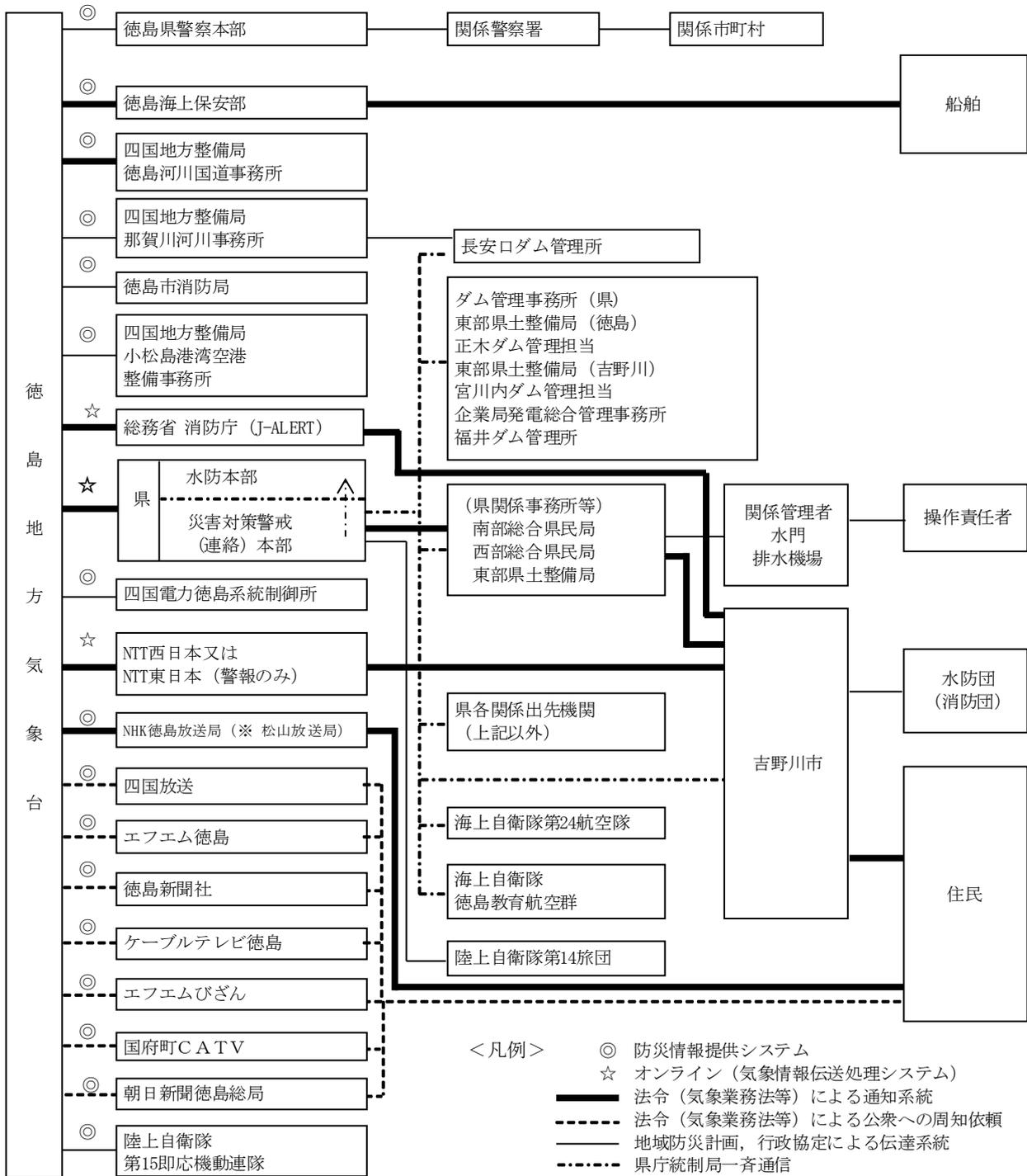
災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底をはかるものとする。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等への周知の措置を義務づけられている。

#### 第3 伝達系統

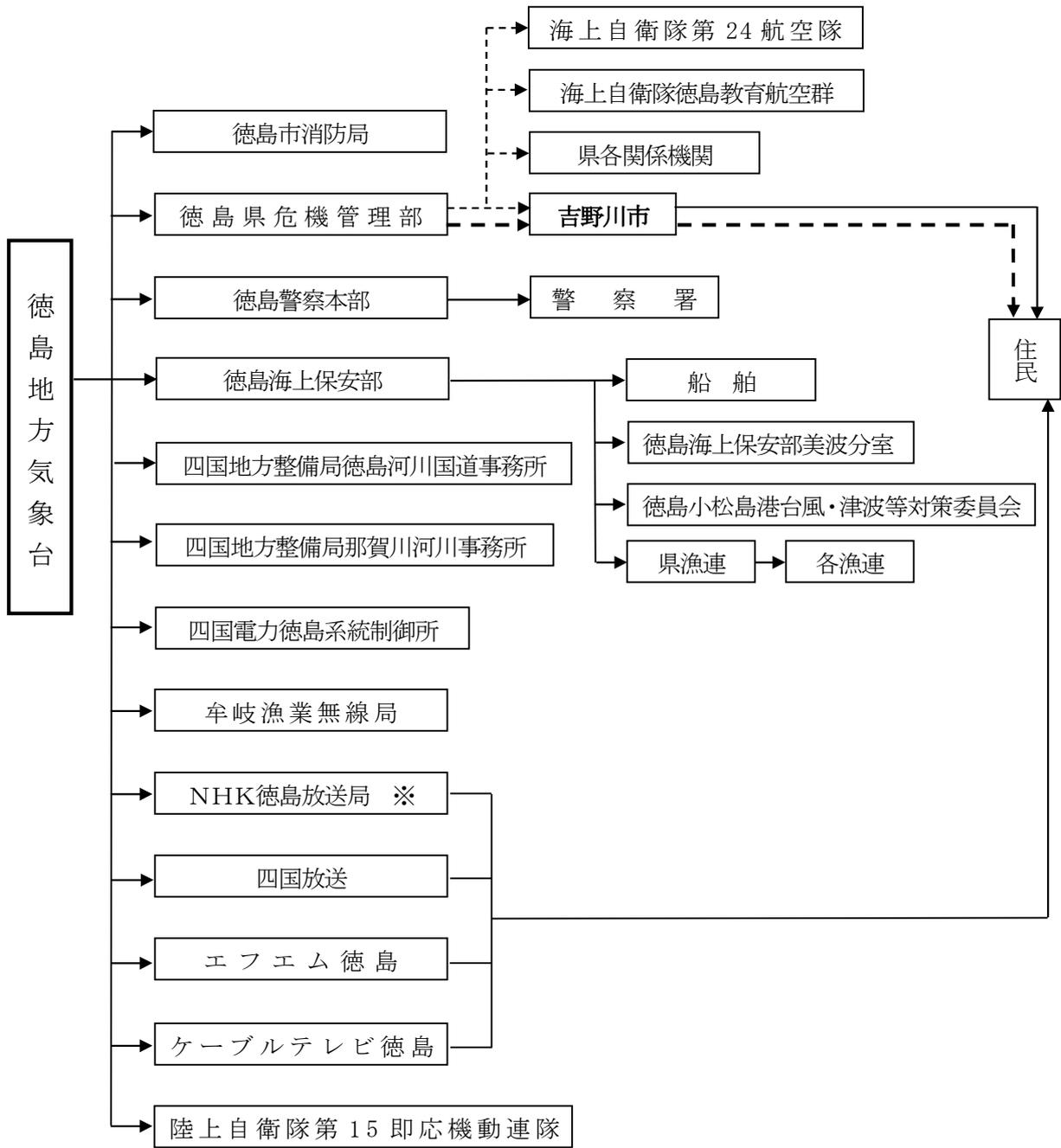
気象に関する特別警報・警報、気象に関する注意報・情報、地震に関する情報、指定河川洪水警報・注意報及び火災気象通報等の伝達は、次の系統により伝達する。

1 気象に関する特別警報・警報の伝達系統



※19時30分～翌09時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

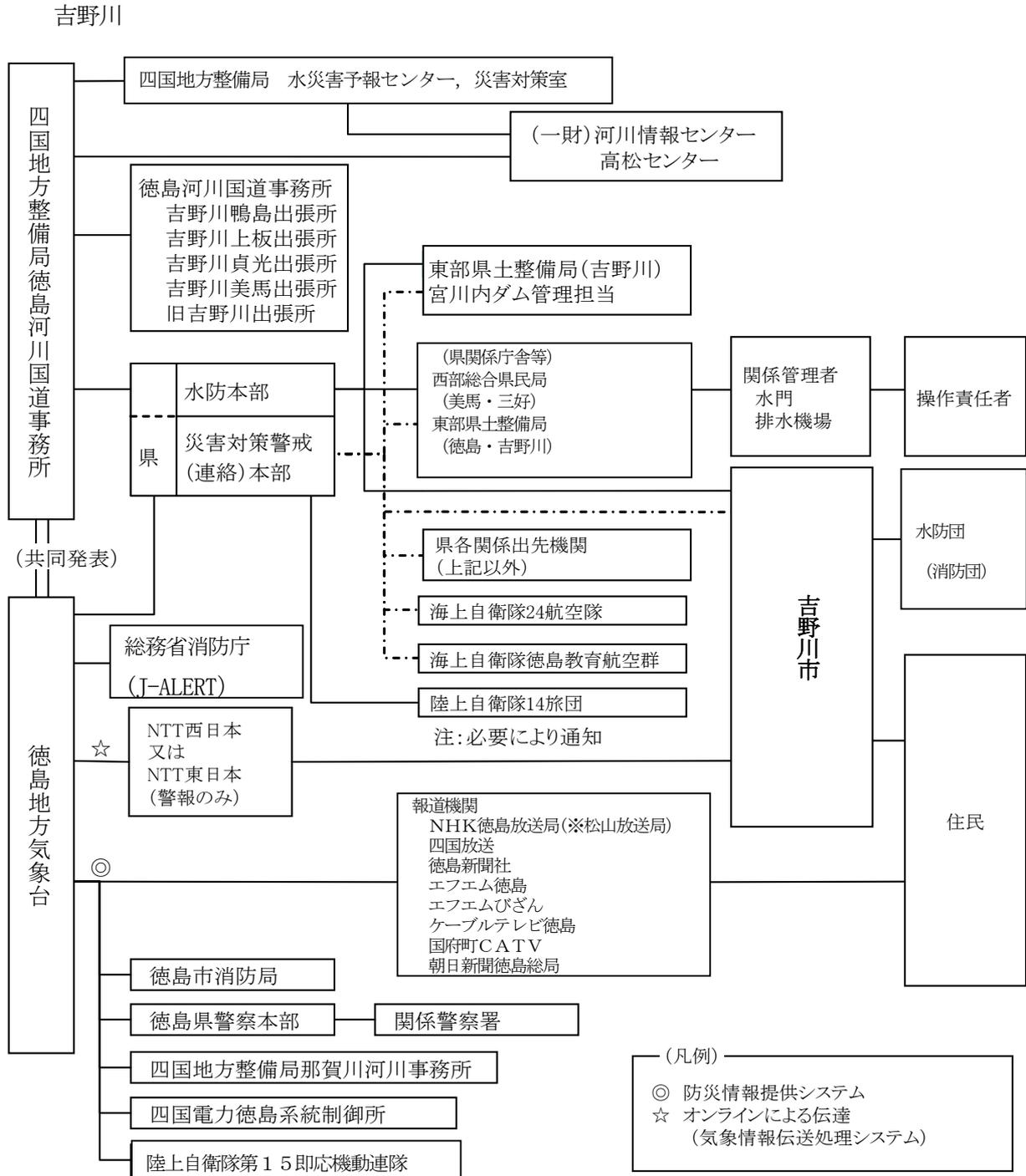
2 気象に関する注意報・情報，地震に関する情報の伝達系統



※19時30分～翌09時30分の時間帯に，NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

### 3 指定河川洪水警報・注意報、情報の伝達系統

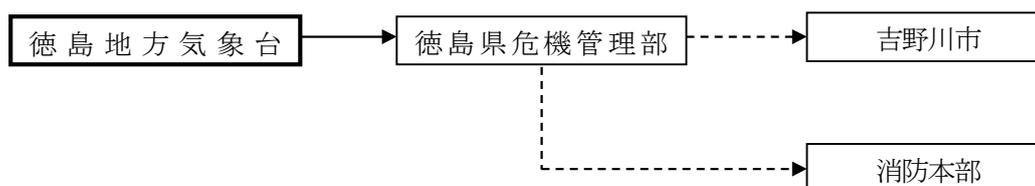
(徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報)



※19時30分～翌09時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

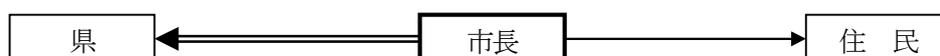
#### 4 火災気象通報等の伝達系統

##### (1) 火災気象通報の伝達系統



(注) .....▶ は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信

##### (2) 火災警報の伝達系統



(注) 1 火災警報は、市長が(1)の通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めたとときに発令することができる。

2 —▶ は周知 ⇐▶ は連絡

#### 第4 異常な現象発見時の通報

##### 1 通報義務

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

##### 2 市の通報義務

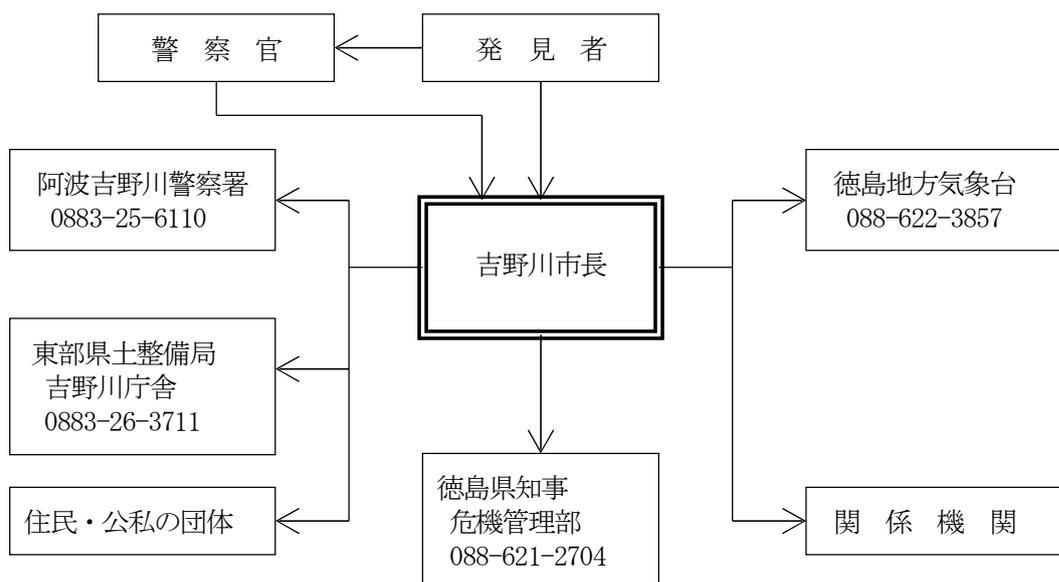
1により通報を受けた市長は、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。

- (1) 徳島地方気象台
- (2) 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）
- (3) 阿波吉野川警察署
- (4) 東部県土整備局吉野川庁舎
- (5) その他関係機関

##### 3 市の対応

市長は、2による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

## &lt;異常現象通報系統&gt;



## 第5 災害用通信施設等の運用

【主な実施機関：市（防災対策課，管財システム課），消防本部，防災関係機関】

## 1 通信連絡系統の整備

市は，災害時における通信連絡が円滑かつ迅速に実施できるよう，平常時から有線及び無線を通じた複数の通信連絡系統を整備するとともに，防災行政無線の機能をテストするなどの機能維持に努める。また，通信連絡系統の運用の考え方を市の関係各課及び防災関係機関に周知しておくものとする。

## 2 通信手段の確保

通信連絡は，原則としては有線通信設備（直通電話，重要加入電話等）を活用する。有線通信が途絶している場合は，防災行政無線，救急無線のほかあらゆる機関の無線通信施設を活用するものとする。

なお，無線通信も途絶した場合にあっては，職員を派遣するなど，あらゆる手段をつくして情報連絡に努めるものとする。

## (1) 電気通信設備の優先利用

災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は，NTT支店，営業所及びNTTドコモに対し非常通話，非常電報等を申し込み，電気通信設備を優先利用するものとする。

西日本電信電話株式会社徳島支店  
直通：088-621-3890

## (2) 防災行政用無線の運用

徳島県防災行政無線の運用については、平常時の防災行政事務についても広く活用し、日頃から緊急時に備えるものとする。

なお、災害時には、防災行政無線を最大限に活用し、県、市及び防災関係機関が一体となって迅速かつ円滑な災害情報の収集、伝達に利用するものとする。

## (3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4項の規定に基づき、非常通信として徳島地区非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、市におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

## (4) 通信途絶時のその他伝達手段

通信途絶時においては、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の住民への伝達を図るものとする。

- ・広報車
- ・ケーブルテレビ
- ・防災行政無線
- ・防災・情報メール
- ・アマチュア無線など

## (5) 放送の要請

市長は、法第55条又は第56条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

## 第4節 災害情報の収集・伝達・報告

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部、防災関係機関】

### 第1 方針

市は災害時において、効果的に応急対策を実施するため、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関や住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施するのに必要な被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の収集を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うとともに収集した情報を一元的に集約・分析し、速やかに関係機関に伝達・報告を行い情報を共有する。

また、市はこれらができるような体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努める。

### 第2 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

#### 1 情報の収集・伝達

市職員、防災関係機関、自主防災組織あるいは住民等から、主として次のような被害概況情報を通報により収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

- (1) 人的被害の状況
- (2) 火災の発生状況（炎上、延焼、消防団の配置等）
- (3) 土砂災害の発生状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- (4) 建築物の被害状況（住宅の倒壊状況、住宅の浸水状況、要救助者の有無など）
- (5) 道路、鉄道の被害状況（橋りょう、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- (6) 住民の行動、避難状況、被害状況

#### 2 情報の内容

市の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- (3) 被害状況
- (4) 災害応急対策実施状況
- (5) 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- (6) 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- (7) 避難状況
- (8) 医療救護活動状況
- (9) 住民の動静

(10) その他応急対策の実施に際し必要な事項

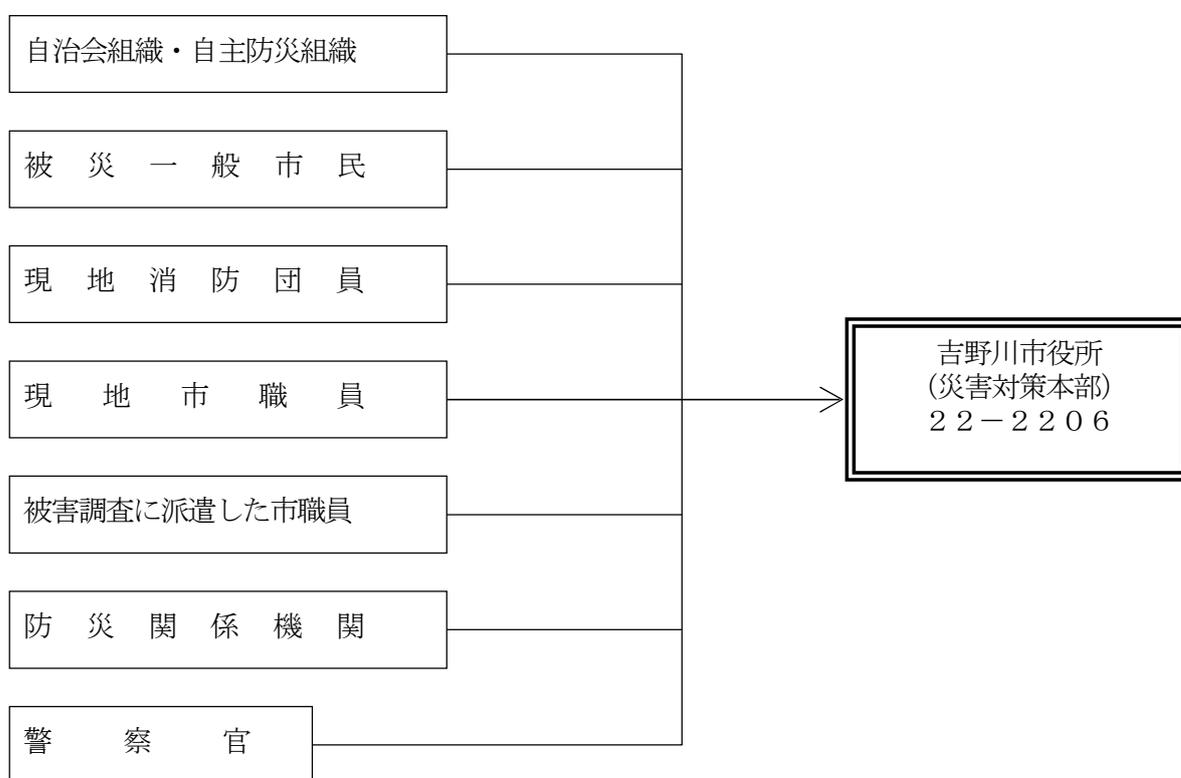
3 情報の収集方法

(1) 収集手段

被害情報収集のための通信手段としては、防災行政無線、携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の各種無線通信施設並びに衛星通信を活用するほか、情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど、あらゆる手段により迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努めるものとする

(2) 被害情報の収集先

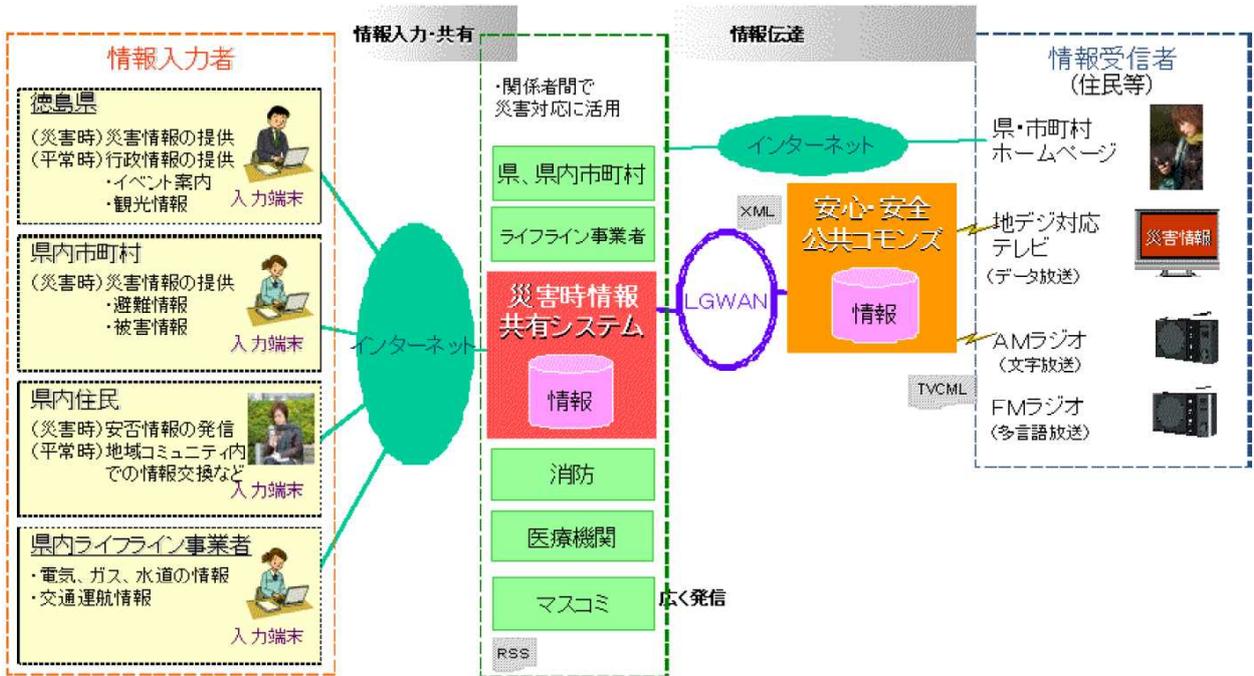
被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



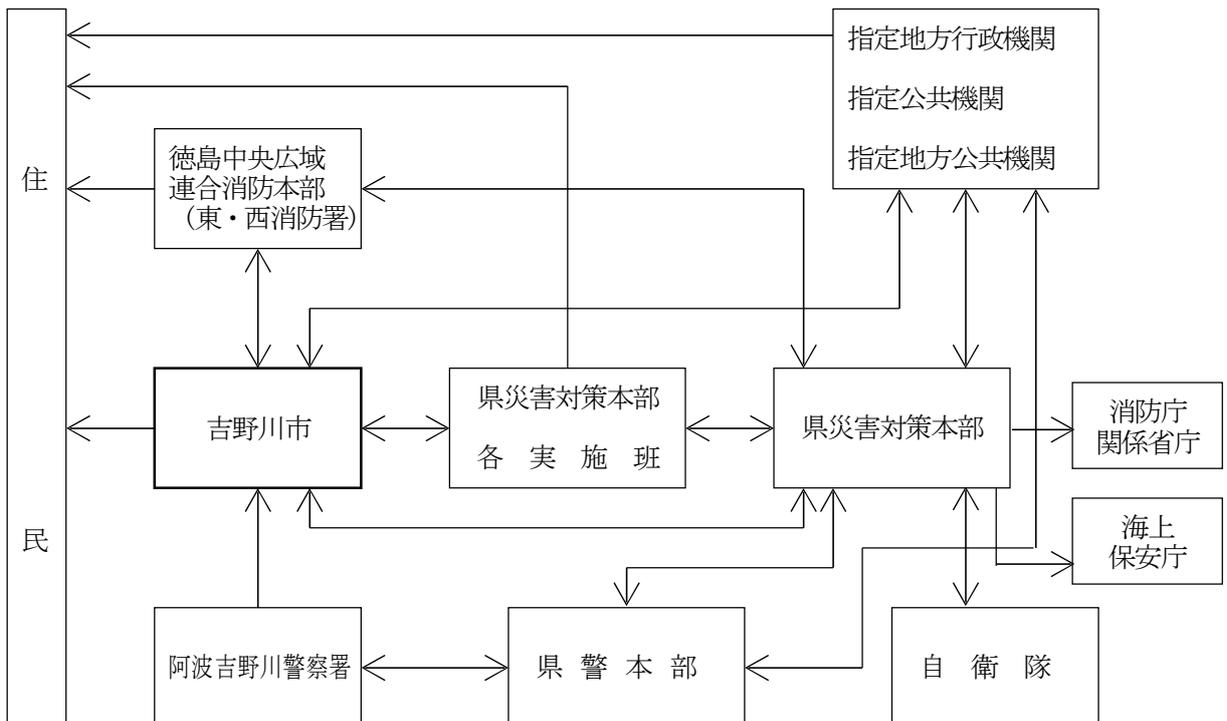
#### 4 情報の収集, 伝達系統

被害情報の伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。県下の防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集, 伝達を行う。

【災害時情報共有システムの場合】



【情報の一般的収集, 伝達系統図】



## 5 災害情報の処理

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課，関連各課）】

### (1) 被害情報責任者

災害の発生に際しては，被害の実態把握が最も重要である。このため，被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ担当課（情報総括班）及び応急対策担当課に被害情報責任者を置くものとする。

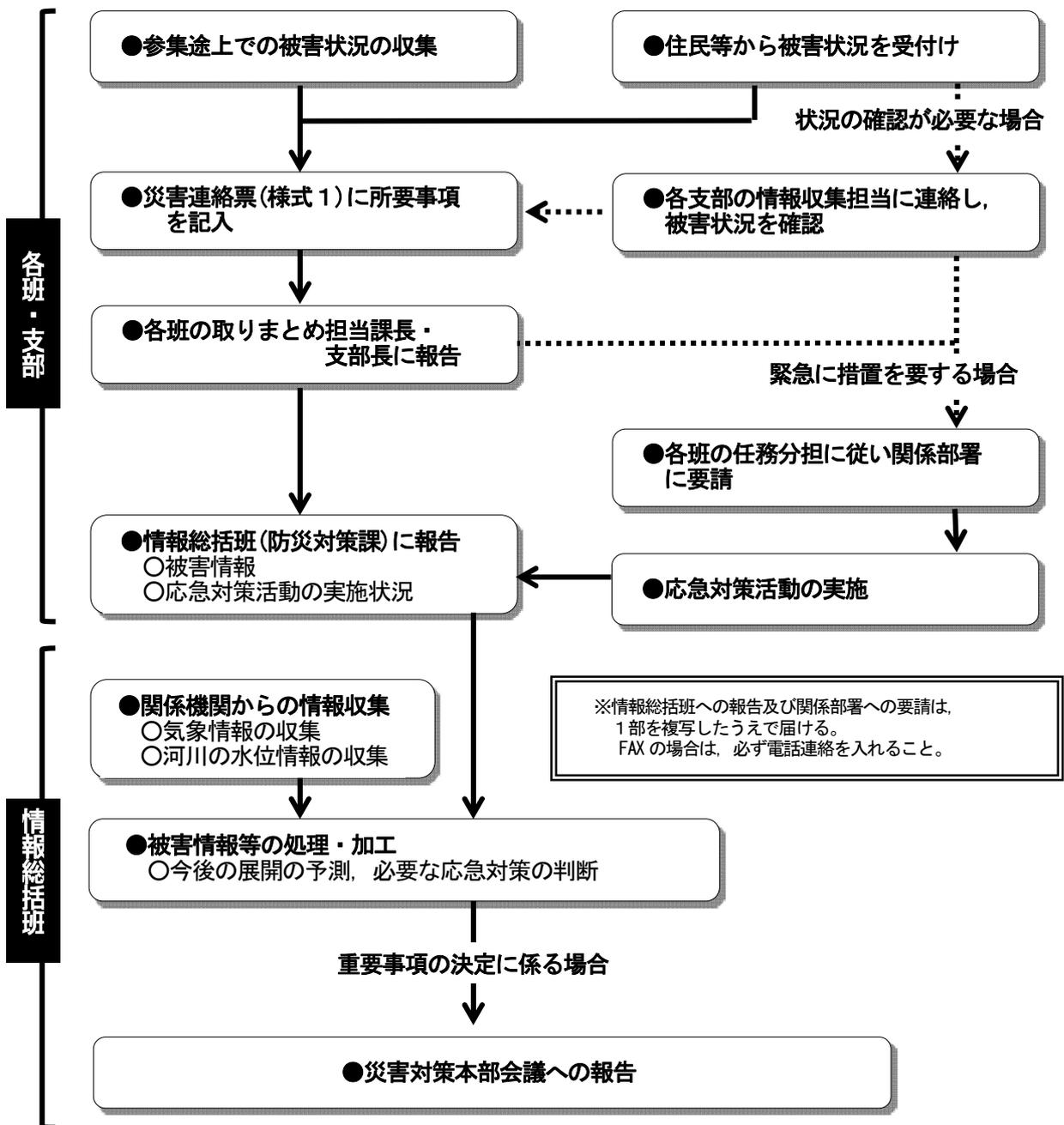
被害情報責任者は，次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

- ア 入手した被害情報は，記録された後，確実に応急対策担当課に伝達されたか。
- イ 所定の報告先の機関へ報告したか。
- ウ 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

(2) 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- ア 被害状況等を把握した職員は、速やかに各班の取りまとめ担当課長・支部長を通じて情報総括班（防災対策課）に報告する。（緊急に措置を要する場合は、各班の任務分担に従い、関係部署に要請する。）
- イ 情報総括班は、各班・支部からの情報及び関係機関からの情報等を処理・加工し、避難情報の発令等の重要情報を、防災対策本部会議へ報告する。
- ウ 応急対策実施後、各班の取りまとめ担当課長・班長は、活動の状況を情報総括班に報告する。



### 第3 被害状況の報告要領

【主な実施機関：市（防災対策課、関連各課）】

#### 1 被害情報の内容

伝達する被害情報の内容は、別紙様式「災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告」によるものとする。

#### 2 報告の基準

県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告は別記「火災・災害等即報要領」により行うものとする。

- (1) 市において災害対策本部を設置した災害
- (2) 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
- (3) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (4) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (5) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (7) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

#### 3 調査方法

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について調査するものとし、次に掲げる機関についても調査の上、通報に協力するものとする。

- (1) 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
- (2) 西日本電信電話株式会社徳島支店
- (3) 株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店
- (4) KDDI株式会社四国総支社
- (5) ソフトバンク株式会社
- (6) 四国電力株式会社徳島支店
- (7) 四国ガス株式会社徳島支店
- (8) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

#### 4 報告の種類

被害情報の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 発生報告  
災害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告  
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

## (3) 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

## 5 報告の方法

## (1) 伝達手段

原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。

## ア 災害速報及び中間報告

災害速報及び中間報告は原則として別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとするが、通信途絶時には携帯電話、アマチュア無線等の通信手段を活用するなど可能な最短方法にて報告するものとする。

## イ 確定報告

確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

※災害確定報告；資料編 14. その他の資料

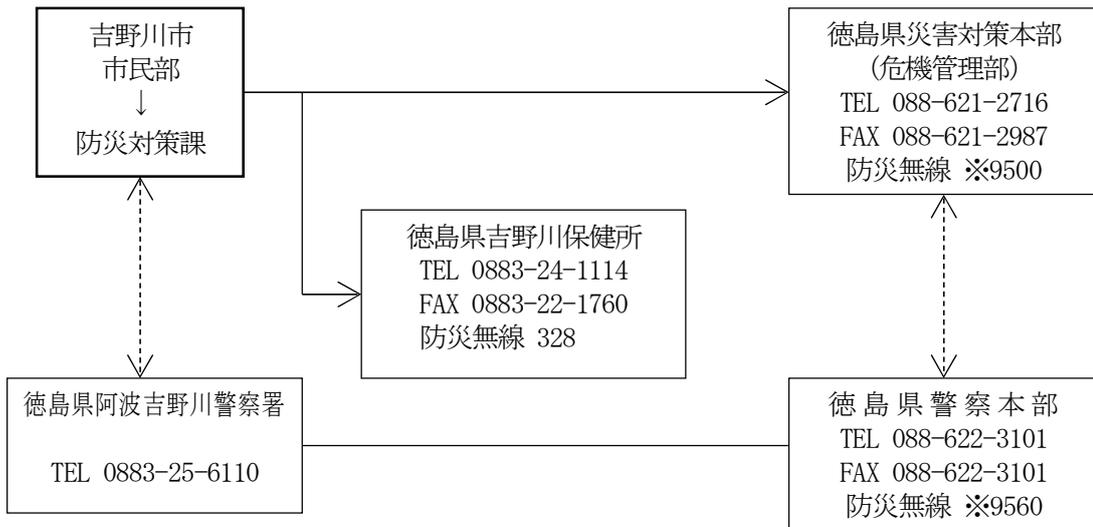
## (2) 報告先

市災害対策本部の各組織は、次表により所管する事項の被害状況について、逐次すみやかに電話又は防災行政無線等により報告を行う。県出先機関に報告できない場合には、県へ報告を行う。県に報告できない場合には、消防庁経由で内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

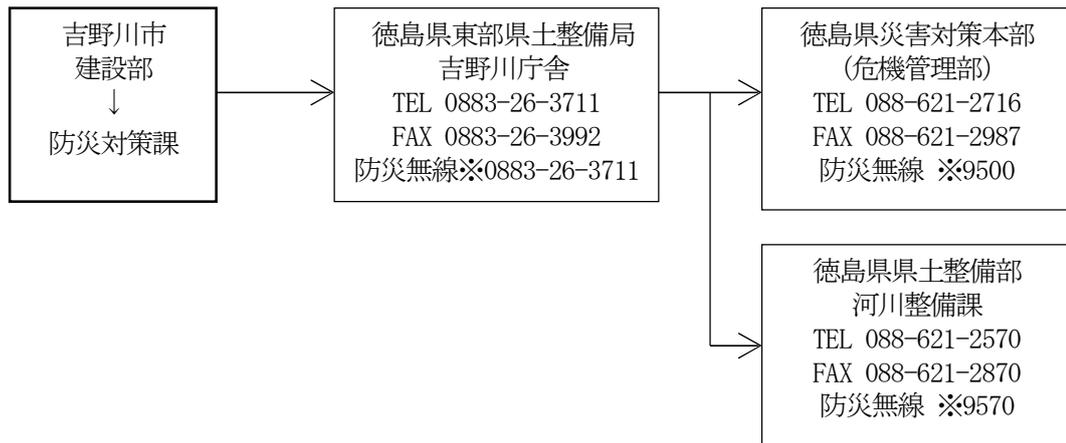
	報告内容	報告先
県が災害対策本部を設置しない場合	県の出先機関の所管に属さない市の被害の災害発生報告、災害確定報告（以下「災害報告」という。）	知事(関係各課長)
	県の出先機関の所管に係る市の災害報告	各出先機関の長
県が災害対策本部を設置した場合	実施班の所管に属さない市の災害報告	本部長
	実施班の所管に係る市の災害報告	各実施班長
県が災害対策支部を設置した場合	すべての災害報告	災害対策支部長
県が現地災害対策本部を設置した場合	すべての災害報告	現地災害対策本部長

(3) 報告の系統

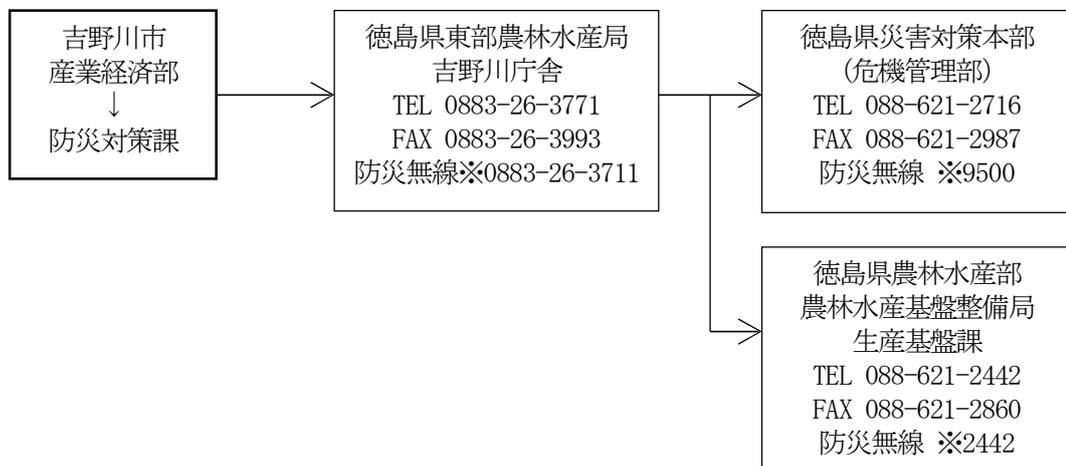
ア 人、住家被害等



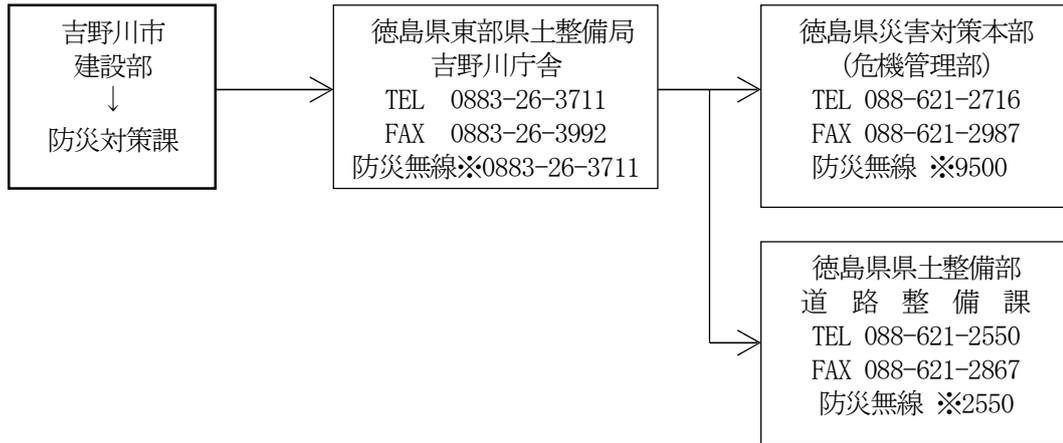
イ 河川被害



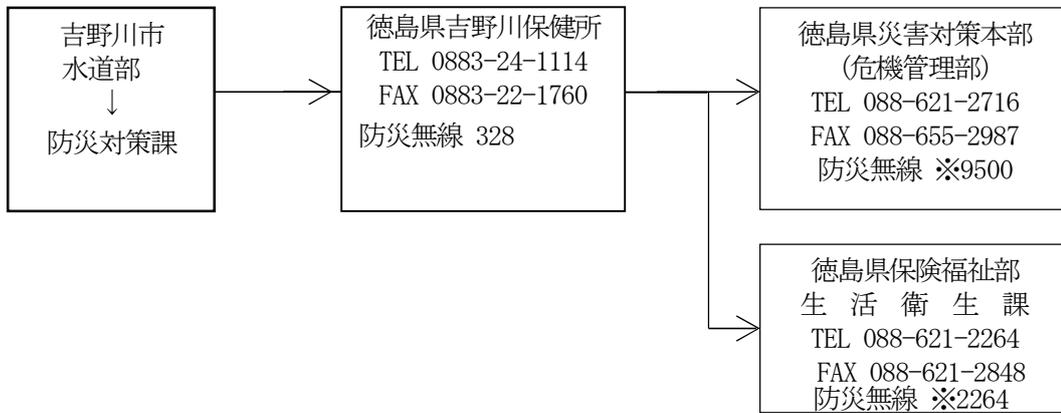
ウ 貯水池・ため池被害



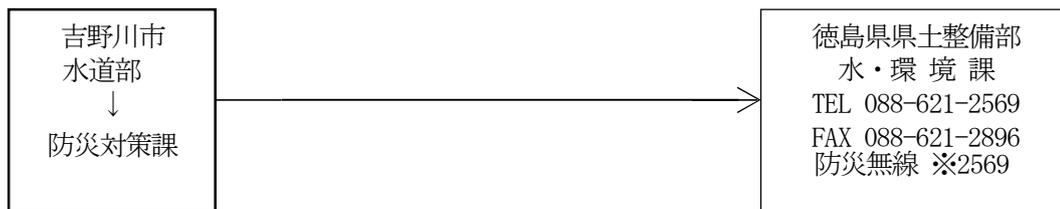
エ 道路被害



オ 水道施設被害



カ 公共下水道施設被害



## 6 被害状況等の相互伝達

5の(3)のアからカに掲げる人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、道路被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害等の重要な被害状況については、各機関は自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係わる情報を、徳島県地域防災計画に定める防災機関に報告するほか、市内の防災関係機関に対しても相互に伝達するものとする。

なお、伝達手段については防災行政無線を活用するとともに、電子メールシステムやケーブルテレビ等も活用するものとする。

## 7 被害状況等の避難所への伝達

防災対策課は、5の(3)のアからカに掲げる人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、道路被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害等の重要な被害状況については、随時避難所にも伝達するものとする。

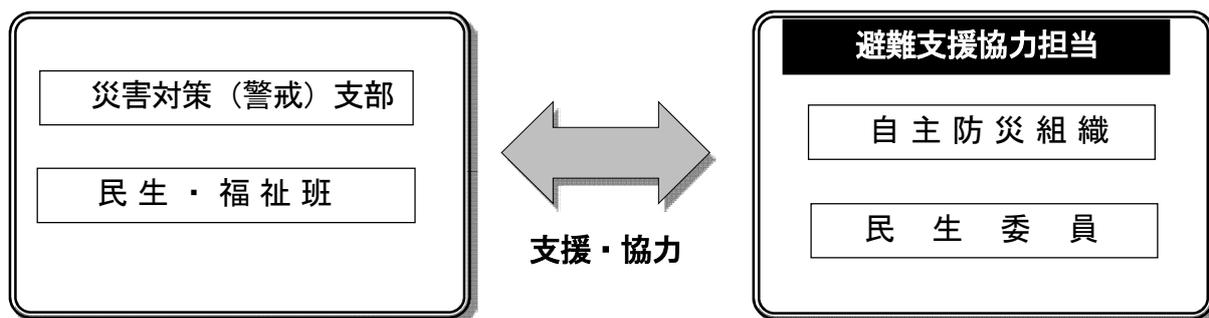
## 8 市民との連携

- (1) 災害対策（警戒）支部は、市民との連携を図り、被害を最小限に抑えるよう努める。
- (2) 災害対策（警戒）支部長は、担当者に指示し、自主防災組織の代表者、民生委員に対して災害関連情報や避難情報を電話連絡し、地域住民に周知してもらう。

### 【自主防災組織の代表者、民生委員に連絡する事項】

- 災害警戒本部（支部）・災害対策本部（支部）を設置したこと。
- テレビやラジオにより今後の気象情報を注意してもらうこと。
- 避難準備・高齢者避難等開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令したこと。
- （施設名）に避難所を開設したこと。
- 避難準備・高齢者等避難開始を発令したので避難行動要支援者の避難誘導にあたってもらうこと。
- 避難勧告を発令したので避難を行ってもらうこと。
- 被害等が発生した場合に支部に連絡してもらうこと。

- (3) 民生・福祉班長及び各支部長は、担当者に指示し、自治会長、自主防災組織等、民生委員等の協力のもと、避難行動要支援者に避難情報等を周知してもらう。
- (4) 市民から相談等があった場合は、民生・福祉班長及び災害対策支部班長の指示により、情報総括・総務班からの情報等をもとに適切な対応を行う。



## 第5節 災害広報

### 第1 方針

災害時における住民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画の定めるところによるものとし、特に、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性に配慮した広報に努める。

### 第2 広報のための情報収集

【主な実施機関：市（防災対策課、秘書広報課、管財システム課）】

#### 1 被害情報等の収集

被害情報は、本章「第4節災害情報の収集・伝達・報告」により収集した情報を使用して、広報資料を作成するものとする。

#### 2 写真等の収集

写真は、被害調査の際に撮影した写真等を用いる。

なお、必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を行う。

### 第3 住民への広報

【主な実施機関：市（防災対策課、秘書広報課、管財システム課）】

#### 1 広報の内容

市が実施する広報活動においては、次の事項に重点をおくものとする。

- (1) 災害時における住民の注意事項
- (2) 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- (3) 災害応急対策の実施状況、対策の概要
- (4) 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発表及び避難所での心得
- (6) 災害復旧の見通し
- (7) 電気、下水道、水道等供給の状況
- (8) その他必要な事項

#### 2 広報の方法

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。

広報手段としては、防災行政無線システム、広報車、広報紙、ケーブルテレビ、防災・情報メール等を活用して行うものとするが、携帯電話、アマチュア無線等の通信手段も活用する。

なお、おおむね災害が終結したときは、広報車により避難所等を巡回して必要な広報活動を行うも

のとする。

#### 第4 取材対応

**【主な実施機関：市（防災対策課）】**

災害に関する情報及び吉野川市災害対策本部の災害対策事項，その他住民に周知すべき事項は，災害対策本部にて，事項の軽重，緊急性等を検討した上で，記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げること。）によって取材に対応するものとする。

なお，取材に係る庶務的事項は防災対策課において所掌するものとする。

#### 第5 広聴活動

**【主な実施機関：市（総務課，市民課，各支所）】**

災害時には，被災住民，関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため，相談窓口等を設置し，適切な応急対策の推進に努める。

## 第6節 自衛隊災害派遣要請

### 第1 方針

災害発生後、市長は、災害規模等に関し収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、すみやかに知事へ自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ的確な応急対策を講ずる。

### 第2 災害派遣要請

【主な実施機関：徳島県，市（防災対策課），自衛隊】

#### 1 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は徳島県知事である。

市長は、市の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼する。

#### 2 災害派遣の範囲

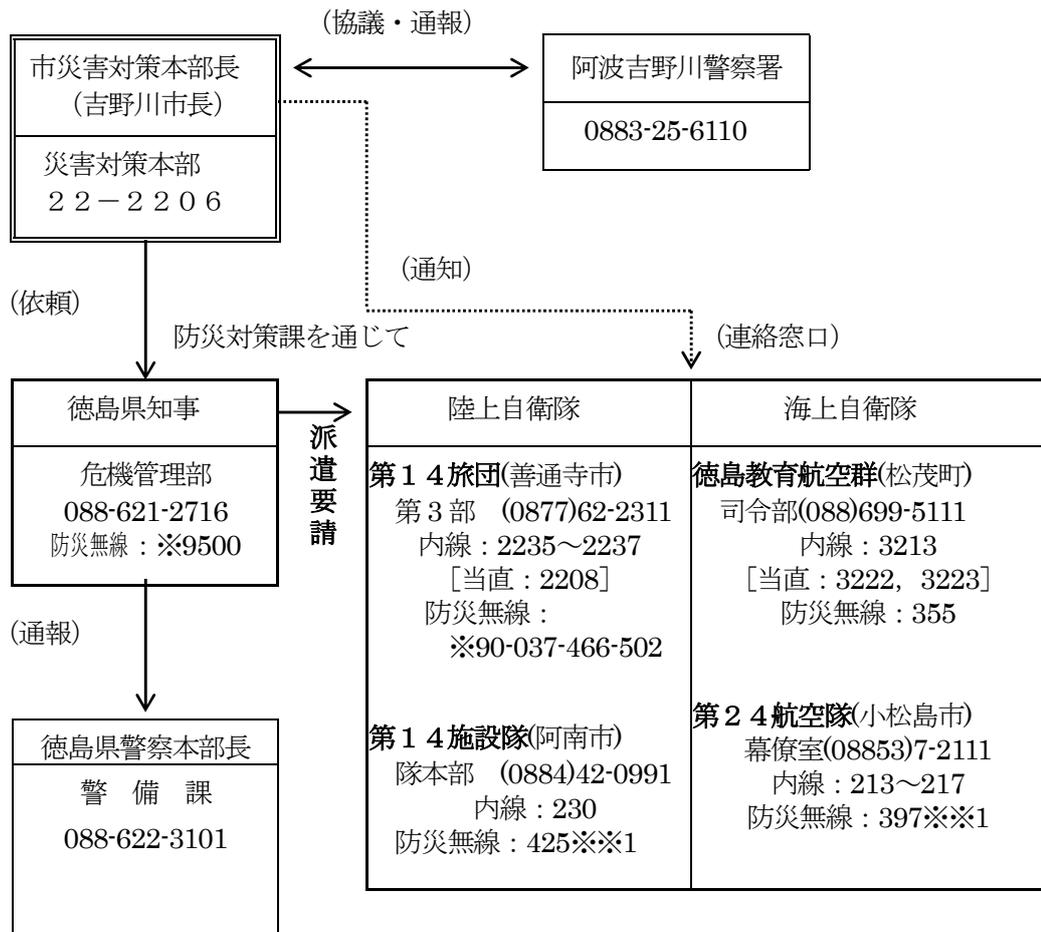
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の捜索・救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は県又は市が準備）
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給水及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

活動項目	活動内容
消火活動	火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

### 3 災害派遣要請部隊等の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
- (2) 陸上自衛隊第14施設隊長（阿南市）
- (3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- (4) 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）



#### 4 災害派遣要請要領

- (1) 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する徳島県知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定書に基づき、自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、市長は知事に対し、状況判断に必要な情報をすみやかに提供するものとする。
- (3) 市長は、災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を記載した災害派遣要請依頼書により災害派遣要請を依頼するものとする。  
ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

##### <記載事項>

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

※災害派遣要請依頼書；資料編 11. 自衛隊に関する資料

- (4) 市長は、災害の発生に際して特に緊急を要し、通信途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を記載した災害状況通知書により最寄りの自衛隊に通知するものとする。  
なお、市長は、上記通知をした場合は、すみやかに知事にその旨を知事に対して報告するものとする。

※災害状況通知書；資料編 11. 自衛隊に関する資料

### 第3 災害派遣部隊の受入

【主な実施機関：市（防災対策課）、自衛隊】

#### 1 受入体制の整備

##### (1) 連絡員の指名

派遣部隊との連絡調整を円滑に行うための連絡員をあらかじめ設定する。

##### (2) 受入計画

応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後はすみやかに作業が開始できるようあらかじめ準備する。

##### (3) 連絡員の派遣等

市長は、派遣部隊の受入れに際し、自衛隊に対して災害対策本部に連絡班の派遣を要請する。

また、自衛隊の要求により、災害派遣部隊の主要な活動地区へ市の連絡員を派遣する。

#### (4) 活動の競合重複の排除

災害対策本部は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担できるよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置をするものとする。

#### (5) 誘導

災害対策本部は、災害派遣部隊を受入れるに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導するものとする。

#### (6) ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請の依頼と同時に、次に定めるヘリポートの準備をし、自衛隊へも提供するものとする。

#### (7) 資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、市でも調達及び提供に配慮するものとする。

#### (8) 宿泊施設又は野営適地の提供

市は、自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所又は野営適地の提供を行うものとする。

## 2 災害対策用ヘリポートの設置

市長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、自衛隊に通知しておくものとする。

※災害対策用ヘリポート降着適地一覧表；資料編 11. 自衛隊に関する資料

## 第4 災害派遣部隊の撤収要請

【主な実施機関：市（防災対策課）】

市長は、自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、すみやかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼するものとする。

※災害派遣撤収要請依頼書；資料編 11. 自衛隊に関する資料

## 第5 災害派遣経費の負担

【主な実施機関：市（会計課）】

### 1 経費の負担

自衛隊の救助活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- (4) 県、市町村が管理する有料道路の通行料

## 2 その他

負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

## 第7節 防災関係機関応援要請及び受入体制

### 第1 方針

市の地域において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請し受入体制を整備する。

また、平素から法令又は本計画の定めるところにより関係機関と協議し、協力体制を確立しておく。

### 第2 資料の相互交換

【主な実施機関：市(防災対策課)】

市、県及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

### 第3 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制

【主な実施機関：市(防災対策課)】

#### 1 応援要請の判断

災害発生後、市長は、地震規模や災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、市の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請するものとする。

#### 2 応援要請手続等

市長は、応援要請の必要があると判断したときは、他市町村や県等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模地震が発生し通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

要請・要求の内容等		要請事項等
徳島県	1 災害応急対策の実施又は応援の要求	(1)災害救助法の適用 ①災害発生の日時及び場所 ②災害の原因及び被害の状況 ③適用を要請する理由 ④適用を必要とする期間 ⑤既にとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥その他必要とする事項
	(2)被災者の他地区への移送要請	①移送要請の理由 ②移送を必要とする被災者の数 ③希望する移送先 ④被災者の収容期間

要請・要求の内容等		要請事項等
	(3) 応援要請（徳島県職員災害応援隊の出動要請を含む）又は災害応急対策の実施の要請（法第68条）	①災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ②応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ④応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容） ⑤その他必要な事項
	(4) 自衛隊災害派遣要請の要求（法第68条の2）	本章 第6節 自衛隊災害派遣要請によるものとする
	(5) 指定行政機関，他市町村，都道府県の応援のあっせんの要求（法第30条）	①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項
他の市町村	3 他の市町村への応援要請（法第67条）	①災害の状況及び応援を要請する理由 ②応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③応援を必要とする場所 ④応援を必要とする活動内容 ⑤その他必要な事項
	4 指定地方行政機関の長，他の市町村，都道府県等に対する職員の派遣要請（法第29条，地方自治法第252条の17）	①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他必要な事項

### 3 応援受入体制

市（防災対策課）は，応援要請と同時に応援部隊の受入体制を構築するものとする。

#### (1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し，要請先である県，他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

#### (2) 受入体制の構築

受入体制の主な内容は次のとおりとし，これ以外に必要とされる事項についてはその都度臨機応変に判断するものとする。

- ア 災害対策本部に受援班／担当の設置
- イ 災害対策本部各班に業務担当窓口（受援）の設置
- ウ 活動計画の作成
- エ 要請及び応援活動の記録の作成

なお、これらの項目の詳細については、本計画災害予防第10節「広域応援・受援体制の整備」第3「応援要請・受援体制の整備」による。

#### 第4 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制

【主な実施機関：消防本部】

##### 1 応援要請の判断

消防本部は、災害による被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断したときは、消防相互応援協定に基づき、すみやかに他の消防組織に応援を要請するものとする。

##### 2 応援要請手続等

消防本部は、応援要請の必要があると判断したときは、他の消防組織に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、平成7年の改正で、一定の条件のもとでは要請される側が自らの判断で出動を行うことができるよう改正している。

協定	事項	連絡先
1 広域消防相互応援協定	(1) 災害の発生日時, 場所及び状況 (2) 必要とする人員, 車両及び資機材等 (3) 集結場所及び連絡担当者 (4) その他必要事項	徳島県危機管理部 直通 : 088-621-2704 徳島県内の市町村及び消防事務を行う一部事務組合 ※資料編13. 吉野川市防災会議及び防災関係機関に関する資料
2 石井町		石井町代表 : 088-674-1111
3 倉吉市		倉吉市防災安全課 代表 : 0858-22-8162

### 3 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のためすみやかに被災地に赴き、人命救助活動等を行う。この緊急消防援助隊は、平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

消防本部は、災害被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣について市長を通じて知事に要請するものとする。

### 4 応援受入体制の整備

消防本部は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

#### (1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防組織及び市との情報交換を緊密に行うものとする。

#### (2) 受入体制の内容

受入体制の内容は第3の3の(2)に準じるものとし、その都度臨機応変に対処するものとする。

#### (3) 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行うものとする。

## 第5 公共的団体等との協力体制

【主な実施機関：市（防災対策課）】

### 1 協力体制の確立

市は、災害発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対して、災害時の応急対策等に対する積極的な協力が得られるよう協力体制を確立しておくものとする。

なお、主な公共的団体等としては、次のような団体が考えられる。

#### (1) 吉野川市医師会

#### (2) 吉野川市歯科医師会

- (3) 吉野川市薬剤師会
- (4) 吉野川市自治会連合会
- (5) 吉野川市連合婦人会
- (6) 吉野川市自主防災組織
- (7) 吉野川市商工会議所, 商工会
- (8) 麻植郡農業協同組合
- (9) 吉野川市アマチュア無線クラブ
- (10) 吉野川市建設業協会
- (11) 徳島県トラック協会

## 2 協力業務等

市は、1の公共的団体等とあらかじめ協議し、災害時における協力業務、協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること
- (2) 災害時における広報等に協力すること
- (3) 出火の防止、初期消火に協力すること
- (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- (5) 被災者の救助業務に協力すること
- (6) 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- (7) 被害状況の調査に関すること

## 第6 海外からの応援に対する受入体制

【主な実施機関：市（防災対策課）】

### 1 連絡体制の確保

市は、海外から災害救助に対する応援の申し入れがあった場合、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員、物資等の必要事項について情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

### 2 受入体制の整備

市は、人員、物資等の応援を円滑に受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等受入体制を整備するものとする。

## 第8節 他の自治体被災時の応援

### 第1 計画の趣旨等

他の自治体において災害が発生し、その自治体の自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに応援が行えるような体制を整備する必要がある。

### 第2 相互応援協定に基づく応援

【主な実施機関：市（防災対策課、総務課）】

市は、他の地方自治体において災害が発生し、応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づき被災自治体への応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が相互応援協定を締結していない場合であっても、市長が必要と判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

#### 1 支援対策本部の設置

市は、直ちに関係各課等で構成する支援対策本部又は応援班／担当を設置し、被災自治体への物資の供給及び人員の派遣等の調整及び命令を行う。

#### 2 応援体制

応援活動は、派遣職員からなるチームを編成して行うものとする。

なお、職員の派遣に際しては、被災自治体からの援助を受けないよう、飲料水、食料から衣服、情報伝達手段に至るまでを各員に携行させ、自己完結型の体制とする。

#### 3 応援内容

(1) 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供及び斡旋

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋

エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送道路の緊急確保等自治体境付近における必要な措置

(3) その他必要な事項

### 第3 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊による応援

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

#### 1 消防相互応援協定に基づく応援活動

消防本部は、他の地方自治体において災害が発生し、応援の要請があった場合は、消防相互応援協定に基づき応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が消防相互応援協定を締結し

ていない場合であっても、必要と認められる場合は自主的に応援活動を実施するものとする。

(1) 応援体制

応援活動は、応援部隊を編成して行う。

なお、応援部隊の指揮は、被災地の市町村等の消防組織の長が応援部隊の長に対して行う。

(2) 応援内容

- ア 同時多発延焼火災の消火活動
- イ 要救助者の検索及び救助活動
- ウ 同時多発した多数傷病者の救急活動
- エ その他消防活動

**2 救急消防援助隊による応援活動**

消防本部は、市長を通じ知事より緊急消防援助隊の派遣要請があった場合（緊急の場合は知事を介さず消防庁長官から直接派遣要請がある場合もある）、緊急消防援助隊を編成し、被災地へ派遣するものとする。

## 第9節 災害救助法の適用

### 第1 方針

市内において一定基準以上の災害が発生し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって悩む被災者に対し、応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

### 第2 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助は、国の機関として知事が実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社徳島県支部が実施する。

なお、市長は、知事の委任を受けた場合、又は知事の補助機関として救助を実施する。

### 第3 適用基準及び算定基準

#### 1 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

#### 2 算定基準

算定基準は資料編「災害救助法に関する資料」に記述。

### 第4 適用手続

【主な実施機関：市（防災対策課、社会福祉課）】

#### 1 報告

市長は、市における災害が第3の1の「適用基準」に該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

#### 2 事務手続

事務手続きは資料編「災害救助法に関する資料」に記述。

### 第5 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、別添資料編の早見表のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について防災担当大臣と協議する。

※「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表；資料編8. 災害救助に関する資料

## 第10節 避難対策の実施

### 第1 方針

大規模な災害発生時には、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市長は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備及び自主的避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うものとする。

また、市は、危険の切迫性に応じて、①避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、②その対象者を明確にすること、③対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

### 第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

【主な実施機関：市（災害対策本部）、徳島県、阿波吉野川警察署、自衛隊】

#### 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を行うものとする。

##### （1）業務体制の構築

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

##### （2）災害一般の避難の指示等

ア 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。

イ 市は、住民に対する避難のための避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

ウ 市は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。

エ 市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよ

うに努めるものとする。

オ 市長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

これらについての措置を行った場合には、速やかに知事に報告するものとする。

この場合において市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

カ 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

市の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

キ 市長は、警察官、自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに知事に報告する。

ク 市長は、避難勧告、避難指示（緊急）を行う際に、国（徳島河川国道事務所、徳島地方気象台等）及び県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	市長	要配慮者等への避難行動の開始を求める 立退き避難が必要な場合にはその準備を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められたとき
避難の勧告	市長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	水防管理者（市長） (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しく危険が切迫していると認めるとき。
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるとき。
	警察官	立退き及び立退き先の	市長が避難のための立退きを指示できな

(災害対策基本法 第61条, 警察官職 務執行法第4条)	指示	いと認めるとき, 又は市長から要求があつたとき。
	警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し, 及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し, 必要な限度で避難の措置をとることができる。
自衛官 (災害対策基本法 第63条, 自衛隊法 第94条)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は, 災害により危険な事態が生じた場合で, 警察官がその場にはいないときは, 危険な場所にいる住民に対し必要な限度で避難の措置をとることができる。

## (2) 洪水についての避難指示 (緊急) 等

- ア 市長は必要に応じて, 災害対策基本法に基づく避難のための立退きの勧告又は指示をする。
- イ 水防管理者 (市長) は, 洪水により著しく危険が切迫していると認めるときは, 危険な地域の居住者に対し立退きを指示する。
- 立退きを指示した場合は, 直ちに警察署長にその旨を通知する。

## (3) 地すべりに関する避難指示 (緊急) 等

- ア 市長は必要に応じて, 災害対策基本法に基づく避難のための立退きの勧告又は指示をする (地すべりに関する場合は屋内退避による安全確保は行わない)。
- イ 地すべりに関する著しい危険が切迫していると認められるときは, 知事又はその命を受けた県職員は, 地すべり等防止法に基づき, 必要と認める区域内の居住者に対し, 立退きを指示することができる。
- この場合, 当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

## (4) 土砂災害警戒情報の活用

市長は, 「土砂災害警戒情報の発表」を避難勧告等の発令の判断基準として, 位置づけるものとする。

## (5) 避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

市, 県及び放送事業者とは, 市長が発令する避難準備・高齢者等避難開始, 避難勧告, 避難指示 (緊急) (以下「避難情報」という。)を住民へ確実に伝達するため, テレビ・ラジオによる放送について, 申し合わせている。

放送事業者は, 市長からの避難情報の放送要請を受けた場合には, 自主的な判断のもと, 放送形式, 内容, 時刻及び送信系統を決定し, 住民へ放送する。

## 2 避難準備・高齢者等避難開始, 避難勧告, 避難指示(緊急)の伝達方法

- (1) 災害対策本部等において避難情報の発令を行う旨を決定した場合は, 情報総括班(防災対策課)は各支部長(市民課長, 支所長)にその旨を報告するとともに防災行政無線, 防災・情報メール, 放送事業者に対する放送要請等, 多様な手段を用いて住民に周知する。
- (2) 各支部長は, 広報担当に指示し, 対象地域の住民に対して避難情報を周知する。
- (3) 広報担当のみで対象地域の住民に避難情報を周知することが困難な場合は, 支部長は消防班(消防団)に協力を依頼する。
- (4) 避難行動要支援者に対しては, 民生・福祉班長及び各支部長が担当者に指示し, 自主防災組織, 民生委員, 自治会長等の協力のもと避難情報を周知する。

		避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況		警戒レベル3 ●災害の発生する可能性が高まった状況 ●避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する段階	警戒レベル4 ●指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる段階 ●災害が発生するおそれが高くて高い状況等で、指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないときと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする段階	警戒レベル4 ●同左 ●同左 ●地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す段階
	発令者	防災局長	災害対策本部長(市長)	災害対策本部長(市長)
住民への周知方法	実施担当	本部（防災局）の担当 各支部の広報担当	本部（防災局）の担当 各支部の広報担当等	本部（防災局）の担当 支部の広報担当
	手段	●広報車や防災行政無線等による周知 ●自治会長等への連絡 ※自治会内の連絡網を活用	●広報車や防災行政無線等による周知 ●自治会長等への連絡 ※自治会内の連絡網を活用	●広報車や防災行政無線等による周知
	広報文（例）	吉野川市役所です。 防災局から防災情報「警戒レベル3，高齢者等避難開始」をお知らせします。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。吉野川市は、〇〇時〇〇分、〇〇川流域の〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3，避難準備・高齢者等避難開始を	吉野川市役所です。 防災局から防災情報「警戒レベル4，避難開始」をお知らせします。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。吉野川市は、〇〇時〇〇分、〇〇川流域の〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4，避難勧告を発令しました。〇〇川流	吉野川市役所です。 防災局から緊急放送，防災情報「警戒レベル4，直ちに避難」をお知らせします。 〇〇川の水位が堤防を越える恐れがあります。吉野川市は、〇〇時〇〇分、〇〇川流域の〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4，避難指示（緊急）を発令しました。〇〇川

		<p>発令しました。お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。避難場所は〇〇〇〇です。</p> <p>なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。</p>	<p>域の〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。避難場所は〇〇〇〇です。</p> <p>なお、避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難して下さい。</p>	<p>流域の低地部で未だ避難していない方は、緊急に避難を完了してください。</p> <p>避難場所への避難に限らず近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。</p>
避難行動要支援者の対応	実施担当	各支部の避難担当	各支部の避難担当	各支部の避難担当
	手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員，自治会長，自主防災組織等の協力のもと，隣近所の支援を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員，自治会長，自主防災組織等の協力のもと避難状況を収集する。</li> <li>●避難状況が把握できない者がいた場合は，避難所に既に避難していないか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難状況と避難行動要支援者の名簿を照合し，安否を確認する。</li> </ul>

### 3 避難準備・高齢者等避難開始, 避難勧告, 避難指示 (緊急)

市長等, 避難準備・高齢者等避難開始, 避難勧告, 避難指示 (緊急) の発令をする者は, 次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

### 4 関係機関の相互連絡

県, 市, 水防管理者 (市長), 県警察及び自衛隊は, 避難の措置を行ったときは, 法令に基づく報告又は通知を行うほか, 避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関にすみやかに連絡するものとする。

#### (1) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	避難措置の内容	報告又は通知先
市長	災害対策基本法第 60 条に基づき避難のための立退きの勧告又は指示をしたとき	知事 危機管理部 088-621-2704
	災害対策基本法第 61 条に基づき警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき	
水防管理者 (市長)	水防法第 29 条に基づき避難のための立退きを指示したとき	阿波吉野川警察署長 TEL 25-6110
警察官	災害対策基本法第 61 条に基づき避難のための立退きを指示したとき	市長
知事又はその命を受けた職員	地すべり防止法第 25 条に基づき避難のための立退きを指示したとき	阿波吉野川警察署長 TEL 25-6110

#### (2) 報告又は通知事項

市長は, 自ら避難のための立ち退きを勧告し, 若しくは指示し, 又は立ち退き先を指示したとき, 並びに屋内での退避等の安全確保措置の指示及び警察官から避難のための立退きの指示又は, 屋内での退避等の安全確保措置の指示について通知を受けたときは, すみやかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- ア 避難勧告, 指示, 屋内での退避等の安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- イ 避難勧告等をした日時及び対象区域
- ウ 対象世帯数及び人員

### 第3 警戒区域の設定

【主な実施機関：市（災害対策本部）、阿波吉野川警察署、自衛隊】

#### 1 警戒区域設定の目的

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止を図る。

#### 2 警戒区域の設定

##### (1) 市長（災害対策基本法第63条）

市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

##### (2) 警察官（災害対策基本法第63条）

市長又はその職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、警察官は、市長の権限を代行する。

市長の権限を代行したときは、直ちに市長に通知する。

##### (3) 自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行することができる。

市長の権限を代行したときは、直ちに市長に通知する。

##### (4) 消防職員又は水防職員（消防法第28条、水防法第14条）

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。

#### 3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は、第1の避難の勧告又は指示と同様の方法により、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

### 第4 避難者の誘導

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部、徳島県、阿波吉野川警察署、自衛隊】

#### 1 避難誘導の実施

市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

消防職員、警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、避難は住民が自主的に行うことを原則とする。

なお、自主防災組織は、避難が円滑に行えるよう集団避難の実施に努めるものとする。

また、市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法

を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努める。

さらに、市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

#### (1) 避難の順序

避難の誘導にあたっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、市に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

#### (2) 誘導経路等

誘導経路等については、周囲の状況等を的確に判断し、その安全性を確認の上、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努めるものとする。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じて船艇、ロープ等の資材を配置して万全を図るものとする。

#### (3) 安全確保措置

避難勧告等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」での待避を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

## 2 応援協力

市は、自ら避難者の誘導及び移動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材等について応援を要請するものとする。

## 第5 避難所等の開設

【主な実施機関：市（防災対策課、教育総務課）】

### 1 避難場所の開設

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、自主防災組織は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を担うものとする。

### 2 避難所の開設

市は、被害状況により被災者を収容する必要があると認めるときは、次の設置基準（災害救助法に準ずる。）に基づき避難所を開設する。この場合、避難所が県の管理する施設である場合には、県は開設に協力するものとする。なお、避難所の開設等に関する具体について、「職員初動マニュアル」

にとりまとめる。

また、市は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

#### (1) 設置基準

##### ア 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 現に災害に遭遇した者（旅館の宿泊人、通行人等）
- (ウ) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

##### イ 設置場所

- (ア) 避難所としてあらかじめ指定している施設
- (イ) 既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合にあつては避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

※指定避難所一覧；資料編14. その他の資料

#### (2) 設置期間

災害発生の日から7日間とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受けるものとする。

### 3 避難所開設の要請等

市は、避難所として既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達について協力を要請するものとする。

### 4 避難所の追加開設

市は、災害発生の状況に応じ、必要があれば、避難所としての旅館、ホテル等の借り上げ又は、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

それでも収容人数が不足する場合は、知事又は隣接市町村と協議して所用の措置を講ずるものとする。

### 5 避難所開設の報告

市は、避難所を開設したときは、すみやかに次の事項を県及び関係機関に報告又は通知するものとする。

- (1) 避難開始日時
- (2) 避難所開設場所
- (3) 収容状況
- (4) 開設期間の見込み

## 第6 避難所の運営

【主な実施機関：市（防災対策課，教育総務課）】

### 1 避難所の運営

#### (1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、市が適切に行い、運営に関する事項を定めるものとする。この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際最低基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

イ 市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や飲料水等を受け取りに来ている被災者（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努める。

ウ 市は、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努め、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、避難場所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

エ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるよう努めるものとする。

オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

#### (2) 職員等の派遣

市は、避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じ次の業務を行う。

ア 給水、給食

イ 毛布、衣料、日用必需品等の支給

ウ 負傷者に対する応急医療

エ 行政相談等必要とされるその他業務

なお、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

また、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者、女性等に配慮する。

### (3) 応急仮設住宅の提供等

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。

## 2 要配慮者への対応

### (1) 避難生活支援

市は、避難所に収容された高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、次のような措置を講ずる。

- ア 避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。
- イ 要配慮者に向けた情報提供に十分配慮する。
- ウ 要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置に努める。さらに、旅館やホテル等を避難場所、応急仮設住宅として借り上げる等、多様な避難場所等の確保に努める。
- エ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ保健師等による巡回健康診断を実施する。

### (2) その他

市は、要配慮者のうち必要とされる者には、社会福祉施設への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を行うなど、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら避難生活の支援を計画的に実施する。

(参考) 避難所の業務例 (阪神・淡路大震災時)

時期	主な業務例
発災～1ヶ月後	安否確認、飲料水、食料の確保、救護所、仮設トイレ、風呂の設置、ボランティアの受入れ等
おおむね1ヶ経過後	上記に加えて避難所設置の長期化に伴うルール、自治組織づくり、苦情対応、行政相談、教育再開等の対応

## 3 学校を避難所とする場合の配慮

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

## 第7 広域避難の要請

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又

は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請する。

また、災害の発生により市がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

なお、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害が発生し、各市町村の圏域において避難者を収容する避難所が不足する場合における、市町村の圏域を超えた広域避難については、「徳島県広域避難ガイドライン（平成30年3月 徳島県災害時相互応援連絡協議会 策定）」に則り実施する。

## 第8 避難の周知徹底

### 1 避難場所等の周知

- (1) 市長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底する。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (3) 市は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

### 2 避難勧告等の周知徹底等

市は、避難の勧告又は指示をした場合、その内容につき広報媒体を通じ、又は防災行政無線、広報車など直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図る。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努める。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生の恐れがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の勧告等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努める。

## 第9 避難所外避難者の支援

### 1 避難所外避難者の把握

市は地域の公共的空き地や車中など、市があらかじめ指定した避難所以外に避難している避難者の把握に努める。この際、市は、避難所外避難者に対して、防災行政無線等の伝達手段を用いて、最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知する。

### 2 支援の実施

市は、避難所外避難者に対して、情報の伝達、食料・物資等の配布及び指定避難所への移動など必要な支援を行う。

特に、車中避難者等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対しては、エコノミークラス症候群などを防止するため、関係機関の協力を得て、予防法を知らせるパンフレットの配布や保健師等による巡回健康相談の実施等により健康状態の把握に努める。

### 3 要配慮者に対する配慮

市は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

## 第11節 交通確保対策

### 第1 方針

災害が発生した場合には、道路に障害物が散乱するなど被災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、道路啓開、通行規制、防災ヘリポートの運用など緊急輸送を迅速かつ円滑に行うための対策を実施する必要がある。

また、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策を迅速かつ的確に行う。

### 第2 道路交通状況の把握

【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課）】

市は、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査をすみやかに実施するとともに、阿波吉野川警察署、東部県土整備局吉野川庁舎、四国地方整備局等の行政機関はもとより、四国電力㈱や西日本電信電話㈱等通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

### 第3 緊急輸送道路の確保

【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課）】

#### 1 被害状況の把握

市は、災害が発生した場合、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況等を把握するための調査をすみやかに実施するとともに、阿波吉野川警察署、東部県土整備局吉野川庁舎、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所との情報交換を緊密に行うものとする。

#### 2 啓開道路の決定

市は、道路の被害状況等を把握した後、県、四国地方整備局等他の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に啓開道路の決定を行うが、原則として、緊急輸送道路を最優先に行うものとする。

#### 3 啓開資機材の確保

市は、建設業協会等より使用できる建設機械等啓開資機材の調達を行うものとする。

#### 4 啓開作業の実施

市は、原則として、必要最小限の4m（有効幅員3.0m＋両側0.5m）の幅員の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車の走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行うものとする。

啓開作業は、緊急輸送道路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関等との連携に努めるものとする。

## 5 広報の実施

市は、道路の啓開状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、避難者、運転者等に対して適宜適切に広報を実施するものとする。

## 第4 緊急輸送拠点の確保

【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課）】

市は、被災状況により、必要と認められる場合は、吉野川市鴨島運動場に災害時の緊急輸送拠点を開設する。

吉野川市鴨島運動場では、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行うとともに、必要に応じてオープンスペースをヘリポートとして活用する。

## 第5 防災ヘリポートの運用

【主な実施機関：市（防災対策課）】

### 1 防災ヘリポート開設の決定

市は、県、警察、自衛隊等から要請があった場合及び必要と認められる場合は、防災ヘリポートを開設する。

### 2 防災ヘリポートの開設方法

防災ヘリポートの設置については、次の事項に留意して開設及び運用を行うものとする。

#### (1) 地表面の条件整備

- ア 回転翼の影響で砂塵等が上がらない舗装された場所が望ましい。
- イ やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥している場合には十分に散水する。
- ウ 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

#### (2) 着陸点の表示

着陸点には、石灰、白布等を用いて㊸の記号を表示する。

#### (3) 風向の表示

- ア 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し又は旗をたてる。
- イ 表示地点は、着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。
- ウ 吹き流し又は旗は、布製とし、風速 25m/s 程度に耐えられる強度を有しているものであることとする。

#### (4) 危険防止

- ア 離着陸時は、風圧等により危険であるので人を接近させない。
- イ 安全上の監視員を配置する。

## (5) その他留意事項

- ア 救急車，輸送車両の出入りに便利なこと。
- イ 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
- ウ 緊急時には，布等を左右に振るなどの処置をして，パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

## 第6 交通規制の実施

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課，建設課，監理課），  
阿波吉野川警察署】

## 1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は，次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 国 県 市町村	1 道路の破損，決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため，やむを得ないと認める場合。
	警察 公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合。（災害対策基本法第76条） 2 道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。（道路交通法第6条第1項） 3 道路の損壊，火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。（道路交通法第6条第2項）
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで，それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には，所轄の警察署長に報告しなければならない。）

(注) 道路管理者と県警察は，密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

## 2 交通規制の実施

市は，道路の破損，決壊，その他の事由により通行が危険であると認められる場合，又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は，その対象，区間又は地域，期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により，当該道路の通行を禁止し，又は制限する。

なお，大規模な災害により広範かつ甚大な道路被害が発生し，広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は，隣接市町村，県，四国地方整備局等の道路管理者と協議の上，阿波吉野川警察署に

対し交通規制の実施を要請するものとする。

### 3 交通規制の通知

市は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ阿波吉野川警察署に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域、期間及び理由を通知する。

なお、あらかじめ通知するいとまがないときは、これらの事項を、事後すみやかに通知するものとする。

### 4 交通規制の周知

市は、交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて、交通規制の周知徹底を図る。

## 第7 道路の応急復旧

市は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。

また、管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

## 第8 運転者のとるべき措置の徹底

**【主な実施機関：市（防災対策課、総務課）、阿波吉野川警察署】**

大規模な災害が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

### 運転者のとるべき措置

- 1 走行中の場合は、次によること。
  - (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
  - (2) 停車後は、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - (3) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- 2 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

## 第12節 緊急輸送対策

### 第1 方針

災害時における被災者の避難，物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため，輸送手段の確保等緊急輸送にかかる業務を迅速かつ確実に行う。

### 第2 緊急輸送の対象

市及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は次のとおりである。

- (1) 医療，助産その他救護のための輸送を必要とする者
- (2) 医薬品，医療用資機材
- (3) 食料，飲料水，生活必需品等の救護物資
- (4) 応急復旧資機材
- (5) 災害対策要員
- (6) 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- (7) その他必要と認められるもの

### 第3 緊急輸送車両の確保

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課）】

#### 1 緊急輸送車両の使用申請

- (1) 大規模な災害により災害対策本部が設置された場合には，市有車両は防災対策課において集中管理する。
- (2) 市の各課等は，市有車両を緊急輸送に使用する場合は，防災対策課に対し，次の事項を明らかにして緊急輸送車両の使用を申請する。
  - ア 使用目的
  - イ 車種
  - ウ 使用期間
  - エ 希望する受取りの日時及び場所

#### 2 輸送の確保

- (1) 市は，市有車両だけで不足する場合は，輸送対象等から適正な輸送手段を選定し，県，自衛隊，輸送事業者等に対し次の車両等の貸与を要請するものとする。
  - ア 乗用車
  - イ 乗合自動車
  - ウ 貨物自動車
  - エ 船舶
  - オ 航空機等

(2) 応援要請の手続

災害応急対策実施機関又は関係各業者に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

**3 緊急輸送車両の配車**

(1) 配車計画書の作成

市は、市有車両及び調達車両を集中管理し、緊急度、使用目的に応じた配車計画を作成する。

(2) 各課等への配車

市は、(1)の配車計画に基づき、緊急輸送車両の使用申請のあった各課等へ引き渡す。

**4 緊急輸送車両の事前届出**

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われることがある。

については、市は、災害が発生した場合に使用する予定のある市有車両については、緊急通行車両事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、当該届出済証を車検証とともに保管しておくものとする。

なお、災害発生時には、緊急通行車両届出済証を最寄りの警察署又は検問所に提出し、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

**5 緊急輸送車両の確認申請**

大規模な災害が発生し、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合、市は、4により緊急通行車両届出済証の交付を受けていない市有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

※緊急通行車両確認証明書（参考）；資料編10. 交通に関する資料

## 第13節 消防防災ヘリコプター等の活用

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

### 第1 方針

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

### 第2 活用範囲

#### 1 救急活動

- (1) 傷病者の搬送（原則として医師が搭乗できる）
- (2) 医師及び医療機材等の搬送
- (3) 傷病者の転院搬送（医師が搭乗できる場合）

#### 2 救助活動

- (1) 水難事故等の捜索救助
- (2) 中高層建築物火災等の救助
- (3) 孤立した被災者等の救出
- (4) 大規模事故での救助

#### 3 災害応急活動

- (1) 被災状況等の調査及び情報の収集等
- (2) 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の輸送
- (3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報

#### 4 火災防御活動

- (1) 大規模火災等の消火
- (2) 消防隊員及び消火資機材等の搬送
- (3) 被害状況等の調査及び情報の収集等
- (4) 避難誘導等の広報

#### 5 その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

### 第3 緊急運航要請依頼要領

#### 1 要請依頼

市長が消防防災ヘリコプターの緊急運航を必要とする場合は、運航管理者（消防防災航空隊事務所

長) に対し、電話にて速報の後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書(別紙様式第1号※1)により、ファクシミリ等を持ちいて提出するものとする。

## 2 受け入れ体制の整備

市長は、消防防災航空隊事務所と密接な連絡を取るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

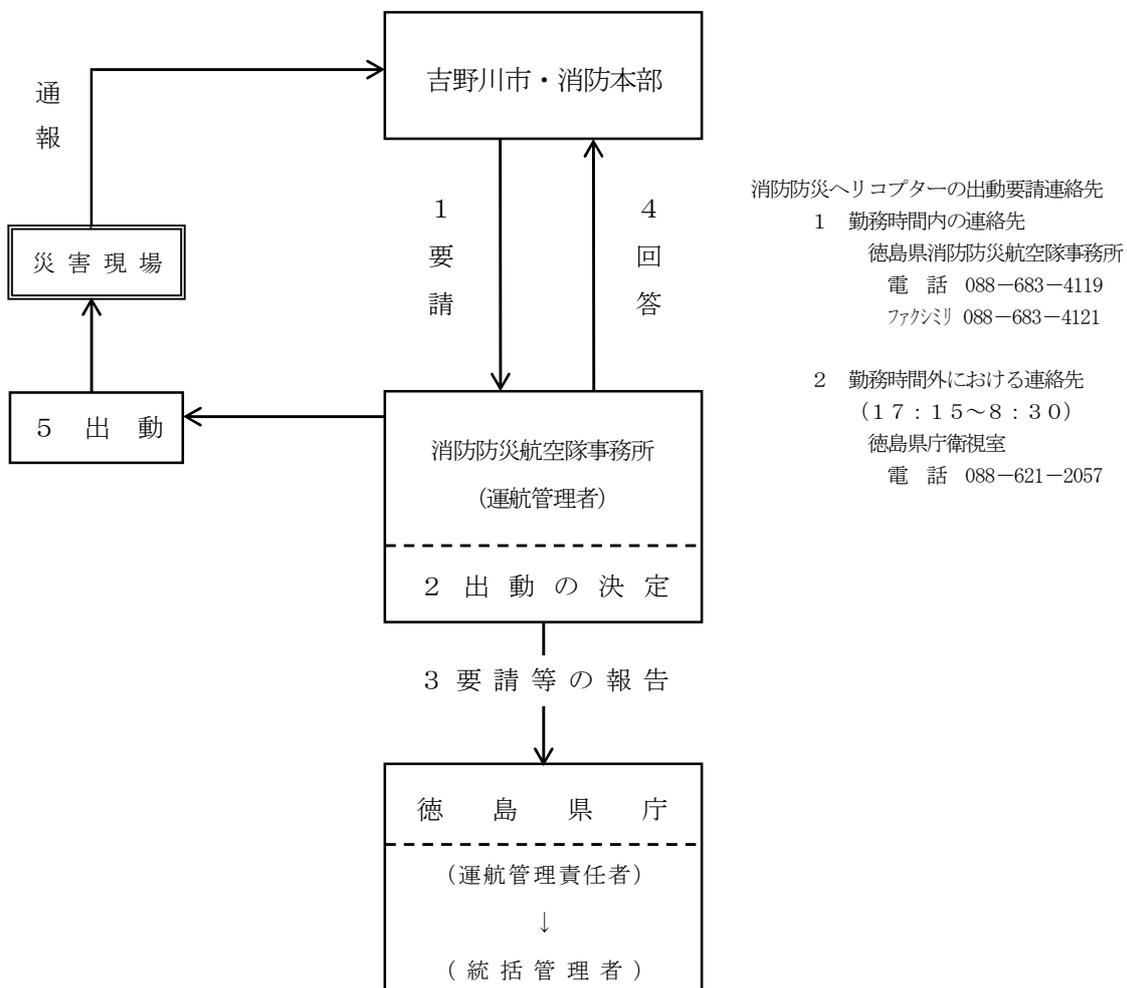
## 3 報告

市長は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書(様式第2号※2)により運航管理者に報告するものとする。

※消防防災ヘリコプター関係；資料編10. 交通に関する資料

- ・消防防災ヘリコプター緊急運行要請書(様式1)
- ・災害等状況報告書(様式2)

## 4 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



## 第14節 消防活動等

### 第1款 消火活動

#### 第1 方針

消火活動の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 住民、自主防火組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を行う。
- (2) 住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- (3) 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。

#### 第2 消火活動の実施

【主な実施機関：市（防災対策課，消防団），消防本部】

##### 1 消防機関（消防本部）

###### (1) 火災発生状況等の把握

ア 消防本部は、災害発生後、火災の通報を待つのみならず職員を望楼、ビル等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、関係防災機関との密接な連携のもとに管内の消火活動に関する次の情報を収集する。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 民家防火組織等の活動状況
- (ウ) 道路の通行状況
- (エ) 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況

イ 消防長は、災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

###### (2) 火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行う。

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想され

- る場合は、広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる。
- オ 高層建築物、特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。
- キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

### (3) 応援派遣要請

市は、自地域の消防力では災害への対応が困難である場合、消防相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し応援を求める。

### (4) 応援隊の派遣

市は、吉野川市が被災していない場合、消防相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出勤する。

## 2 消防団及び自主防災組織

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域の自主防災組織の指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行うものとする。

### (1) 出火防止

地震発生と同時に付近住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

### (2) 消火活動等

消防隊の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

## 3 事業所等

### (1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇薬等の流出又は漏洩等異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

### (2) 火災が発生した場合の措置

ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇薬等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 4 住 民

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は直ちに火気の遮断をするとともに、LPガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

## 5 惨事ストレス対策

消火活動を実施する職員等に対して、惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第2款 水防活動

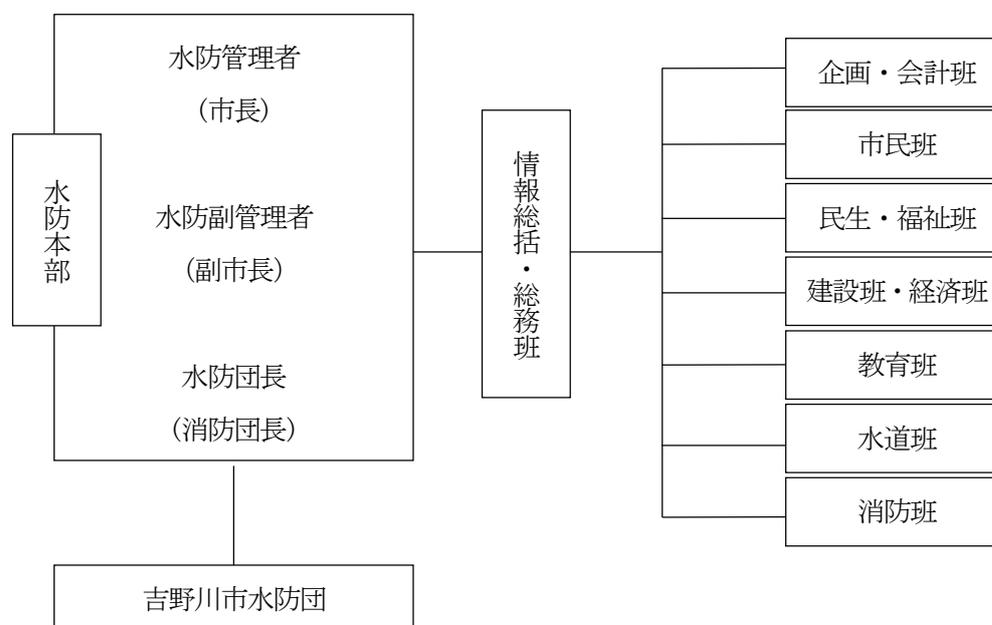
【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課）、消防本部、吉野川市水防団】

### 第1 方針

水防法第10条の規定により気象状況の通知を受けたときから洪水に対する危険が解消するまでの間、市は水防活動体制を配備し万全の対策を図るものとする。

### 第2 水防活動の実施

#### 1 吉野川市水防本部の組織等



#### 2 水防団（消防本部）等の任務

水防団は、浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。なお、災害対策（警戒）本部が設置されたときは、同本部の建設班の所管として水防業務の遂行にあたる。

- (1) 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な水防団員の招集と資機材の点検整備
- (3) 水防活動、水防団相互の協力及び応援

また、同本部の各班の任務は、「職員初動マニュアル」にとりまとめる。

※「職員初動マニュアル」参照

### 3 緊急時の措置

河川の管理者及び水防管理者（市長）は、警戒体制（第1次配備）が発令された場合、自らの避難時間及び水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、その管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所を監視、警戒にあたり、被災箇所を発見したときは、すみやかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

### 4 重要水防区域

重要水防区域は資料編「災害危険箇所等に関する資料」に記述。

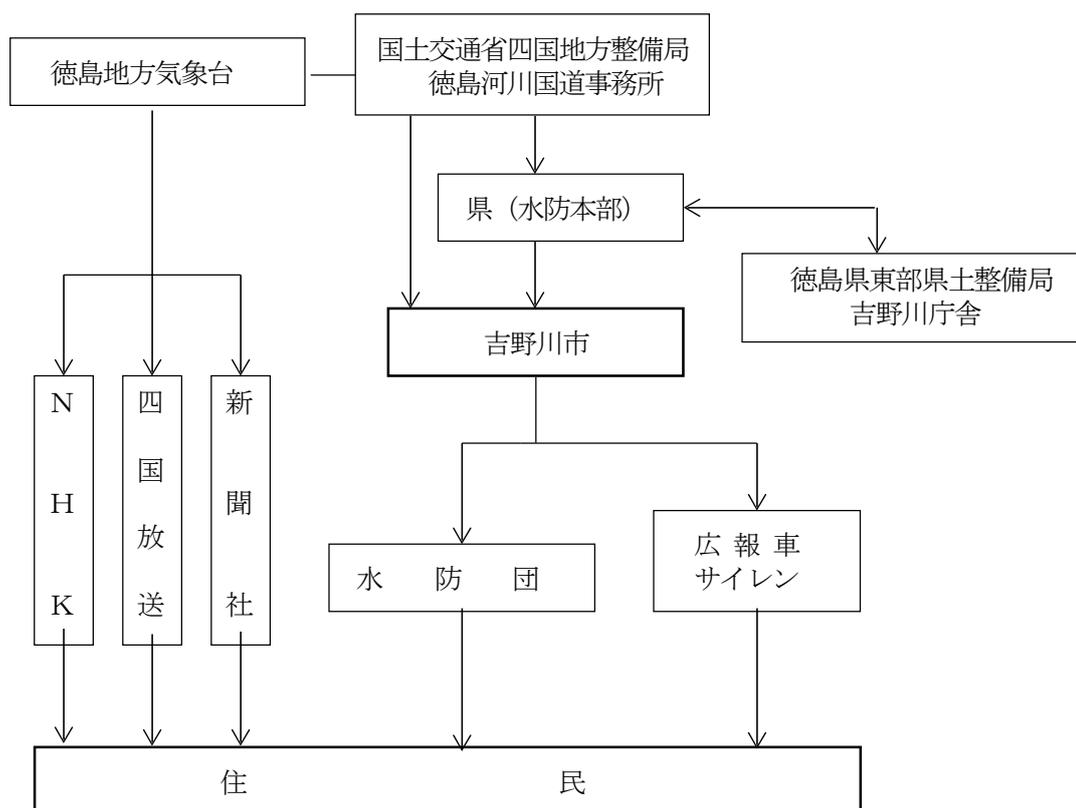
※重要水防区域一覧；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

### 5 気象状況の伝達等

水防管理者（市長）は、雨に関する警報及び注意報が発表された場合は、その状況に応じて水防団に連絡し、河川の見廻りを強化するとともに、住民に対して情報の伝達及び周知を行うものとする。

### 6 伝達系統

吉野川において洪水のおそれがあるときは水位流量が示され、次の系統により住民等に周知する。



### 7 惨事ストレス対策

水防活動を実施する職員等に対して、惨事ストレス対策の実施に努める。

### 第3款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

【主な実施機関：市（建築営繕室），徳島県】

#### 第1 方針

地震により建築物及び宅地が被害を受けた場合、余震等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第2 被災建築物応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した場合、倒壊にいたらなかった建築物についても、その後の余震によって建築物の倒壊、部材の落下などにより、住民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

被災建築物応急危険度判定とは、こうした危険を回避するための緊急措置として、被災直後の建築物の被害状況を調査し、余震等による危険性を判定・表示し、被災者の自宅復帰と安全の確保を図る制度である。

##### 1 応急危険度判定の実施

###### (1) 実施の決定等

市は、地震発生後の建築物の被害程度の状況を把握し、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めたときは応急危険度判定の実施を決定するものとする。

なお、応急危険度判定の実施に際しては、被災状況により判定実施区域を決定し、必要人員を算定し、市に登録されている応急危険度判定士及び市職員のみでは判定活動に必要な人員が確保できない場合は、県に対して支援を要請するものとする。

###### (2) 判定作業の準備

市は、判定作業を円滑に実施するため、事前に次のものを準備する。

- ア 判定実施区域及び区域分担を示した地図
- イ 所属チームを明らかにした判定士名簿
- ウ 判定ステッカー、調査票
- エ ヘルメットシール、腕章
- オ ヘルメット、クラックスケール、下げ振り等の機材

###### (3) 判定作業の広報

市は、広報車や広報誌等により、あるいはラジオ、テレビ等を活用し、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

###### (4) 判定の実施

被害建物の外部からの目視検査等により、建築物、落下危険物、転倒危険物等の危険性を調査し、「震災建築物の応急危険度判定基準」に基づき、建築物の安全性について、「危険」、「要

注意」,「調査済」の3段階の判定を行う。

## 2 判定の効果

市からの災害情報の提供にとどまるものであり,建築物の使用制限を課するものではない。

## 第15節 救出・救助対策

【主な実施機関：市（防災対策課，健康推進課，建設課，  
監理課），消防本部，阿波吉野川警察署】

### 第1 方針

災害のため，生命・身体が危険な状態にある者，又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出並びに保護の実施を行う。

### 第2 実施責任者

- (1) 災害にかかった者の救出は市長が行う。
- (2) 人の生命・身体が危険な状態にある者の救出は，警察機関が他の措置に優先して行う。

### 第3 実施機関

#### 1 消防機関（消防本部）等

##### (1) 基本方針

被災者の救助及び捜索等は，市の消防機関が県警察とともに実施するものとする。

##### (2) 情報の収集及び伝達

ア 消防本部は，119番通報，かけこみ通報，救急無線，防災へり，参集職員の情報などを総合して，被害の状況を把握し，初動体制を整えるものとする。

イ 消防長は，災害の状況を市長に報告し，応援要請等の手続きに遅れないよう働きかけるものとする。

##### (3) 救助の対応方針

災害発生後，多発すると予想される救助・救出の要請に対して，原則として次の基準により対応するものとする。

ア 被災者の救出及び捜索等は，消防機関（消防本部等）が主体となり，警察機関とともに実施する。

イ 救急処置及び救助は，救命の処置を必要とする負傷者を優先とし，その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに，他の防災機関との連携の上，救急救護活動を実施する。

ウ 延焼火災が多発し，同時に多数の救急・救助が必要となる場合は，火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

エ 延焼火災が少なく，同時に多数の救急・救助が必要となる場合は，多数の人命を救護できる現場を優先に，効果的な救急・救助活動を行う。

- オ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。
- カ 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- キ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

#### (4) 救助資機材の調達

市は、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行うものとする。

#### (5) 現場救護所の設置

市は、災害の状況によって必要と認めるときは災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力して、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を行うものとする。

#### (6) 後方医療機関への搬送

- ア 救命処置を要する重傷者を最優先として医療機関に搬送するものとする。
- イ 搬送にあたっては、搬送先の医療機関では、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入可能な状況であるかの情報を早期に収集して、救護班及び救急隊に対して情報を伝達する。
- ウ 医療機関の被災により、病院から病院への転院搬送の需要も生じると考えられるため、被災地外の医療機関との連絡をとり、転院搬送を実施する。

#### (7) 応援派遣要請

市は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援を求める。

#### (8) 応援隊の派遣

市は、吉野川市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。

#### (9) 警察、医療機関との連携

市は、被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施するときは、特に警察及び医療機関と密接な連絡をとりながら救出活動を行うものとする。

## 2 消防団及び自主防災組織等

災害発生後に同時多発火災が発生した場合、消防機関の主力は延焼阻止に向けられる。

また、交通の混乱や殺到する救助要請に対処するため、火災が発生しなくとも、平常時のような救

助・救急活動は期待できないため、地域における自主防災活動が重要なものとなる。

については、消防団及び自主防災組織は、災害発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者又は閉じこめられた者等が発生したときは、近隣住民の協力のもと自主的な救助・救急活動を行う。

#### 第4 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は次のとおりである。

##### (1) 対象者

ア災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者。

イ災害のため生死不明の状態にある者。

##### (2) 救出期間

災害発生の日から3日以内

##### (3) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

#### 第5 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第16節 医療救護活動

### 第1 方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

### 第2 実施責任者

被災者に対する医療救護活動は、市長が行う。

なお、市で実施困難なときは隣接市町、県その他の医療機関の応援により行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

### 第3 応急医療体制の確保

【主な実施機関：市（健康推進課）、医療関係機関】

#### 1 初動体制等

##### (1) 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

市は、吉野川市医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等の情報の収集に努めるものとする。

##### (2) 初動体制の確保

ア 医師をはじめとする医療従事者等は、情報連絡等が途絶える等大災害が予想される場合にあっては、遠くの勤務先ではなく、前もって定められた近くの救急医療機関や保健所等において救急医療や情報収集等に従事するものとする。

イ 被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に配慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

##### (3) 救護班の編成

ア 市は、必要に応じて市内の医療機関（開業医）等の応援を得て、医師、看護師、助産師又は保健師をもって救護班を編成し、出動するものとする。

イ 災害の種類及び程度によっては、吉野川市医師会、吉野川市歯科医師会、吉野川市薬剤師会等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を行うものとする。

吉野川市医師会の主な対応は次のとおりである。

(ア) 大災害時に医師会の災害対策本部を吉野川市医師会訪問看護ステーション内に設置する。

(イ) 吉野川市災害対策本部の要請により、医療救護所へ医師・看護師を派遣する。

鴨島：4か所

川島：1か所

山川：2か所

美郷：1か所

(ウ) 市内の医療機関の診療施設の被害状況等については、情報を収集・集約し、吉野川市災害対策本部へ情報提供を行う。

ウ 災害の程度によっては市の能力をもってしても十分な対応ができないと認められるときは、県及びその他の関係機関に次の事項を明示して協力を要請するものとする。

(ア) 必要人員

(イ) 期間

(ウ) 派遣場所

(エ) その他必要事項

※医療機関（吉野川市内）他；資料編9.医療・防疫に関する資料

#### (4) 救護所の設置

市は、必要に応じて、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、機能が維持されている医療機関、避難所等に医療を実施するための救護所を設置するとともに、住民に周知を図る。

## 第4 応急医療活動

【主な実施機関：市（防災対策課，健康推進課），徳島県，医療関係機関】

### 1 医療機関等

市及び医療関係機関は、設備及び人員等において患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を行うものとする。

### 2 救護班

#### (1) 輸送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保など特段の配慮を行うものとする。

#### (2) 連絡要員の配置

市は、被災地域内の医療情報の拠点に応援のために市職員を派遣し、各医療救護所等に配置するなど、救護班の連絡調整のために特段の配慮を行うものとする。

#### (3) 業務

救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

ア 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）

- イ 後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産
- カ 記録及び災害対策本部への状況報告
- キ その他状況に応じた処置

#### (4) ボランティアとの連携

防災対策課は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護班に指示し、救護活動を行うものとする。

### 3 医薬品等の供給

(1) 市は、関係機関において緊急輸送道路を確保し、市役所に備蓄している医薬品並びに吉野川市医師会の協力のもと流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等にすみやかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期するものとする。

(2) 輸血用血液製剤については、徳島県赤十字血液センターへ供給を要請するものとする。

## 第5 後方医療救護体制

【主な実施機関：市（健康推進課，消防本部），徳島県，医療関係機関】

### 1 患者受入先の確保

#### (1) 後方医療施設の確保

- ア 被災地内の災害医療活動を調整するため、県が災害拠点病院に現地災害医療コーディネーターを置き、被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。
- イ 救護班では対処できない中等・重症患者は、救急医療圏（東部Ⅲ）の2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容される。
- ウ 2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター，大学病院）に収容される。

#### (2) 被災病院等の入院患者の転院等

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できないとき、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要がある場合で、病院等で後方医療施設が確保できないときは、後方医療施設の確保に努めるものとする。

### 2 搬送体制の確保

#### (1) 緊急輸送道路の確保

市は、重傷者を後方医療施設へ搬送するために緊急輸送道路（陸路及び空路）を確保する。

## (2) 傷病者の搬送

- ア 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。
- イ 病院等が後方医療施設へ転院搬送を行うときは、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重傷者の搬送を行うほか、必要に応じて消防本部又は県に対して救急自動車又はヘリコプター等の出動を要請する。

## (3) 搬送手段の確保

- ア 病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車等により医療施設への搬送を実施する。
- イ 市は、消防機関の救急自動車確保できない場合は、輸送車両の確保に努めるものとする。
- ウ 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じて空輸を県のヘリコプターや関西広域連合が事業主のドクターヘリ等を活用して行う。  
なお、市は、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。

(ア) 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

## 3 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対しては災害時にも継続して供給する必要があるほか、挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性患者に対しても提供することが必要である。

市は、被災地域内における人工透析患者の状況及び医療機関の透析機器の稼働状況等の情報を収集し、透析患者及び病院等への情報提供に努めるものとする。

## 4 医療ボランティア

### (1) 受入体制の確保

防災対策課は、災害発生後設置されたボランティアセンター（災害対策本部内）で医療ボランティアの活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアの確保に努める。

### (2) ボランティアセンター

ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおり。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 災害対策本部との連絡調整
- ウ その他必要な活動

### (3) 活動内容

#### ア 医師・看護師

- (ア) 救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。
- (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。

(ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。

イ 薬剤師

(ア) 救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。

(イ) 吉野川市鴨島運動場等において医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

ウ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

エ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

オ その他

その他必要な活動を行う。

## 5 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による連携・調整

市は、被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを活用し、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

- (1) 避難所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置運営の総合調整
- (3) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

## 第17節 飲料水・食料及び物資等の供給

### 第1款 応急給水

【主な実施機関：市（防災対策課、市民課、水道課）】

#### 第1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対して応急給水を行う。

#### 第2 実施責任者

被災者に対する飲料水の直接の供給は市長（水道事業管理者）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとする。

#### 第3 応急資機材の確保

応急給水に必要な資機材はあらかじめ備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により確保するものとする。

なお、市は、被害状況により確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請するものとする。

#### 第4 応急給水活動

##### 1 確保目標水量

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

市は、被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮しながら、応急給水目標水量をおおむね次のように定め、応急給水を実施するものとする。

- (1) 第1段階（災害発生～3日目） 生命維持のため最小限必要量3リットル／人・日
- (2) 第2段階（4日目～） 飲料水・炊事用水・トイレ用水
- (3) 第3段階（～4週間） 飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

##### 2 応急給水方法

応急給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

### (1) 拠点給水方式

指定避難所及びこれらの近隣の浄水場、配水池等を給水拠点に設定し、また、耐震性貯水槽や、地下水の豊富な地域特性を活かして、避難所への手押しポンプの計画的な整備等により、飲料水を確実に確保する。

### (2) 運搬給水方式

災害による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な拠点には、運搬給水で対応するものとする。

ア 災害救護所，医療施設，社会福祉施設

イ 避難所

ウ その他災害対策本部が指定した場所

## 3 応急給水対策

(1) 応急給水拠点を確保，整備する。

(2) ポリ容器，ポリタンク，給水タンク等を確保する。

(3) 市の保有車両及び調達車両等輸送手段を確保する。

(4) 井戸，プール，河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し，緊急水源の確保に努める。

(5) 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制の整備に努める。

(6) 被害の状況により必要と認められる場合は，関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

## 4 水質の安全対策

(1) 給水拠点に設置する耐震性貯水槽，手押しポンプによる地下水等については，日頃より定期的に水質検査を実施し，また，残留塩素を補うために必要な薬品の備蓄に努める。

(2) 給水車，仮設貯水槽等については使用前に洗浄するよう努め，また，供給水の残留塩素濃度を適宜計測し，安全を確認することとする。特に，井戸水，渓流水を供給する場合には，煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

## 第2款 食料供給

【主な実施機関：市（防災対策課，市民課）】

### 第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等を行う。なお、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

### 第2 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等は、市長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

### 第3 応急食料の確保

#### 1 必要量の調査

市は、調査班を編成して現地へ派遣し、応急食料の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

#### 2 単独による食料確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

- (1) 1による調査結果に基づき、市の備蓄食料を放出する。
- (2) (1)によっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

#### 3 県への協力要請等

- (1) 市単独で食料の確保が困難と認められる場合は、県に対して食料の供給を要請する。
- (2) 災害救助法が適用された場合、米穀及び乾パンについては、市単独での確保ができない場合は、市長を通じて知事に対しこれらの供給を要請するものとする。
- (3) これらの要請について、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼するほか、通信途絶などの場合には、徳島食糧事務所の最寄りの支所長に要請を行うことができる。  
ただし、事後すみやかに知事に報告するものとする。

### 第4 応急食料の輸送

市は、必要と認められる場合は、食料集積地として地域内輸送拠点を速やかに、開設し、ここを拠点として食料の集積、一時保管及び指定避難所等までの配送を行う。

なお、原則として食料の輸送等の実施は次によるものとする。

## 1 市の備蓄食料

市の備蓄食料の指定避難所等までの輸送及び市内におけるそれらの配送は、原則として市が行う。

## 2 市の調達食料

事業者より調達する食料は、当該事業者が食料集積地まで直送する。(従って、事業者との協定内容には、輸送の項目まで入れる必要がある。)

なお、調達食料の市内の配送は、原則として市が行う。

## 3 県の調達食料

県の調達食料の市食料集積地までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、市が直接受取るものとする。

## 第5 応急食料の配付

### 1 配付対象者

市は、次の事項を勘案し、配付対象者を決定するものとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住居が全焼、流失、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (3) 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食料品の持合わせがなく、調達が困難な者
- (4) 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持合わせのない者

### 2 配付品目

市は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食料の中から随時決定するものとする。

### 3 配付基準

- (1) 災害救助法適用前  
災害救助法の基準に準じ、市長の判断により決定し、配付を行う。
- (2) 災害救助法適用後  
災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

### 4 配付方法

- (1) 避難所での配付  
配付食料は、避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配付対象者へ配付する。
- (2) 在宅避難者等への配付  
ア 住居の被害により炊事ができない在宅避難者は、当該地域の指定避難所へ登録し、当該避難所からイにより食料の配付を受けるものとする。

- イ 食料の配付を希望する在宅避難者は、所定の収容避難所へ登録し、在宅避難者自らが当該避難所で受け取ることを原則とする。
- ウ 避難所の運営責任者は、当該避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の在宅避難者で食料の配付を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配付を受けることに留意する。
- エ イにかかわらず、自ら避難所へ配付食料の受取りに來れない高齢者や身体障がい者等の在宅避難者に対しては、自治会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配付する。

## 第6 炊出し

- (1) 炊出しによる食料の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。
- (2) 炊出しは、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所又は近隣の給食施設を利用して実施するものとする。
- (3) 市長は、市内において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼するものとする。

### 第3款 生活必需品等の供給

【主な実施機関：市（防災対策課、環境企画課、社会福祉課、健康推進課、各支所）】

#### 第1 方針

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行う。

#### 第2 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、市長が実施するものとする。知事は市長から調達の要請があったときは、その調達又は斡旋を行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとする。

#### 第3 生活必需品等の確保

##### 1 必要量の調査

市は、調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

##### 2 市単独での生活必需品等の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

- (1) 1による調査結果に基づき、市の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。
- (2) (1)によっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

##### 3 県への協力要請等

市単独で生活必需品等の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

#### 第4 生活必需品等の輸送

市は、必要と認められる場合は、生活必需品の集配拠点として地域内輸送拠点を速やかに開設し、ここを拠点として生活必需品の集積、一時保管及び指定避難所等までの配送を行う。

なお、原則として生活必需品の輸送等の実施は次によるものとする。

##### 1 市の調達物資

市が調達した物資の集配拠点までの輸送及び市内におけるそれらの配送は、原則として市が行う。

##### 2 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、市が直接受取るものとする。

##### 3 配付基準

(1) 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、市長の判断により支給する。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

#### 4 配付方法

避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

### 第5 生活必需品等の支給

#### 1 支給対象者

災害により、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水し、生活上必要最小限の家財等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

#### 2 支給物資

市は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、次の範囲内で、確保した物資の中から現物をもって随時支給するものとする。

被服、寝具及び身のまわり品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

## 第4款 生活情報の提供

【主な実施機関：市（防災対策課，企画財政課，管財システム課）】

### 第1 方針

関係各機関は，被災者の生活向上と早期自立を図るために有意義な各種情報を積極的に提供するよう努めるものとする。なお，情報媒体としては次のようなものが考えられる。

### 第2 情報媒体

#### 1 情報紙

様々な生活情報を集約して，災害ニュース等の情報紙を印刷・発刊し，避難所，関係機関等に広く配布する。

#### 2 ファクシミリ

各避難所に対し，文書情報を同時提供するためにNTT，通信機器事業者等の協力を得て，生活情報等を定期的に提供する。

#### 3 電子メール，ホームページ

電子メール，ホームページ，その他ネットワークサービス，インターネットプロバイダー等の協力を得て，災害情報や生活情報の入手が可能となる場を設けるとともに，関係機関は各種情報のアップロード等に努める。

#### 4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ局の協力を得て，定期的に災害情報や生活情報の提供を行う。

#### 5 コミュニティ放送

各ラジオ局の協力を得て，定期的に災害情報や生活情報の提供を行う。

## 第5款 LPガスの供給計画

【主な実施機関：市（防災対策課）、徳島県エルピーガス協会】

### 第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給又は斡旋を行う。

### 第2 実施責任者

LPガスの供給又は斡旋の実施は、市長が行う。

### 第3 LPガス等の供給等

市長は、炊き出し等に必要なLPガス等の供給又は斡旋を行い、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して徳島県LPガス協会吉野川支部に支援を要請するとともに県に調達の斡旋を要請するものとする。

(1) 対象避難者数

(2) 「必要なLPガスの量

「第2款 食料供給」に合わせた必要数とする。

(3) 必要な器具の種類及び個数

「第2款 食料供給」に合わせた器具の種類、必要数とする。

(4) 供給期間

「第2款 食料供給」に合わせた供給期間とする。

(5) 供給地（住所等）

「第2款 食料供給」に合わせた供給地とする。

## 第18節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

### 第1款 保健衛生活動

【主な実施機関：市（防災対策課，健康推進課，環境企画課）】

#### 第1 方針

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し，二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策を講じる。

#### 第2 災害時（保健衛生）コーディネーターとの連携

市は，圏域コーディネーター及び保健所から派遣される保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）との連携を図り，協力を得て被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

#### 第3 健康管理

市は，被災者に対し次のような保健対策を実施し，避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害の予防に努めるものとする。

##### 1 健康診断

市は，被災者に対し，避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施し，健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見に努める。

##### 2 巡回健康相談等

避難所や被災住居等の環境整備や健康管理を行うため，保健師による巡回健康相談や，家庭訪問を行うとともに，仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう訪問指導，健康相談，健康教育等の巡回サービスを実施する。

##### 3 予防接種

避難所等においてインフルエンザ等の流行予防と，り患，重症合併症の併発等を予防するため，予防接種を実施する。

#### 第4 食品衛生監視，栄養指導等

##### 1 食品衛生監視

市は，被災地の状況に応じて必要と認めるときは，保健所に相談の上，次の活動を行う。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する危害発生の防止

## 2 栄養指導等

市は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所に相談の上、次の活動を行う。

- (1) 炊出し、給食施設の管理指導
- (2) 患者給食に対する指導
- (3) その他栄養補給に関する指導等

## 第5 入浴施設の確保

市は、被害が甚大で、特に上水道等の復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により入浴施設の確保に努めるものとする。

### 1 一般公衆浴場の再開支援

一般公衆浴場事業者にその再開を要請し、必要な場合は支援を行う。

なお、浴場の再開状況については、広報等により避難者等への周知に努める。

### 2 仮設入浴施設の設置

1によっても入浴施設が不足する場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置する。

### 3 自衛隊による支援

利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設による入浴支援を要請する。

### 4 その他施設の利用

その他の施設の入浴施設の一般開放を要請するとともに、温水プール等の転用を検討する。

## 第6 こころのケア等

市は県で編成される精神科医師、看護師等による「災害時こころのケアチーム（DPAT）」ならびに関係機関等と密接な連携を行い、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

注) DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」。

## 第2款 防疫

【主な実施機関：市（防災対策課、環境企画課）】

### 第1 方針

市は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図り、被災地において、感染症のまん延を防止するための対策を講じる。

### 第2 実施責任者

被災地域の防疫は市長が行うが、本市のみで実施できないときは、県又は隣接市町村および関係機関の応援を要請して実施する。

### 第3 防疫活動

市は、知事の指示その他必要に応じ防疫活動班を編成し、保健所に相談の上、被災地において次の防疫活動を実施する。

#### 1 情報収集

防疫活動班は、被災地、避難所等の衛生状態を把握するとともに、気象庁、警察署、消防署等との情報交換や住民からの要望等により防疫活動に必要な情報を収集する。

#### 2 消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

#### 3 ねずみ族・こん虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施する。

#### 4 生活の用に供する水の供給

市は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行う。

#### 5 予防教育及び広報活動の推進

市は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進するものとする。

#### 6 患者等に対する措置

被災地域において感染症の患者又は感染症の所見がある者に対し、すみやかに保健所に相談の上、所定の対策を行う。

## 7 避難所の防疫措置・感染症対策指導

避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については特に滅菌して使用する。また、市は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施するものとする。

## 8 臨時予防接種

知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

## 第4 防疫活動に必要な携行資材

- (1) 噴霧器
- (2) 消毒薬品
- (3) こん虫駆除薬剤
- (4) 検便用資材等
- (5) その他必要に応じ防疫用薬品資材を一般販売店から緊急調達

※防疫用器材保有数；資料編9.医療・防疫に関する資料

## 第5 保健広報活動

市は、災害発生地域や避難所において、広報紙、広報車等を活用して、災害時の感染症や食中毒の予防等に関する知識の普及に努める。

## 第6 報告

市長は、警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他関係団体との緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により吉野川保健所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫所要見込経費
- (4) その他

### 第3款 遺体の搜索及び火葬等

#### 第1 方針

大規模な災害が発生した場合は、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は災害によりすでに死亡している者の遺体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として埋葬又は火葬を行う必要がある。

#### 第2 実施責任者

遺体の搜索、収容及び火葬等は、市長が県警察及び消防機関等の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

#### 第3 遺体の搜索

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部、阿波吉野川警察署、小松島海上保安部】

##### 1 対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

##### 2 搜索方法

- (1) 市は、災害発生時に死亡していると推定される行方不明者があるときは、すみやかに必要な人員及び機械器具等を確保し、搜索にあたるものとする。
- (2) 市は、遺体の搜索にあたっては、警察、海上保安庁及び消防機関と連携をとり、必要に応じて日赤奉仕団、自衛隊、自主防災組織や住民等の協力を得て実施するものとする。
- (3) 遺体搜索中に遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署に連絡するものとする。

##### 3 応援要請

市は、災害の状況やその他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるときなどにあつては、県又は近隣市町村若しくは海上保安庁又は遺体の漂着が予想される市町村に対し、応援を要請するものとする。

##### 4 災害救助法適用時の基準

###### (1) 搜索期間

遺体搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も遺体搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

- ウ 期間の延長をする理由（具体的に）
- エ その他（期間の延長をすることによって捜索される遺体の数等）

## （2）費用の範囲

捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費等とし，その額は当該地域における通常の実費とする。

## 第4 遺体の処理

【主な実施機関：市（防災対策課，社会福祉課），阿波吉野川警察署】

### 1 対象者

災害により死亡した者について，その遺族等が災害による混乱のため遺体の処理を行うことができない場合に処理する。

### 2 処理方法

#### （1）市の措置

市は，遺体を発見したときは，直ちに阿波吉野川警察署に連絡するとともに，遺体安置所に遺体を搬送し，警察官による検視及び医師による検案の後，次の方法により処理するものとする。

（検案…遺体についての死因その他についての医学的検査を行うこと。）

#### ア 遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理

災害に伴う混乱により，遺族が遺体の処理を行うことができない場合は，市が遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理を行う。

#### イ 遺体の一時保存

検視の結果，災害による死であることが確認された遺体で，身元が判明している遺体は遺族に引き渡すが，身元が判明しない遺体については，埋火葬等の処理をするまで一時保存を行う。

保存にあたっては，棺桶，ドライアイス，寝間着等を調達し，遺体の腐乱の進行を遅らせる。

#### （2）警察官の措置

警察官は，遺体を発見し又は発見の届出を受けたときは，医師の立会と助言を得て検視した後，すみやかに次の措置を講ずるものとする。

ア 検視の結果，犯罪に起因せず，身元の明らかな遺体については，検視をして，所持金品等とともに遺体を遺族に引き渡す。

イ 検視の結果，犯罪に起因しないことは明らかであるが，身元が判明しない遺体については，検視をして，所持金品等とともに遺体を市に引き渡す。

ウ 検視の結果，犯罪に起因することが判明した遺体は，必要な措置を行った後，前記に準じて処理する。

### (3) 医師の措置

検視に立ち会う医師は、検案を実施し、警察官に助言するとともに、検案結果を基に死亡診断書の作成等を行う。

## 3 災害救助法適用時の基準

### (1) 処理期間

遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も遺体処理を行う必要がある場合は、処理期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を必要とする地域
- ウ 期間の延長をする理由（具体的に）
- エ その他（期間の延長をすることによって取扱いを要する遺体の数等）

### (2) 費用の範囲

- ア 遺体の洗浄，縫合，消毒の措置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 遺体の検案

## 第5 遺体の火葬等

【主な実施機関：市（防災対策課，市民課，環境企画課）】

### 1 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため火葬又は埋葬を行うことができない場合などに応急的な措置として火葬又は埋葬に付する。

### 2 埋火葬の方法

- (1) 埋火葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。
- (2) 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。
- (3) 火葬又は埋葬は、「遺体埋火葬許可証」に基づき、火葬に付する。
- (4) 火葬を終えた遺骨及び遺留品は一時保管し、遺族等からの申し出により引き渡す。

### 3 身元不明の遺体の取扱

- (1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬する。
- (2) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない遺体は、旅行死亡人としての取扱いの例による。

## 4 災害救助法適用時の基準

### (1) 埋火葬の期間

埋火葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も埋火葬を行う必要がある場合は、埋火葬期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を必要とする地域
- ウ 期間の延長をする理由（具体的に）
- エ その他（期間の延長をすることによって埋火葬される遺体の数等）

(2) 費用の範囲

- ア 棺（付属品を含む）
- イ 骨つぼ及び骨箱
- ウ 火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）  
（埋火葬にあたっての供花代、読経代等は含まない。）

## 第19節 要配慮者支援対策の実施

### 第1 方針

災害発生時において、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者は、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから、応急時及び復旧時のあらゆる段階において要配慮者の実状に応じた配慮を行う必要がある。

### 第2 社会福祉施設における支援対策

【主な実施機関：市（防災対策課、介護保険課）、吉野川市社会福祉協議会】

#### 1 救助及び避難誘導

- (1) 施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、入所者等を安全かつすみやかに救助及び避難誘導するとともに、必要な場合は、市に支援を要請するものとする。
- (2) 市は、施設管理者からの要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため職員を派遣し、必要と認めるときは近隣市町村に応援を要請するとともに、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等にも協力を要請するものとする。

#### 2 搬送及び受入先の確保

- (1) 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について、必要な場合は、市に支援を要請するものとする。
- (2) 市は、施設管理者からの要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の受入施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保するものとする。

#### 3 飲料水等の確保

- (1) 施設管理者は、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資及びマンパワーの不足数について把握し、必要な場合は、その提供について市に支援を要請するものとする。
- (2) 市は、施設管理者からの要請に基づき、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資及びマンパワーの調達及び配付を行う。

#### 4 ライフラインの優先復旧

市は、社会福祉施設の機能を早期に復旧させるため、電気、水道等のライフラインの優先復旧を関係事業者へ要請するものとする。

#### 5 巡回保健サービスの実施

市は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員等からなる巡回保健班を編成し、被災した施設の入所者や他の施設に避難した者等に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

### 第3 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 市は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 市は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 市は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 市は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

### 第4 在宅避難行動要支援者に対する支援

【主な実施機関：市（防災対策課、介護保険課、子育て支援課、健康推進課）】

#### 1 安否確認

市は、民生委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、在宅避難行動要支援者の安否確認を行うものとする。

#### 2 搬送及び受入体制の確保

- (1) 市は、災害により負傷した避難行動要支援者の受入先として、医療施設、社会福祉施設又は避難所等を確保するものとする。
- (2) 市は、避難行動要支援者の搬送手段として、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保するものとする。なお、これらの自動車を確保できない場合は、県に対して応援を要請する。

#### 3 飲料水等の確保等

市は、避難行動要支援者に配慮した、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資を確保し、配付を行うものとする。

なお、配付を行うに際しては、配付場所や配付時間を別に設けるなど避難行動要支援者に配慮した方法をとるものとする。

#### 4 巡回保健サービスの実施

市は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員、ホームヘルパー等からなる巡回保健班を編成し、住宅、避難所又は仮設住宅等で生活する災害弱者に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

### 第5 児童に係る対策

【主な実施機関：市（教育総務課、学校教育課、子育て支援課、こども未来課）、各学校、こども園、保育所】

- (1) 市は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。

- (2) 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

## 第6 外国人等に対する対策

【主な実施機関：市（防災対策課、市民課）】

- (1) 市は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 市は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

## 第7 災害時（介護福祉）コーディネーターとの連携

被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、県より配置される災害時コーディネーターと連携を図る。

## 第20節 動物救済対策

【主な実施機関：市（市民課，環境企画課，農林業振興課）徳島県，  
（公社）徳島県獣医師会，県保健所，県動物愛護管理センター，  
活動団体動物愛護団体，ボランティア等】

### 第1 方針

被災地における動物の救護については，本計画の定めるところによるものとする。

### 第2 実施責任者

り災動物に対する保護，収容，捕獲等の救援対策については，県に設置された動物救援本部によるものとし，市は協力を行うものとする。

### 第3 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し，次のことを実施する。

- （1）飼養されている動物に対する餌の配布，負傷動物の収容・治療，放浪動物の保護，その他動物に係る相談等を実施する。
- （2）動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達，配布についての調整を行う。
- （3）仮設救援センターを設置し，保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- （4）危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については，飼養者，動物園，警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
- （5）飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。

## 第21節 廃棄物の処理

### 第1 方針

地震等の災害発生により、道路の損壊や障害物等により一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想される。ついては、被災地域の住民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に行うため、吉野川市災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ・し尿の処理及びがれき処理のための対策を積極的に推進する。

### 第2 ごみ・し尿処理等

【主な実施機関：市（防災対策課，環境企画課，農林業振興課，  
運転管理センター）】

#### 1 実施責任者

市は被災地域におけるごみ処理，し尿処理等清掃を実施する。

ただし、災害の規模が大きいため、市において処理できないときは、隣接市町村及び県の応援を求めて実施する。

#### 2 ごみ処理

##### (1) 情報収集

ア 市は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。

イ 市は、職員の現地派遣，住民からの連絡等により、ごみの排出状況を把握する。

##### (2) ごみ処理計画の策定

市は、災害時におけるごみを一般廃棄物（生活ごみ）と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。

なお、廃棄物の排出量の推定は極めて困難であるが、災害の状況等を勘案しながら次の量を目安として推定する。

##### ア 一般廃棄物

(ア) 災害発生直後～半月 平常時の 85%

(イ) 災害発生後半月～1ヶ月半 平常時の 105%

(ウ) 災害発生後1ヶ月半以降 平常時と同じ

##### イ 災害廃棄物

(ア) 全壊家屋1棟当たり

a 木造 85 t (47 m<sup>3</sup>)

b 非木造 422 t (169 m<sup>3</sup>)

- (イ) 半壊家屋1棟当たり
  - a 木造 51 t (28 m<sup>3</sup>)
  - b 非木造 253 t (101 m<sup>3</sup>)
- (ウ) 落下物等1件当たり 1 t (0.5 m<sup>3</sup>)

### (3) 分別収集

市は、廃棄物処理計画の策定にあたっては、ごみの適正な処分を行うため、極力分別・再利用に留意し、最終処分量の削減に努めるものとする。

### (4) 住民への広報

市は、住民に対して、廃棄物処理計画の内容を周知し、収集日時や収集場所、排出区分などのルールを厳守するとともに、不法投棄の防止を呼びかけるなど、ごみ対策に関する広報に努めるものとする。

### (5) 処理方法

#### ア 一般廃棄物

市は、災害により発生するごみが通常の処理量を上回る場合、住民の協力を得て分別収集を徹底し、次により収集可能な場所に設けられた仮置場に集積するものとする。

#### (ア) 生ごみ等

腐敗性のあるごみについては、衛生対策の上から避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し、収集可能となった時点から最優先で収集・処理を行う。

#### (イ) 粗大ごみ等

災害が発生した場合、毛布、畳、ダンボール等のごみで、一時的に大量発生するものについては、必要な場合は周辺環境に配慮しながら仮置場に集積するものとする。

なお、粗大ごみ、不燃ごみ等の集積に際しては、再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積するよう努めるものとする。

#### イ 災害廃棄物

倒壊家屋等から大量に排出される瓦、廃材、ブロック等の災害廃棄物については、地域ごとに仮置場を設けて一時的に集積し、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から漸次処分する。

### (6) 応援要請

市は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、ごみの処分を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

## 3 し尿処理

### (1) 情報収集

ア 市は、し尿処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。

イ 市は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、し尿の排出状況を把握する。

## (2) 住民への広報

市は、必要に応じて、水洗便所の使用制限及び仮設トイレの設置場所等について広報する。

## (3) 処理方法

### ア 水の確保

プール、河川等の自然水等の活用により水を確保し、水洗便所の機能を維持する。

### イ 緊急くみ取りの実施

便槽等が使用不能になった世帯に対しては、応急的に部分くみ取りを実施する。

### ウ 仮設トイレの設置

必要に応じ、避難所又は地域ごとに仮設トイレを設置する。

## (4) 応援要請

市は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、し尿の処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

## 4 死亡獣畜の処理

### (1) 実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、市が収集・処理するものとする。

### (2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

## 第3 がれき処理

【主な実施機関：市（防災対策課、環境企画課、運転管理センター）】

### 1 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が行うことを原則とする。ただし、被害状況等により、それを行うことが困難だと認められる場合は、市が行うものとする。

### 2 情報収集

市は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

### 3 処理方法

#### (1) 仮置場の確保

市は、がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない市所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して仮置場の確保を要請する。

#### (2) 最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

### 4 応援要請

市は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、倒壊家屋の解体及びがれきの処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

## 第4 災害廃棄物処理計画の策定

### 【主な実施機関：市（防災対策課、環境企画課、運転管理センター）】

市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や、運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町との連携・協力のあり方について、災害廃棄物処理計画を策定する。

## 第22節 住宅の確保

### 第1款 応急仮設住宅の供与

【主な実施機関：市（都市計画住宅課，建築営繕室），徳島県】

#### 第1 方針

災害のため住宅に被害を受けたもので自らの資力では住宅の確保が出来ない者等に対して応急仮設住宅の建設を行う。

#### 第2 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の建設は市長が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は，知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

#### 第3 災害救助法による応急仮設住宅の建設

##### 1 対象者

対象者は，次のいずれにも該当する世帯の者とする。

- (1) 住宅が全壊，全焼又は流失した世帯で，現に居住する住宅がない世帯
- (2) 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

##### 2 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

##### 3 住宅の種類

一般向けの住宅，高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

##### 4 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

#### 第4 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は，原則として次の順に選定する。

- (1) 公有地
- (2) 国有地
- (3) 企業等の民有地

なお，上下水道，ガス，電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。

また，激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため，あらかじめ建設予定地

のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

#### 第5 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、市が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

#### 第6 建設資材の確保

住宅の建設のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、市がその確保について斡旋を行うものとする。

#### 第7 運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

#### 第8 野外収容施設

市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適当な収容施設があっても被害者の全員を収容できないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

## 第2款 住宅の応急修理

【主な実施機関：市（建築営繕室）】

### 第1 方針

災害のため住宅に被害を受けたもので自らの資力では住宅の応急修理をすることが出来ない者等に対して住宅の応急修理を行う。

### 第2 実施責任者

- (1) 被災者に対する住宅の応急修理は市長が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

### 第3 災害救助法による住宅の応急修理

#### 1 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

#### 2 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

#### 3 範囲

応急修理を実施する箇所は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分とする

### 第4 住宅の修理資材の確保

住宅の応急修理のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、市がその確保について斡旋を行うものとする。

### 第5 労務及び資材の提供に関する協力体制

#### 1 労務の調達

労務の調達については、労務供給計画の定めるところによるものとする。

#### 2 労務及び資材の提供に関する協定

市は、労務及び資材の提供に関する関係業者との協定を必要に応じて締結するものとする。

### 第3款 被災者向け住宅の確保

【主な実施機関：市（都市計画住住宅課）、徳島県】

#### 第1 方針

応急仮設住宅のほか，災害のため住宅を失った者に対して住宅の確保を図る。

#### 第2 実施責任者

被災者向けの住宅の確保は，市及び県が努めるものとする。

#### 第3 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保

市は応急仮設住宅のほか，災害のため住宅を失った世帯に対し，公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに，県に対し県営住宅の空き住宅への優先入居等の要請及び関係団体に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等，住宅の確保に努めるものとする。

## 第23節 障害物の除去

【主な実施機関：市（防災対策課，環境企画課，建設課，監理課），徳島県，四国地方整備局】

### 第1 方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物，山くずれ，がけ崩れ及び浸水等によって，道路，河川，住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で住民の生命，身体及び財産等に危険を及ぼし，又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物について除去を実施する。

### 第2 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は，市が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は，水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路，河川等にある障害物の除去は，その道路，河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）くずれ，浸水等によって，住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は，市長が行うものとし，市限りで実施困難のときは知事に対し応援，協力を要請するものとする。
- (5) その他の施設，敷地内の障害物の除去は，その施設，敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

### 第3 機械器具の調達

市長は，障害物の種類，規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は，建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき，機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

### 第4 所要人員の確保

市長は，災害時の障害物の除去に要する人員については，道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが，不足する場合は建設業者と必要な協定を締結しておき，人員の供給を受けるものとする。このほか，労務供給計画に定めるところによるが，必要に応じ住民への協力，自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

### 第5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については，知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとするが，費用の対象等は次のとおりとする。

#### 1 対象

居室，炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり，かつ，自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない

者

## 2 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

## 3 期間

災害発生の日から10日以内とする。

## 第6 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所は、市の所有地で交通及び住民の生活に支障のない場所とし、その他の用地を使用する必要がある場合は、民有地を一時的に借上げて集積場所とする。

## 第24節 ボランティア活動の支援

### 第1 方針

災害により大きな被害が発生した場合、災害に対する応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動だけでは、十分に対応できないことが予測される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するため、市は社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援する必要がある。

### 第2 ボランティア活動の受入

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課），吉野川市社会福祉協議会】

#### 1 ボランティア団体等の受入

市及び防災関係機関は、各種ボランティア団体からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け入れる。

また、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

##### (1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

##### (2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護師、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

##### (3) ボランティアの所属

###### ア 組織や団体に属するボランティア

NGOやNPO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア。

###### イ 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア。

ウ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

**2 災害発生直後の情報提供**

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等のボランティアニーズについての情報提供を行う。

**3 ボランティア団体等の活動**

ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての協力を受けるものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資材等の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

**4 ボランティアセンターの設置・運営**

(1) 設 置

社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会は、災害発生時に必要があるとき、速やかに災害ボランティア活動の拠点となる吉野川市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を効率的に推進する。

(2) 運 営

吉野川市災害ボランティアセンターの運営は、吉野川市社会福祉協議会が別に定める「吉野川市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき行う。

## 第25節 義援金・義援物資の受入・配分

### 第1 方針

住民、他自治体等から被災者あてに送られた義援金・義援物資については、受付、保管、配分を確実、迅速に行う必要がある。

### 第2 義援金の受入れ

【主な実施機関：市（会計課）】

#### 1 受付窓口の開設

- (1) 市は、義援金の受付窓口を開設し、直接寄託される義援金を受付ける。
- (2) 市は、金融機関に普通預貯金の口座を開設し、振込による義援金を受付ける。

#### 2 受領書の発行

- (1) 市は、受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。
- (2) 1の(2)の口座への振込による義援金については、振込用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

#### 3 その他

##### (1) 配分先等を指定された義援金

寄託者が配分先や用途等を指定した義援金を受付けた場合は、寄託者の意向にそった処理を行う。

##### (2) 報告

広域的な災害が発生し、県に義援金配分委員会が設置された場合は、市の義援金の受付状況について委員会に報告するものとする。

### 第3 義援物資の受入れの留意事項

市は、義援物資の受入れを行う際、次の事項に留意するものとする。

#### 1 物資受入れの基本方針

- (1) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- (3) 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

## 2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

(1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。

しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

(2) なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

## 3 受入体制の広報

市は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- (1) 必要としている物資とその数量
- (2) 義援物資の受付窓口
- (3) 義援物資の送付先、送付方法
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

## 4 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、市は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

## 第4 義援金・義援物資の保管

【主な実施機関：市（会計課）】

### 1 義援金

寄託者より受領した義援金は、被災者に配分されるまでの間、第2の1の(2)の義援金受付口座に預金保管する。

### 2 義援物資

直接受領した義援物資及び県等から送付された義援物資については、第2編第2章第11節第4緊急輸送拠点の確保により開設された緊急輸送拠点に保管する。

## 第5 義援金・義援物資の配分

主な実施機関：市（社会福祉課）】

### 1 義援金配分委員会の設置

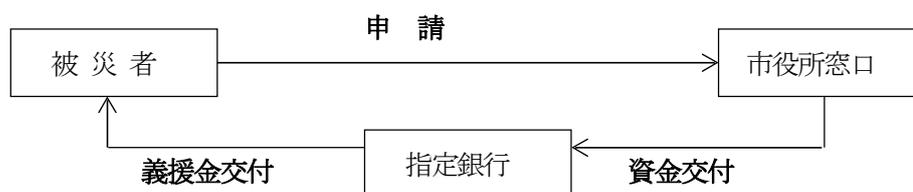
災害が発生し義援金が市に寄託された場合は、市義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について次の事項を協議し、決定するものとする。

ただし、広域的な災害のため、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その決定によるものとし、市に配分委員会は設置しないものとする。

- (1) 配分基準及び配分方法
- (2) 被災者等に対する伝達方法
- (3) 義援金の収納額及び用途についての広報活動
- (4) その他義援金の受付・配分等に関する事項

## 2 義援金の給付方法

義援金の給付は、次の基本フローに準じて行うものとする。



## 3 義援物資の取り扱いに関する広報

市は、必要に応じ、義援物資について、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先を、報道機関等を通じて公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、リストを随時更新するよう努める。

## 4 義援物資の配付方法

義援物資の配付は、第2編第2章第17節第2款食料供給及び第3款生活必需品等の供給のそれぞれの配付方法に準じて行う。

## 第26節 公共土木施設等の応急対策

### 第1款 公共施設等

#### 第1 方針

生活に密着した河川・道路等の公共土木施設や鉄道施設、電気・ガス・水道等のライフライン関係施設及び通信施設の管理者は、災害発生後、必要に応じて、施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに、被災した所轄施設に対する応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図るものとする。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、及び危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互協力により、実施するものとする。

#### 第2 河川施設

【主な実施機関：市（建設課，監理課），徳島県，四国地方整備局】

##### 1 基本方針

各種調査の被害想定によると、河川堤防が地震により被災（沈下）し、これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次被害の想定される割合は、多くの河川で50パーセントを超えるものと予測されている。

災害（地震）により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

##### 2 応急対策

- （1）堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、すみやかに復旧計画をたてて復旧する。
- （2）水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

##### 3 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害のすみやかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。については、県を経由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

#### 第3 道路施設

【主な実施機関：市（建設課，監理課，水道課，下水道課），徳島県，四国地方整備局】

## 1 基本方針

- (1) 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- (2) 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- (3) 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

## 2 情報収集

市は、被害を受けた道路及び交通状況等をすみやかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

## 3 応急復旧活動

### (1) 応急対策

- ア 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付してもすみやかに復旧し、開放する。
- イ 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後すみやかに各施設管理者へ通報する。

### (2) 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度など種々勘案の上、通行止めを避けながら順次本復旧を進め、平常の状態とする。

## 4 重点路線

### (1) 緊急輸送道路

徳島県で指定されている災害時の道路ネットワークである「緊急輸送道路」の吉野川市内における区間に対して、早期啓開等の応急対策を実施するものとする。

緊急輸送道路（徳島県が指定する緊急輸送道路・吉野川市関連分）

路線名	区間
国道 192 号	徳島市～吉野川市～愛媛県境
国道 193 号	国道 192 号（吉野川市山川町）～吉野川市美郷支所
国道 193 号	吉野川市美郷支所～那賀町木沢支所
県道宮川内牛島停車場線	県道徳島吉野線～国道 192 号（吉野川市鴨島町）
県道市場学停車場線	県道鳴門池田線（阿波市市場町）～国道 192 号（吉野川市）

## 緊急輸送道路（吉野川市が指定する緊急輸送道路）

路線名	区間
国道318号	国道192号（吉野川市鴨島町）～阿波中央橋南
徳島鴨島線	国道318号（吉野川市鴨島町） ～宮川内牛島停車場線（吉野川市鴨島町）
板野川島線	国道318号（吉野川市鴨島町）～国道192号（吉野川市川島町）
本郷・上下島松元線	国道192号（吉野川市鴨島町）～国道318号線（吉野川市鴨島町）
知恵島中須賀・中郷線	徳島鴨島線（吉野川市鴨島町）～本郷・上下島松元線

## (2) 重要路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送道路と一体となって主要防災拠点、避難拠点、物資保管場所等を連絡する道路を重要路線として早期啓開等の応急対策を実施するものとする。

## 5 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力するものとする。

## 第4 電力施設

【主な実施機関：四国電力株】

## 1 災害時における電力の供給

電気事業管理者は災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- (1) 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- (2) 需給バランスについて、系統上県内供給力が不足する場合においては、自家用発電設備を保有する需要家に対し、発電余力の受電について交渉するとともに、負荷の重要度に応じて供給力を確保するものとする。

## 2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、お客さまによるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

## 3 災害時における応急復旧

災害の規模、被災施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用して、「四国電力防災業務計画」に定

める復旧順位，復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

## 第5 LPガス供給施設

【主な実施機関：市（防災対策課），（社）徳島県エルピーガス協会，  
LPガス販売事業所】

### 1 災害時の緊急対応

#### （1）火災発生の場合

LPガス販売事業者は，火災発見者から通報があった等の場合は，直ちに発火燃焼源を確かめ，周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

#### （2）地震災害の場合

LPガス販売事業者は，地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は，LPガスによる災害の発生を防止するため，バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

### 2 LPガス販売事業者，一般社団法人徳島県エルピー協会の措置

LPガス販売事業者は，事業所内及び供給先における災害発生防止に努め，災害が発生したときは，警察及び消防等関係機関に協力し，災害の鎮静に努め，災害が鎮静化した後は，全力で復旧に努めるものとする。

また，LPガス販売事業者間の調整については，一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

#### （1）広報活動

ア 消費先に対し，ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し，LPガスは，安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

#### （2）LPガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により，LPガス販売事業者は，安全点検を実施被害状況の把握に努めるものとする。

#### （3）容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため，回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し，周知徹底するものとする。

## 第6 上水道施設

【主な実施機関：市（水道課）】

### 1 復旧方針

（1）取水施設，浄水場，配水池の復旧にあたっては，早急な施設能力の回復に努める。

（2）管路の復旧は，幹線，給水拠点に至る路線を優先し，順次，配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

## 2 応急対策

### (1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において市の水道課が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は市の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。

### (2) 施設の点検

災害発生後、すみやかに職員を派遣し、次により上水道施設の被害状況を把握する。

ア 取水、浄水、配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに行う。

イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握するよう努める。

ウ 次の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要管路

(イ) 給水拠点までの管路

(ウ) 道路等公共土木施設を占用している管路

(エ) 医療機関等重要施設までの管路

### (3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

ア 取水、浄水、配水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止又は減量を行う。

イ 管 路

漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路を断水するなどの措置を講じる。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

## 3 復旧対策

### (1) 取水、導水施設

取水、導水施設の損壊は、浄水機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。

### (2) 浄水施設

浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。

### (3) 管 路

管路の復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から次により復旧活動を実施する。

なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。

## ア 送・配水管の優先順位

## (ア) 第1次重要管路

送水管及び主要配水管など給水上特に重要な管路とする。

## (イ) 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて給水上重要な管路とする。

## イ 給水装置の復旧

(ア) 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

(イ) 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから行うが、その際緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

(ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、(イ)の申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

## 第7 下水道施設

【主な実施機関：市（下水道課）】

## 1 復旧方針

(1) ポンプ場及び終末処理場の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。

(2) 管渠の復旧は、幹線を優先するとともに、水道施設の復旧状況と整合性を保ちながら進める。

## 2 応急対策

## (1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の全てを市の上下水道課が保有することは非効率的であることから、不足する資機材は建設資材業者及び他市町村から調達する。

## (2) 施設の点検

地震発生後、すみやかに職員を派遣し、次により下水道施設の被害状況を把握する。

ア ポンプ場及び終末処理場の被害調査を各施設ごとに行う。

イ 管渠については、主要管渠等重要性が高いところから順次点検を実施するとともに、地上構造物の被害状況等についても把握するよう努める。

## (3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

## ア ポンプ場、終末処理場

停電のためポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等を活用してポンプ運転を行い、排水不能状態の回避に努める。

## イ 施設全般

各施設の点検を行い、被害の発生している施設に対しては、箇所、程度等を勘案し緊急度の高いものから必要な措置を講ずる。

### 3 復旧対策

#### (1) ポンプ場，終末処理場

ポンプ場，終末処理場の機能に重大な被害が発生した場合は，揚水機能の回復を最優先するとともに，各施設の被害箇所に必要な措置を講ずることにより流下機能の確保及び回復に努める。

#### (2) 管 渠

管渠施設は，管渠の継ぎ手部のズレやひび割れなどの被害箇所から土砂が流入し，管渠の流下機能が低下することが予想されるため，浄水施設の損壊のうち，浄水機能に影響を及ぼすものは，直ちに復旧する。

## 第8 通信設備の応急復旧計画

【主な実施機関：西日本電信電話株，(株)NTTドコモ】

### 1 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は，公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ，一般公衆通信を確保するため，電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

### 2 応急対策

#### (1) 災害が発生し，又は発生が予想される場合は，次の各号の準備を行う。

- ア 電源の確保
- イ 予備電源設備，移動無線局等の発動
- ウ 移動無線機，移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両，工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- カ 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

#### (2) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は，災害の規模，状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し，情報の収集伝達及び応急対策，復旧計画等の総合調整を図り，速やかに応急対策，復旧対策等ができる体制を確立するほか，県，市，指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

#### (3) 電気通信設備に被害が発生した場合は，災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

- ア 重要通信の確保
  - (ア) 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため，移動無線車，可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
  - (イ) 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要がある

ときにはその他の通信の利用規制を行う。

#### イ 特設公衆電話の設置

(ア) 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 特設公衆電話の設置場所について、県、及び行政機関と連携し選定する。

#### ウ 災害用専用基地局の運用

(ア) ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約7 km・360度のエリアカバーを目指す。

(イ) 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努る。

(4) 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。

ア 被災区間又は場所

イ 回復見込み日時

ウ 通信途絶、利用制限の理由

エ 通信途絶、利用制限の内容

オ 通信利用者に協力を要請する事項

カ その他の事項

(5) 大規模災害発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

### 3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

#### (1) 第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛関、及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの

#### (2) 第2順位の復旧

ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

#### (3) 第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

## 第9 危険物施設

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

### 1 応急処置

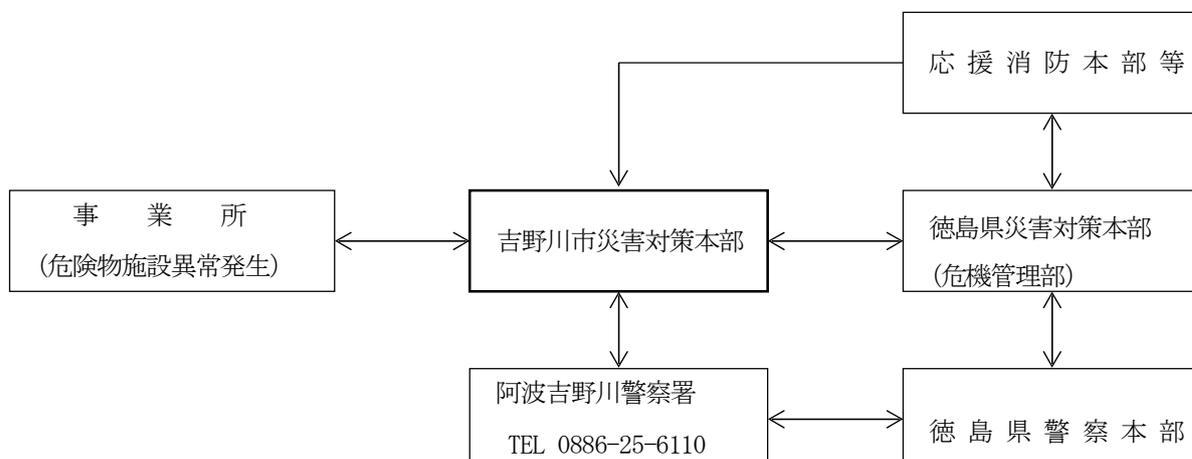
#### (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者

- ア 災害が発生した場合、施設内の火気を完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなどの応急処置を適正かつすみやかに実施する。
- イ 必要な場合は、従業員、顧客又は付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 被害状況等について、消防機関、警察署等防災関係機関に報告する。

#### (2) 市長

- ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると認めるときは、施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、当該区域内の住民に対して避難、立退きの勧告指示を行う。
- イ 火災の防御は、自力の消防力を有機的に運用して実施するものとするが、特に火災の状況、規模、危険物の種類等により、必要な場合は消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。
- ウ 流出、転倒及び浮上した危険物のタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるとともに、危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。

### 2 通報体制



## 第2款 農業用施設等

### 第1 方針

農業用水利施設については、洪水・湛水等の災害を防止し、応急対策活動を実施するにあたっての緊急水利を確保するため、被災箇所に対する応急的な措置を講ずるとともに、本市における農業生産の占める重要性に鑑み、人心の安定を図るため、農産物の生産を維持するために所要の措置を講ずる必要がある。

### 第2 農業用施設の応急措置

【主な実施機関：市（農林業振興課，建設課，監理課），  
東部農林水産局吉野川庁舎，土地改良区】

市は、土地改良区等農業団体の協力を得て、次により農業用施設の応急措置を実施するものとする。

#### 1 頭首工等

頭首工の余水吐，土砂吐や水路の余水吐等の保全について必要な措置をとるとともに、洪水の危険があるときは、洪水の流下を阻害しないよう所要の措置を講ずる。

#### 2 用排水路

用排水路，河川等については、護岸堤防のクラック，崩壊土等による通水断面の縮小等について点検し，水路の決壊防止に努める。

なお，施設に損壊を認めた場合は，通常の通水に支障のない程度の応急復旧工事を実施する。

#### 3 排水機場等

排水機場等については，緊急操作に支障をきたすことのないよう，原動機の点検，スピンドル等の防錆措置を実施するとともに，操作位置までの連絡道路を確保するなど所要の措置を講ずる。

#### 4 排水ポンプ

ポンプ排水を実施している地域については，ポンプ場に浸水のおそれがあるときは，土のう等により浸水を防止し，ポンプ場の機能確保に努める。

なお，ポンプ場の機能を失ったときは，移動用ポンプ等により内水の排除に努める。

#### 5 工事中の施設

工作物築造中の現場については，仮締切の点検補修を実施するとともに，建設機械・機材等の管理収拾を行うなど洪水に対する所要の措置を講ずる。

### 第3 農産物の応急措置

【主な実施機関：市（農林業振興課），東部農林水産局吉野川庁舎，  
麻植郡農業協同組合】

市は，市内における農産物の基幹作物について必要と認める場合には，麻植郡農業協同組合等農業団体の協力を得て，次の措置を講ずるものとする。

#### 1 種子等の確保

作物によっては播種等の時期を失すると収穫に壊滅的打撃を受けるなどのため，必要と認める場合は国，県に応援を要請するとともに，市内外の非被災農家及び種苗業者等に協力を依頼し，麻植郡農業協働組合等農業団体を通じて種子等の収集及び配付を行う。

#### 2 病虫害の駆除

病虫害の異常発生又はまん延の可能性があると認める場合は，農作物の被害を防止するため，麻植郡農業協働組合等農業団体と一体となって防除活動を行う。

## 第27節 教育対策

### 第1 方針

災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、市教育委員会並びに各学校（小・中学校）は緊密に連携し、関係機関の協力を得ながら児童・生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施する必要がある。

#### 1 実施責任者

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。
- (2) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施する。

### 第2 児童・生徒の安全確保

【主な実施機関：市（教育総務課，学校教育課），各学校，県】

#### 1 情報等の収集・伝達

- (1) 市教育委員会は、災害が発生したときは、学校長及び園長に対し、被害状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長及び園長は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、教職員に対してすみやかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により校区の被害状況等の災害情報の収集に努める。
- (3) 学校長及び園長は、必要に応じ災害情報等を児童・生徒へ伝達するものとするが、伝達に際しては混乱を防止するよう配慮する。
- (4) 学校長及び園長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。

#### 2 児童・生徒の登校時間内の緊急措置

##### (1) 避難等の指示

学校長及び園長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは校内（園内）では児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防職員から指示のあったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

##### (2) 下校時の危険防止

学校長及び園長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

### (3) 校内保護

学校長及び園長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認めるときは、児童・生徒を校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

### (4) 保健衛生対策

学校長及び園長は、災害時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

### (6) 学校長又は園長不在時の対応

災害発生時に学校長が不在の時は、教頭若しくは学校長（園長）があらかじめ指定する教職員が学校長又は園長の代行としてその職務を行い、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

## 3 児童・生徒の登校時間外の緊急措置

### (1) 被害状況の把握

学校長及び園長並びに非常参集した教職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、教育委員会へ報告するものとする。

### (2) 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

### (3) 学校長又は園長不在時の対応

災害発生時に学校長又は園長が不在の時は、在校又は在園している最上格の教員が学校長又は園長の代行としてその職務を行い、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

### 第3 応急教育の実施

【主な実施機関：市（教育総務課、学校教育課）、各学校】

#### 1 教育施設の確保等

- (1) 教育委員会及び学校長（園長）は相互に協力し、次の方法により教育施設等を確保するものとする。

ア 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各学校（園）においてすみやかに応急修理を実施し、授業を行う。

イ 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。

ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

- (2) 教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、児童・生徒の指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくものとする。

特に、災害により精神的又は心理的ストレスを受けた児童・生徒に対しては、心のケアに十分配慮するものとする。

- (3) 学校長及び園長は、災害状況の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、その時期については広報紙、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

- (4) 災害に伴い教職員に不足が生じた場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員等により対処するものとする。

#### 2 学校給食対策

- (1) 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。

- (2) 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。

- (3) 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置、及び給食に必要な物資の調達に努める。

- (4) 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

### 3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

#### (1) 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童・生徒に対して必要最小限の学用品を支給する。

#### (2) 支給品目

##### ア 教科書

教科書，教材

##### イ 文房具

ノート，鉛筆，消しゴム，クレヨン，絵の具，画筆，画用紙，下敷き，定規等

##### ウ 通学用品

運動靴，傘，カバン，長靴等

#### (3) 支給期間

災害発生時から教科書は1カ月以内，その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし，交通，通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には，知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

#### (4) 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし，文房具と通学用品は災害救助法細則で定める直近の改定額とする。

### 4 学用品の調達及び支給

#### (1) 教科書

ア 各学校の学年別，使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し，その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡してその供給を求め，又は市内の学校及び他市町村に対し使用済みの古書の供与を依頼する。

イ アによってもなお不足する場合は，県に対して調達供与を依頼する。

#### (2) 学用品

ア 災害救助法の適用を受けた場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめて県に報告の上，原則として県が一括購入し，必要とする児童・生徒へ市を通じて支給する。

(イ) 文房具，通学用品等を救援物資によって支給できる場合は，重複して購入することを要しないものとする。

(ウ) 知事が職権を市長，教育委員会又は学校長に委任した場合は，それぞれが県と協力して

調達から支給までを実施する。

イ その他の場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、市において調達の上、支給するものとする。

(イ) (ア)によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

## 5 就学援助費の支給等

### (1) 対象者

災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図るものとする。

### (2) 就学援助費の支給

ア 対象となる児童・生徒に対して、すみやかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。

イ すでに準要保護に認定された児童・生徒が学用品等を消失した場合は、すみやかに就学援助費を再支給する。

## 6 学校が避難所となる場合の措置

(1) 避難所の開設は、市の災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要するときは、学校長又は園長の判断により開設することができる。

(2) 避難所の運営は、避難者の自主的運営を原則とするが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援することとする。

(3) 教育委員会及び学校長（園長）は、避難所が設置されている間は、避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を行う場であることに鑑み、早期の授業再開に努めるものとする。

(4) 教育委員会及び学校長（園長）は、避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市の災害対策本部と必要な協議・調整を行う。

## 第28節 災害警備対策

【主な実施機関：阿波吉野川警察署】

### 第1 方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市は住民の生命財産を災害から保護し災害地における社会秩序の維持にあたるため、警察署と連絡をとり警戒体制をとり活動を行なう。

### 第2 実施責任者

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたる。

### 第3 災害警備体制

災害に対処する警備体制は次のとおりとする。

#### (1) 災害警備体制の種別

##### ア 準備体制

災害の発生のおそれがあるが、発生するまでに相当の時間的余裕がある場合

##### イ 警戒体制

暴風、洪水、高潮、津波等の警報が発表された場合等、災害の発生が予想される場合

##### ウ 非常体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等により災害が発生し、又は発生しつつある場合

#### (2) 災害警備本部

##### ア 設置

警備体制が発令されたときは、警察署内に災害警備本部を設置する。

##### イ 組織

災害警備本部等の組織は、別に定める。

#### (3) 警備部隊の編成及び運用

災害の種別、規模及び様相に応じて警備部隊の編成及び運用を行う。

### 第4 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を行う。

#### (1) 情報の収集及び伝達

- (2) 被災実態の把握
- (3) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (4) 行方不明者の捜索
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難の指示及び誘導
- (6) 災害警備活動のための通信確保
- (7) 不法事案等の予防及び取締り
- (8) 被災地, 避難場所, 重要施設等の警戒
- (9) 避難路及び緊急輸送道路の確保
- (10) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (11) 広報活動
- (12) 遺体の見分, 検視
- (13) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

## 第5 その他

災害警備については, 本計画に定めるほか, 徳島県警察大震災等警備計画及び署災害警備計画の定めるところによる。

## 第29節 応急金融対策

【主な実施機関：市（社会福祉課）】

## 第1 方針

市は、災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又は斡旋を行う。

## 第2 内容

## 1 生活福祉資金（災害援護資金） ※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

## ○ 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

## 2 災害復興住宅資金 ※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

## ○ 融資対象

## ア 建設資金

被災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた場合

## イ 補修資金

補修に要する額が10万円以上の被害を受けた場合

## ウ 整地資金

建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合

## エ 土地取得資金

宅地が流出して新たに宅地を取得する場合

## オ 移転資金

補修する家屋を移転する場合

## 3 災害対策資金 ※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

## ○ 融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であつて、事務所及び主要な事業用資産で天災地変により全壊、半壊、流出、浸水又はこれらに準ずる損害を受けたもの。

#### 4 農林業関係融資

##### (1) 農林漁業金融公庫資金

- ア 農業関係資金      農業基盤整備資金  
                                 農業経営維持安定資金  
                                 農林漁業施設資金
- イ 林業関係資金      林業基盤整備資金  
                                 林業経営安定資金  
                                 農林漁業施設資金

##### (2) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合、農協、森林組合等を通じて融資する。

##### (3) 県単農業災害対策特別資金

県が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が、天災資金又は自作農維持資金を要綱で定めた利率以内で借受ける場合に、当該資金の融資機関に対して県及び市町村で利子補給を行い、もって被害農業者の負担の軽減を図る。

##### (4) 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

## 第30節 労務供給計画

【主な実施機関：市（防災対策課）】

### 第1 方針

災害応急対策を実施するための必要な要員を確保し、応急対策を円滑確実にらしめるための計画である。

### 第2 内容

#### 1 動員の順序

災害対策要員は概ね次の順序で動員等を行うものとする。

- (1) 奉仕団の動員
- (2) 労務者の雇用
- (3) 労務者等の強制従事

#### 2 応援要請

災害の程度により奉仕団又は労務者等による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事を示し県等に応援又は派遣の要請を求めるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

#### 3 奉仕団の編成及び活動

##### (1) 奉仕団の編成

奉仕団はおおむね次の団体等で編成する。

- ア 日本赤十字奉仕団
- イ 青年団
- ウ 婦人会
- エ 高等学校
- オ 各種団体
- カ その他有志

奉仕団は各団体別に編成する。奉仕団に名称を付し団長・班長等を置き、平常時の組織等を

考慮し災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

## (2) 奉仕団の作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- ア 炊出し，その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資・資材の輸送
- エ 応急復旧作業現場における危険をともしなわなない軽易な作業

## 4 労働者等の雇用

災害応急対策の実施が市（災害対策の職員）及び奉仕団の動員で不足し，また，特別作業のため技術的な労力が必要なときは労働者を雇用するものとする。

### (1) 労務者雇用の範囲

- ア 被災者の避難のための人夫  
市長の指示による避難で誘導人夫を必要とするとき。
- イ 医療・助産の移送人夫  
医療班では処理できない重傷患者もしくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院・診療所に運ぶための人夫又は医療班の移動に伴う人夫。
- ウ 被災者の救出  
被災者を救出するための人夫を必要とするとき及び，被災者救出に必要な機械器具・資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。
- エ 飲料水の供給  
飲料水供給のための機械器具の運搬操作・あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配付等に人夫を必要とするとき。
- オ 救助物資の支給  
被服・寝具その他生活必需品，学用品，医療品，衛生材料及び炊出用品の整理・輸送又は配分に人夫を必要とするとき。
- カ 遺体の捜索・処理  
遺体の捜索に要する機械器具その他資材を捜査し，また遺体の洗浄・消毒等処理，遺体を仮安置所まで輸送するための人夫を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは，次の事項を付して県へ申請するものとする。

- (ア) 人夫の雇用を要する目的又は救助種目

- (イ) 人夫の所要人数
- (ウ) 雇用を要する時間
- (エ) 理 由
- (オ) 地 域

- (2) 労務者雇用の期間  
各救助の実施期間中

## 5 労務者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための人員が一般奉仕団の動員ならびに労務者の雇い上げ等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき、もしくは緊急の必要があると認めるときは従事命令又は協力命令を執行するものとする。

従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害応急措置)	従事命令	災害対策基本法 71	知事・市町村長 (委任をうけた場合のみ)
	協力命令	〃	〃
災害応急対策作業 (災害応急措置)	従事命令	災害対策基本法 65. 1	市町村長
		災害対策基本法 65. 2	警察官, 海上保安官
〃	〃	警察官職務執行法 4	警察官
消防作業	〃	消防法 29. 5	消防吏員, 消防団員
水防作業	〃	水防法 24	水防管理者, 水防団 長, 消防機関の長

## 6 記 録 等

労務者を雇用し及び奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類帳簿を整備しておくものとする。

- (1) 出役表
- (2) 賃金台帳
- (3) 奉仕団の名称及び人員・氏名
- (4) 奉仕した作業内容及び期間
- (5) その他参考事項



## 第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方針.....	2-189
第2節	公共施設災害復旧事業計画.....	2-189
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	2-190
第4節	被災者の生活再建等の支援.....	2-192
第5節	計画的復興.....	2-197



## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本方針

市は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

### 第2節 公共施設災害復旧事業計画

#### 第1 方針

災害により被災した市の公共施設の災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとする。

災害復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

なお、市は、県警察及び県と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

#### 第2 災害復旧事業計画

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 急傾斜地崩壊防止施設
- ウ 道路
- エ 下水道
- オ 公園の各施設

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- ア 農地農業用施設
- イ 林業用施設
- ウ 共同利用施設の各施設

##### (3) 教育施設災害復旧事業計画

##### (4) 水道施設災害復旧事業計画

##### (5) 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

##### (6) 都市施設災害復旧事業計画

##### (7) 住宅災害復旧事業計画

##### (8) 社会福祉施設災害復旧事業計画

##### (9) 官庁建物等災害復旧事業計画

##### (10) その他の公共施設災害復旧事業計画

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、市長の報告その他市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

#### 1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (11) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (12) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

#### 2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅等災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 障害者支援施設等災害復旧事業
  - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
  - コ 感染症予防施設災害復旧事業
  - サ 感染症予防施設事業
  - シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
  - ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 水防資材費の補助の特例
- オ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- カ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

### 第1 方針

災害が発生した場合、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊するなど大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る。

### 第2 災害弔慰金等支給・貸付け

【主な実施機関：市（社会福祉課）、徳島県】

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び吉野川市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

#### 1 災害弔慰金の支給

支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

※災害慶弔金等支給・貸付；資料編14. その他の資料

#### 2 災害障害見舞金の支給

支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民

※災害慶弔金等支給・貸付；資料編14. その他の資料

#### 3 災害援護資金の貸付け

貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

※災害慶弔金等支給・貸付；資料編14. その他の資料

### 第3 雇用機会の確保

【主な実施機関：市（社会福祉課）、徳島労働局、公共職業安定所】

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、徳島労働局及び公共職業安定所がすみやかに職業の確保を図ることとしている。

市は、被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

## 1 生活相談窓口の活用

市は、第6生活相談の実施において設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

## 2 県への要請等

市は、1により把握した離職者の状況について県に報告するとともに、必要と認められる場合は県に対し次の事項を要請する。

- (1) 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の市内への設置
- (2) 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

## 第4 市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置

【主な実施機関：市（税務課）】

市は災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、吉野川市税条例（平成16年吉野川市条例第65号）又は吉野川市国民健康保険税条例（平成16年吉野川市条例第145号）により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

※納税緩和処置；資料編14. その他の資料

## 第5 応急融資

【主な実施機関：市（社会福祉課）】

市は、災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又は斡旋を行う。

※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

### 1 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

貸付対象

災害により被害を受けた者（低所得世帯）で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯。

### 2 災害復興住宅資金

融資対象

#### (1) 建設・購入資金

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付された場合

#### (2) 補修資金

住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」を交付された場合

#### (3) 整地資金

建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合

- (4) 土地取得資金  
宅地が流出して新たに宅地を取得する場合

- (5) 引方移転資金  
補修する家屋を移転する場合

### 3 災害対策資金

#### 融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は医療法人等であつて、事務所及び主要な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流出、浸水又はこれらに準ずる損害を受けたもの。

### 4 農林業関係融資

- (1) 日本政策金融公庫資金
  - ア 農業関係資金
    - (ア) 農業基盤整備資金
    - (イ) 農林漁業施設資金
    - (ウ) 農林漁業セーフティネット資金

- イ 林業関係資金
  - (ア) 林業基盤整備資金
  - (イ) 農林漁業施設資金
  - (ウ) 農林漁業セーフティネット資金

- (2) 天災資金  
「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合、農協、森林組合等を通じて融資する。

- (3) 県単農業災害対策特別資金  
県が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が、天災資金又は自作農維持資金を要綱で定めた利率以内で借受ける場合に、当該資金の融資機関に対して県及び市町村で利子補給を行い、もって被害農業者の負担の軽減を図る。

- (4) 県単林漁業災害対策特別資金  
県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

- (5) 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸付けし、被災者の生活の安定化を図る。

## 第6 生活相談の実施

【主な実施機関：市（防災対策課，社会福祉課）】

市は、災害により被害を受けた住民がすみやかに再起更正できるよう、臨時相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努めるものとする。

なお、臨時相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

## 第7 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第8 罹災証明書の交付

【主な実施機関：市（税務課，都市計画住宅課，防災対策課）】

### 1 体制の整備等

#### (1) 体制の整備

市は、災害時に罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制について、あらかじめ検討するものとする。

#### (2) システムの活用

市は、効率的な罹災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

### 2 災害時の対応

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定検討等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

## 第9 被災者台帳の作成等

【主な実施機関：市（企画財政課，税務課，会計課，社会福祉課）】

市は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市の要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。

## 第10 応急危険度判定体制等の整備

【主な実施機関：市（防災対策課，都市計画住宅課）】

市は，被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成，認定・登録及び被災時を想定した訓練を行うとともに，緊急時に対応できる体制を整備するものとする。

## 第11 被災中小企業の被害状況の調査体制の整備

【主な実施機関：市（防災対策課，商工観光課）】

市は，あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築するなど，災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に務めるものとする。

## 第5節 計画的復興

### 第1 方針

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、速やかな復興計画の策定について定める。

### 第2 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることが考えられる。そのため、市及び県は、事業を速やかに実施するため、第1節の復旧・復興の基本方針に基づき、具体的な災害復旧・復興計画を策定するものとし、この計画では、まちなみ復旧・復興計画、産業復旧・復興計画及び生活復旧・復興計画並びにその事業手法、財源確保、推進体制を具体的に定めるものとする。

また、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

### 第3 留意事項

市及び県は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努める。



# 第3編

## 地震対策

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策



# 第1章 総則

第1節	計画の性格.....	3-1
第2節	各種調査とその被害想定.....	3-1



## 第1章 総則

### 第1節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「吉野川市地域防災計画」に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も合わせて定めた吉野川市防災会議が作成する計画であり、市内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものであり、この計画に定めのない事項については、別途「吉野川市地域防災計画（第2編共通対策）」に定めるところによるものとする。

### 第2節 各種調査とその被害想定

#### 第1 各種調査

##### 1 中央構造線活断層調査

平成9年度から平成11年度にかけて本県を東西に縦断する中央構造線活断層系について調査を行ったもので、讃岐山脈の南縁を東西方向に通る東側から鳴門断層、鳴門南断層、板野断層、神田断層、父尾断層、三野断層に区分され、活動履歴は、鳴門市から池田町までの主要な断層は16世紀後半から17世紀初頭頃に活動し、大規模な地震(M8前後)が発生した可能性が高いと考えられ、活動履歴から考えられる地震の再来間隔は1,100～1,700年程度と考えられる。

評価としては、最新の活動期からの経過年は400～450年であり、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面さし迫っていないと判断される。

ただし、400～450年の経過年でもM7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、短い区間の断層が単独で活動する可能性がある。

##### 2 徳島県地震防災アセスメント調査

平成9年3月に取りまとめた調査で、想定地震は3ケース設定し、安政南海地震と同程度の規模の南海トラフを震源とする海溝型地震：マグニチュード8.4（ケース1）、中央構造線系活断層の東側半分程度と鮎喰川断層系の2つが連動して発震し西から徳島市・鳴門市側に向かって破壊が進行する内陸型地震：マグニチュード7.5、7.5（ケース2）、中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震マグニチュード7.7（ケース3）を想定し、「震度分布」、「液状化危険度」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「津波予測」、「建物被害」、「人的被害」、「土木構造物被害」、「道路網被害」、「ライフライン被害」などを算出している。

##### 3 中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が公表した被害想定

平成15年4月に公表され、想定地震は6ケース設定し、東海地震、東南海地震、南海地震、東海・東南海地震連動型、東南海・南海地震連動型、東海・東南海地震連動型・南海地震連動型モデルを設定して被害想定をおこなっている。

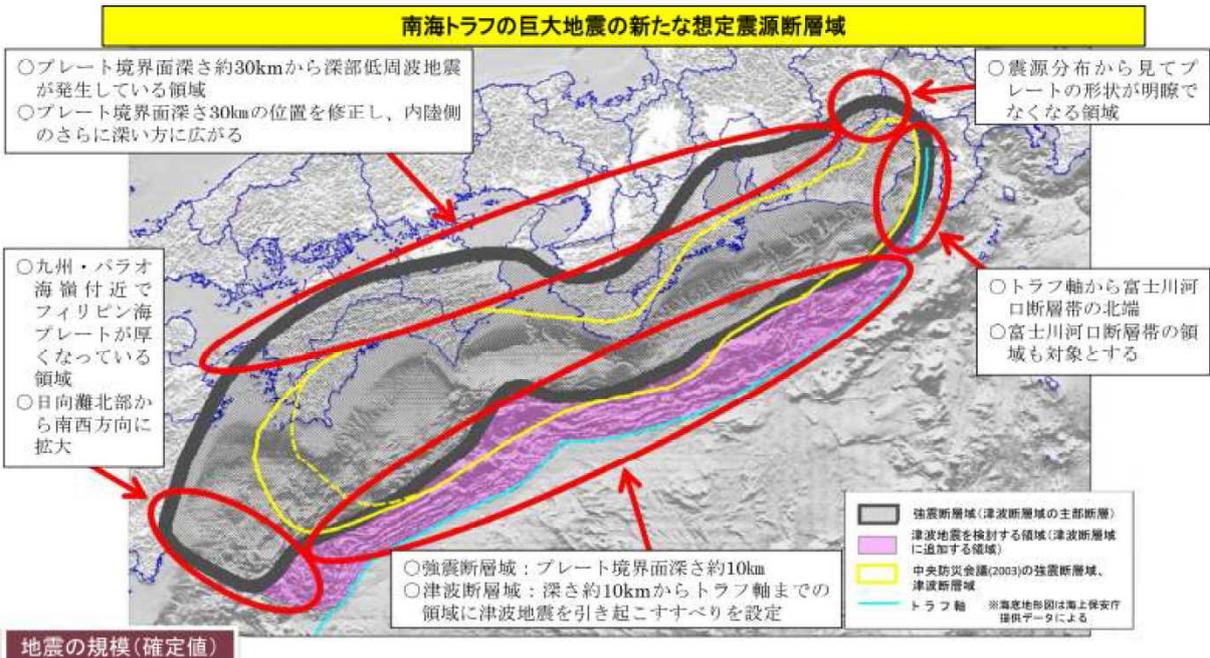
#### 4 徳島県地震動被害想定調査

平成15・16年度で実施している調査で、「東南海・南海地震同時発生モデル (M8.6)」及び「県西部直下を震源とする地震 (M7.0)」の2ケースを想定し、「震度分布」、「液状化危険度」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「建物被害」、「人的被害」、「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活機能支障」などを算出している。

※既存調査資料については、参考資料として資料編に示す。

#### 5 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

県は、東日本大震災（平成23年3月11日）から得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、これまでの被害想定等の見直しを行った。



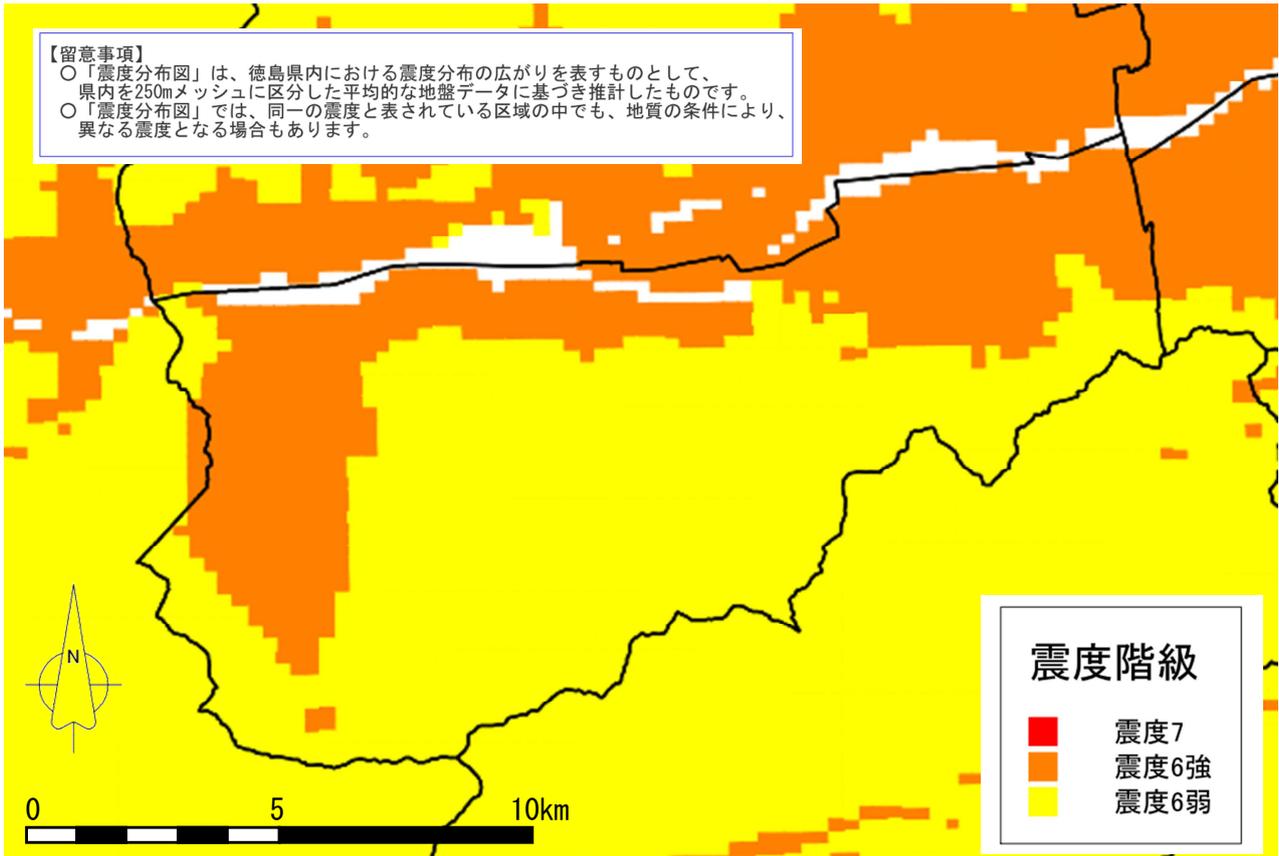
地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

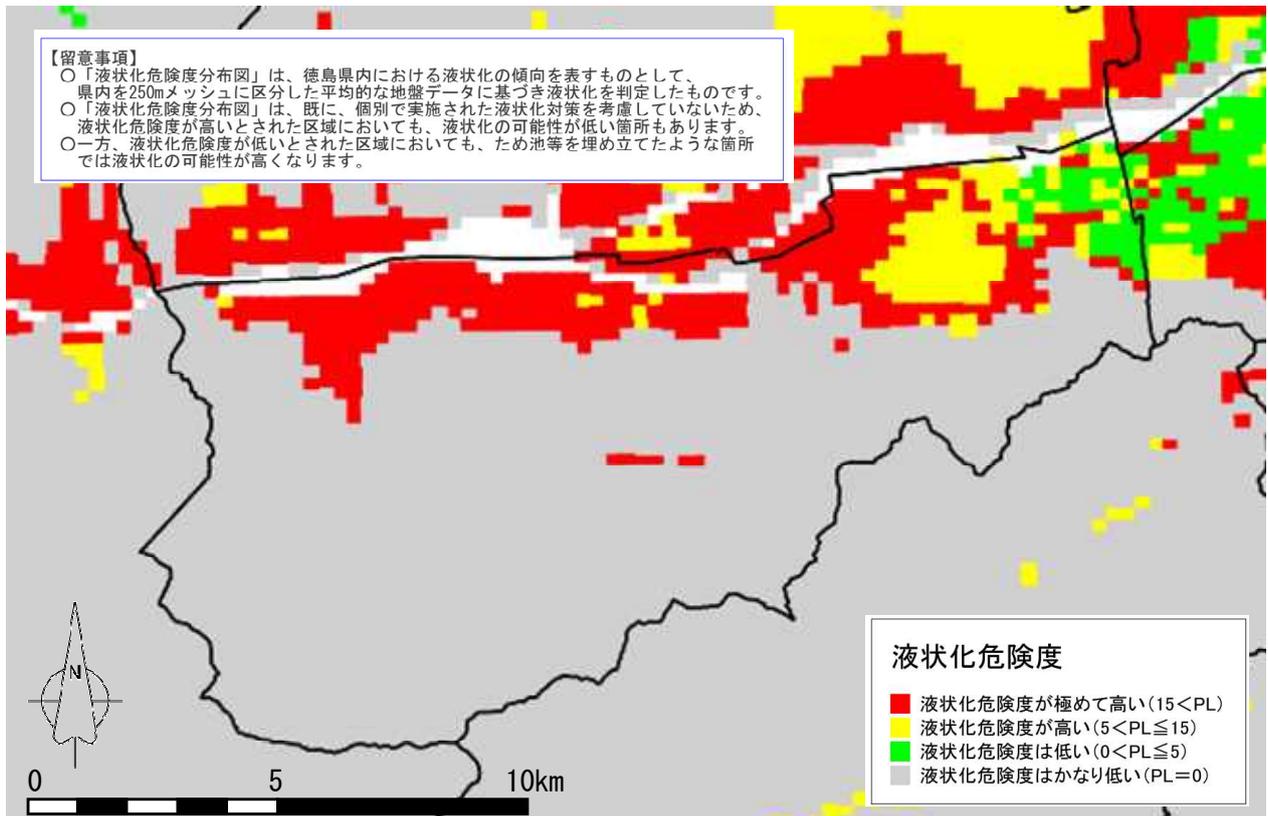
(1) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日公表，第二次：平成25年11月25日公表）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.0, M9.1)」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」、「ライフライン・交通施設・生活支障等の被害」などを算出している。

ア 南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



イ 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



ウ 建物全壊・焼失棟数

単位：棟

	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
吉野川市	2,100	30	20	0	※	※	70	2,100	2,100	2,200

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

エ 建物半壊棟数

単位：棟

	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
吉野川市	4,300	760	30	0	-	5,100

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

オ 死者及び負傷者数

単位：人

		吉野川市	
		死者数	負傷者数
揺れ	冬深夜	140	1,000
	うち家屋倒壊	10	180
	夏 12 時	80	630
	うち家屋倒壊	※	110
	冬 18 時	100	720
	うち家屋倒壊	※	110
急傾斜	冬深夜	※	※
	夏 12 時	※	※
	冬 18 時	※	※
津波	冬深夜	0	0
	うち自力脱出困難者	0	0
	夏 12 時	0	0
	うち自力脱出困難者	0	0
	冬 18 時	0	0
	うち自力脱出困難者	0	0
火災	冬深夜	※	※
	夏 12 時	※	※
	冬 18 時	※	※
ブロック塀・自動販売機転倒, 屋外落下物	冬深夜	0	0
	夏 12 時	※	20
	冬 18 時	※	50
合計	冬深夜	140	1,000
	夏 12 時	80	660
	冬 18 時	100	780

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

カ 上水道

	給水人口 (人)	復旧給水人口 (人)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
			断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口
吉野川市	43,200	43,200	97	41,900	82	35,400	62	26,800	12	5,100

- 1) 断水率= (管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口) / 全給水人口
- 2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

キ 下水道

	処理人口 (人)	復旧対象人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
			支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口
吉野川市	20,700	20,700	10	2,100	10	2,100	10	2,100	0	0

1) 支障率 (直後～1週間後) =

(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口) / 全処理人口

2) 支障率 (1ヵ月後) = 管路・処理場被害による支障人口 / 全処理人口

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

ク 電力

	電灯軒数 (軒)	復旧対象電 灯軒数 (軒)	直後		1日後	
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
吉野川市	21,200	21,200	100	21,200	55	11,700

1) 停電率= (需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数) / 全電灯軒数

2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

ケ 通信 (固定電話)

	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
			不通率 (%)	不通回線数	不通率 (%)	不通回線数
吉野川市	13,600	13,600	100	13,600	55	7,500

1) 不通率=

(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通軒数) / 全回線数

2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

コ 避難者 (冬 18時)

	人口 (人)	直後			1週間後			1ヵ月後		
		避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
		吉野川市	44,020	3,900	2,600	6,500	6,100	6,100	12,300	3,100

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(2) 徳島県津波浸水想定 (平成 24 年 10 月 31 日)

平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.1)」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。

なお、本市は津波による浸水及び被害は想定されていない。

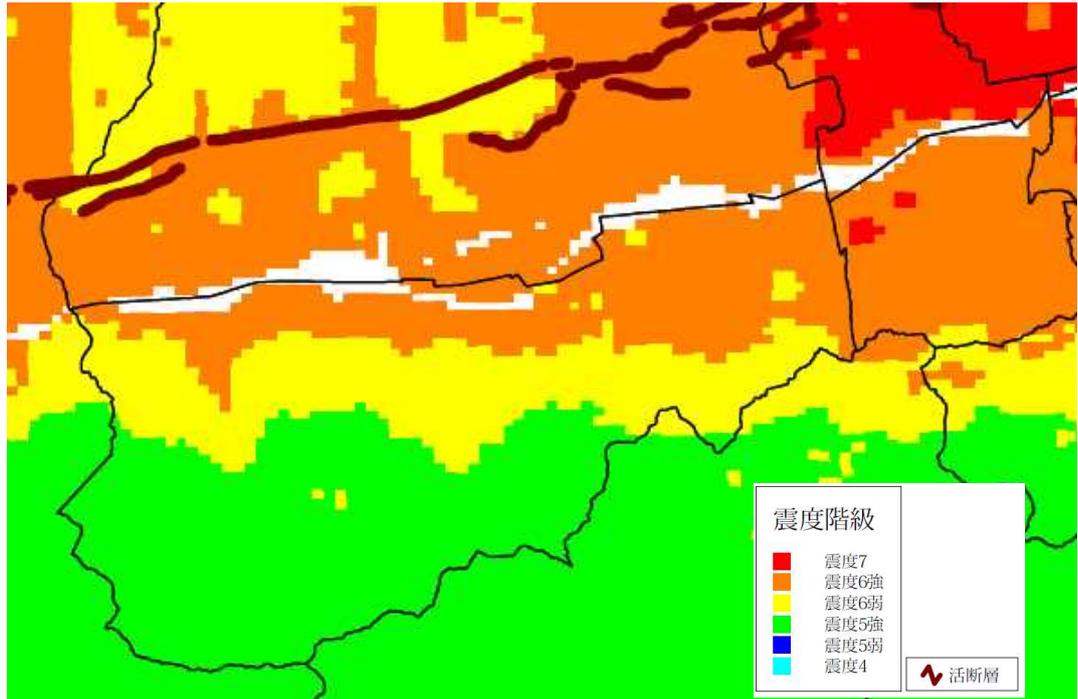
※徳島県下の津波浸水想定図は資料編の通り。

## 6 徳島県中央構造線・活断層地震を想定した被害想定等

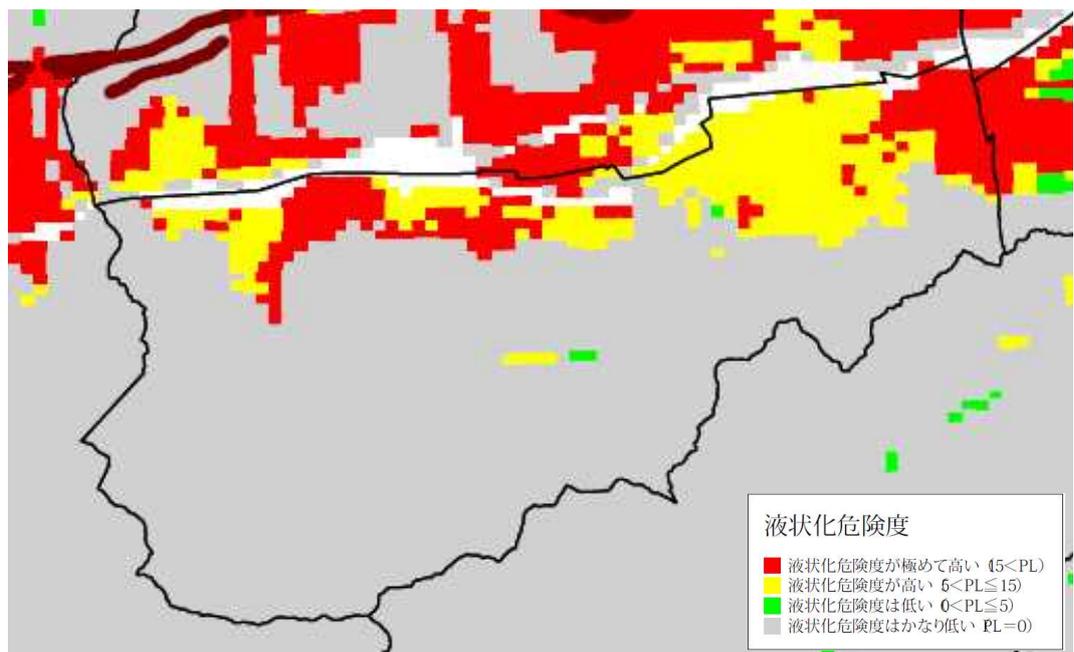
県は、平成29年3月「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線活断層（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布」を公表している。また、平成29年7月「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」を公表している。

- (1) 徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図並びに徳島県に影響を及ぼす中央構造線活断層（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布

### ア 徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図【H29. 3. 30 徳島県公表】



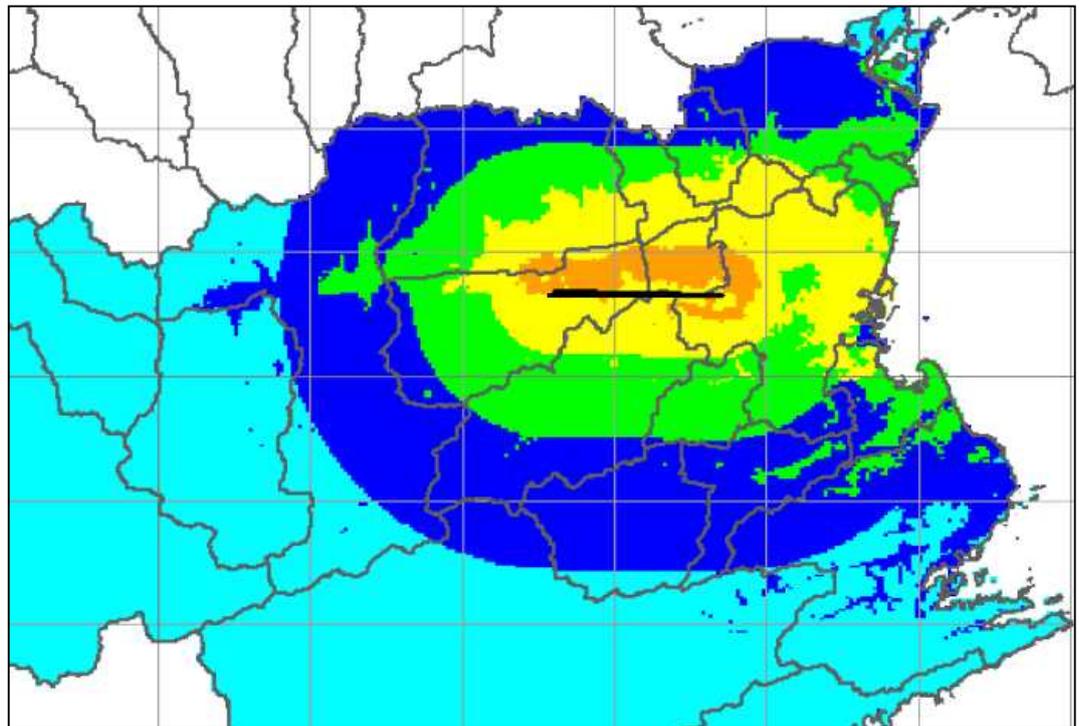
### イ 徳島県中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布【H29. 3. 30 徳島県公表】



ウ 徳島平野南縁断層帯地震 震度分布図【H29. 3. 30 徳島県公表】

注：1 中央構造線活断層（讃岐山脈南縁）以外の8活断層の内，本市に影響を及ぼす活断層として所在する徳島平野南縁活断層の震度分布を掲載した。

2 徳島平野南縁断層帯は，平成29年12月19日に地震調査研究本部推進本部が公表した「四国地域の活断層の長期評価（第一版）」においては，上浦－西月ノ宮断層として記載されている。



断層名：徳島平野南縁断層帯  
 種 別：その他  
 長さ (km)：12.7 km  
 地震規模 (Mw)：6.3

■：震度7  
 ■：震度6強  
 ■：震度6弱  
 ■：震度5強  
 ■：震度5弱  
 ■：震度4  
 ■：震度3以下

(2) 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定【H29.7.25 徳島県公表】

ア 建物全壊・焼失棟数

	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
吉野川市	2,500	20	10	—	10	10	300	2,600	2,600	2,900

イ 建物半壊棟数

	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
吉野川市	4,200	520	20	—	-	4,700

ウ 死者及び負傷者数

		吉野川市		
		死者数	負傷者数	
揺れ	冬深夜		170	1,100
		うち家屋倒壊	10	210
	夏12時		100	690
		うち家屋倒壊	※	120
	冬18時		120	770
		うち家屋倒壊	※	130
急傾斜	冬深夜	※	※	
	夏12時	※	※	
	冬18時	※	※	
津波	冬深夜		—	—
		うち自力脱出困難者	—	—
	夏12時		—	—
		うち自力脱出困難者	—	—
	冬18時		—	—
		うち自力脱出困難者	—	—
火災	冬深夜	※	※	
	夏12時	※	※	
	冬18時	※	10	
ブロック塀・自動販売機転倒, 屋外落下物	冬深夜	※	※	
	夏12時	※	30	
	冬18時	※	50	
合計	冬深夜	170	1,100	
	夏12時	100	720	
	冬18時	130	840	

※は、若干数を表す。

エ 上水道

	給水人口 (人)	復旧給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
			断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口
吉野川市	43,200	42,400	97	41,200	82	34,800	62	26,300	13	5,500

オ 下水道

	処理人口 (人)	復旧対象人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
			支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口
吉野川市	20,700	20,300	10	2,000	10	2,000	10	2,000	0	0

カ 電力

	電灯軒数 (軒)	復旧対象電灯軒数 (軒)	直後		1日後	
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
吉野川市	21,200	20,800	100	20,800	54	11,200

キ 通信 (固定電話)

	回線数	復旧対象回線数	直後		1日後	
			不通率 (%)	不通回線数	不通率 (%)	不通回線数
吉野川市	13,600	13,400	100	13,400	54	7,200

ク 避難者 (冬18時)

	人口 (人)	1日後			1週間後			1ヵ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
		吉野川市	44,020	5,300	3,600	8,900	7,200	7,200	14,400	3,900

第2 地域防災計画での取り扱い

大規模な地震が発生した場合を想定し、その被害を予測し、これから進める防災対策の基礎資料とするため、各種の被害想定調査が実施されている。

特に、徳島県が公表した南海トラフ巨大地震被害想定や徳島県中央構造線・活断層地震被害想定は、南海トラフ巨大地震や活断層地震が発生した場合の人的・建物被害の様相や、ライフライン・交通施

設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、被害軽減に向けた予防対策はもとより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な対策を検討するための基礎資料とされている。

また、発災後の被害の様相を幅広く示し、被害後の生活を具体的にイメージすることによって日頃からの備えの必要性について県民の理解を深めることも目的としている。

このようなことから、これらの被害想定を基礎資料として捉え、今後、市の防災対策の検討、及び住民の防災意識の向上に活用し、もって市の総合的な防災能力の向上を図る資料とする。



## 第2章 災害予防

第1節	建築物等の耐震化.....	3-13
第2節	都市防災機能の強化.....	3-16
第3節	土砂災害等予防対策.....	3-18
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	3-18
第2款	液状化対策.....	3-22
第3款	宅地防災対策.....	3-23
第4款	農業用ダム・農業用ため池対策.....	3-24
第4節	水道施設の整備.....	3-26
第5節	危険物等の災害予防対策.....	3-28
第6節	火災等予防対策.....	3-30
第7節	活断層変位による災害の予防対策.....	3-35
第8節	吉野川市業務継続計画（BCP）.....	3-37
第9節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	3-38
第10節	「とくしま-0(ゼロ)作戦」地震対策行動計画に基づく対策の推進.....	3-40



## 第2章 災害予防

### 第1節 建築物等の耐震化

#### 第1 方針

平成7年に発生した兵庫県南部地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であり、それ以後に建築された新しい建築物の被害が軽微であったことが明らかになった。

一方、各種調査による被害想定では、建築物の甚大な被害も報告されている。

以上のことから、建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る。

#### 第2 建築物等の耐震化の推進

##### 1 建築物の耐震化の促進

【主な実施機関：市（防災対策課、建築営繕室）】

###### (1) 広 報

広報紙等により建築物の耐震化に関する意識啓発を行う。

###### (2) 所有者等への指導

市は、市内にある多数の者が利用する施設、病院、ホテル、旅館等の建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を指導する。

###### (3) 耐震診断・耐震改修

市は、木造住宅について耐震診断及び耐震改修に対する補助事業を実施している。今後も継続して事業を進めるとともに、住民への啓発を図る。

###### (4) 耐震改修促進計画

市は、具体的な耐震化の目標を定めた「吉野川市耐震改修促進計画」を平成20年1月に策定している。この計画に基づき、耐震改修を進めていくとともに、必要に応じて見直しを行う。

## 2 防災対策拠点施設の耐震化の推進

【主な実施機関：市（防災対策課，総務課，学校教育課，生涯学習課，社会福祉課，建設課）】

市は，大規模な地震による災害時に，応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」とし，その耐震性の確保を図るものとする。

### (1) 防災上重要建築物

- ア 本庁舎→災害対策本部
- イ 各支所（川島，山川，美郷）→災害対策支部
- ウ 消防署→応急活動拠点
- エ 鴨島公民館，文化研修センター，吉野川市民プラザ，川島体育館，山川体育館，アメニティセンター，吉野川市ふるさとセンター→避難収容拠点
- オ 鴨島小学校，鴨島東中学校，鴨島第一中学校，川島中学校，山川中学校→避難収容拠点
- カ 野菊の里，鴨島老人福祉センター，城山老人福祉センター→要介護施設

### (2) 耐震診断及び耐震補強工事の実施

市は，防災上重要建築物に対して耐震診断を実施し，必要に応じて耐震補強工事を行うなど，防災上重要建築物の耐震性の確保に努める。

## 3 特定建築物の耐震対策

市は，「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物(学校，病院，社会福祉施設，劇場，百貨店，ホテル・旅館，共同住宅，事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で，現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対して，耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに，その実施状況の把握に努め，必要な指導，助言などを行うものとする。また，耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図るものとする。

## 4 一般建築物等の耐震対策

市は，「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても，耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り，また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については，重要な課題であるが，平成12年以前の耐震基準の木造住宅においても，関係団体と連携し，耐震診断，耐震改修を支援するものとする。

## 5 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに，広く市民の貴重な共有財産であることから，これを適正に保存し後世に継承して市民の文化向上に資する必要がある。このため，市は，文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

### 第3 建築物等の落下物対策の推進

【主な実施機関：市（防災対策課，都市計画住宅課，建築営繕室）】

市は，地震発生時に建築物の窓ガラス・外装タイル，煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の落下及びブロック塀の倒壊等による危険を防止するため，次の対策を実施する。

#### 1 一般建築物の落下防止対策

- (1) 道路に面する3階以上の建築物を対象に実態調査を行い，特に，避難路及び避難場所周辺は重点的に点検を実施するものとする。
- (2) 調査の結果，落下のおそれのある建築物及び工作物について，その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- (3) 建築物及び工作物の所有者又は管理者に対し，窓ガラス，看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

#### 2 既存ブロック塀の倒壊防止対策

- (1) 道路沿いのブロック塀の所有者又は管理者に対しては，建築基準法に適合したものとするよう指導する。
- (2) 特に，通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀については定期的に点検を行い，ブロック塀等の所有者に対し，定期的な点検や補強を指導するものとする。
- (3) 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して意識啓発を行うとともに，ブロック塀の造り方，点検方法及び補強方法等の知識の普及を図る。

### 第4 家具等の転倒防止対策の推進

市は，住宅，事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒，移動による被害を防止するため，適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより，住民への普及・啓発を図る。

また，高齢者世帯等を対象に補助事業を実施するなど家具等の転落防止対策の推進を図る。

### 第5 関係団体との連携

市は，前記各項目を推進するために，耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について，公益社団法人徳島県建築士会，一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図る。

## 第2節 都市防災機能の強化

【主な実施機関：市（防災対策課、都市計画住宅課）】

### 第1 方針

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にある。本市も、都市機能の集積が進みつつあり、それに伴い新たな災害発生の危険性が增大しているものと予想される。

このような状況から災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、市は防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災対策を推進するものとする。

### 第2 防災空間の確保

都市における大規模な地震災害、同時多発火災等が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、避難場所、避難路や自衛隊等の活動拠点として有効な役割を果たす都市公園、緑地の整備等の事業化を推進する。

#### 1 緑の基本計画

緑の基本計画は、自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創造を図ることが必要である。

そのため、市は、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定する。

#### 2 都市公園の整備

近年市街地において不燃化が進んだとはいえ依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な構造であるため、市は、環境保全、スポーツ、レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ公園の整備を促進する。

### 第3 建築物の不燃化促進

#### 1 防火地域・準防火地域の指定

我が国は伝統的に木造建築物により市街地が形成され、地震による火災等の被害が生ずるおそれは極めて大きいことから、市街地における火災の危険を防除するため都市計画において定める地域として、防火地域・準防火地域が定められている。

吉野川市においては、鴨島町地区の中心部が防火地域に指定されており、制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

本市の防火地域指定状況(平成25年3月31日)

鴨島町地区	9.6ha
-------	-------

## 2 公的住宅の不燃化促進

市は、都市部に立地する公的住宅については、不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した団地整備を推進する。

### 第3節 土砂災害等予防対策

#### 第1款 崩壊危険地の災害防止

【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課、農林業振興課）】

##### 第1 方針

地震等による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う。また、災害発生危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施するとともに、土砂災害警戒区域等の広報、警戒避難体制の整備を図り、住民の生命、財産の保全に努める。

##### 第2 危険度調査

###### 1 地盤情報の収集・蓄積

市は、行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、土砂災害の危険度の把握に努めるものとする。

###### 2 地盤情報の公開

市は、収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における地震災害対策に必要な工法の判定等に活用させるものとする。

##### 第3 崩壊危険地予防対策の推進

###### 1 地すべり予防対策

県は、地すべりの起きる可能性のある所を地すべり危険地区として指定し、必要な対策を行うが、それには長年月を要する。市は地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、地すべりの前兆があれば、常に地すべり防止区域を見回り、警戒避難体制を確立することにより、人的、物的被害の軽減に努めるものとする。

加えて、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※地すべり危険地区；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

地すべりの前兆	
1	斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
2	凹地ができたり、湿地が生じる。
3	斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
4	石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る。
5	舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
6	樹林、電柱、墓石などが傾く。
7	戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。	

2 急傾斜崩壊予防対策

市は、がけ崩れによる災害を防止するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館ほか社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、こう配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるものとする。

なお、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じるものとする。

さらに、市は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

危険度の高いがけ	
1	クラック（き裂）のあるがけ
2	表土の厚いがけ
3	オーバーハングしているがけ
4	浮石の多いがけ
5	割目の多い基岩からなるがけ
6	湧水のあるがけ
7	表流水が集中するがけ
8	高さ5m以上、こう配30度以上のがけ
集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。	

### 3 土石流発生危険区域予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。また、土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

これら事例に鑑み、市は、土石流危険予想地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受けるものとする。

また、市は、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険溪流のパトロール等を実施する。

### 4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、山地荒廃に起因する自然気象による災害が多発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。地震による場合の土石流、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これら災害を防止するため、市は県及び地域住民と連携し、危険個所のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

また、市は、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に危険地区内にある避難行動要支援者関連施設の保全を重点的に実施する。

### 5 土砂災害警戒区域等における予防対策

市及び県は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

#### （1）基礎調査

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

#### （2）土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指

定を、また、警戒区域のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行う。

なお、当該特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

- ア 住宅地分譲地，社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資，資金の確保

### (3) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達，予警報の発令及び伝達，避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設，学校，医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記する。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

※社会福祉施設，学校，医療施設等：資料編14. その他資料

### (4) 避難確保計画の作成等

前号により、施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制に関する事項，避難の誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育及び訓練の実施に関する事項，及びその他施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、市に報告を行うものとする。

また、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

## 第2款 液状化対策

【主な実施機関：市（防災対策課，都市計画住宅課）】

### 第1 方針

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため，必要な措置について定める。

### 第2 対策

市は，埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして，浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに，施設の耐震性能を調査し，その結果に基づいて，液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また，大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに，市は，住宅・宅地の液状化対策として，液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め，市民への適切な情報提供等を図る。

### 第3款 宅地防災対策

【主な実施機関：市（防災対策課、都市計画住宅課）】

#### 第1 方針

市は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、がけ崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、県と連携を取りながら適切な指導を行う。

## 第4款 農業用ダム・農業用ため池対策

【主な実施機関：市（防災対策課，農林業振興課），県，土地改良区，中  
四国農政局】

### 第1 方針

関係機関は，地震に伴う農業用ダム，農業用ため池の被害を防止するため，関係施設の適切な維持・管理について定める。

### 第2 対策内容

#### 1 施設の現況

農業従事者の減少や兼業農家の増加，都市化に伴う農地の減少，用水の整備等により，ため池の利用頻度は低下し，点検修理，維持管理が十分に行われていないため池が増えている。農業用ダム・農業用ため池は，土堤構造がほとんどであり築造年代は，相当古いものが多く地震を考慮して築造されたものは少ないため大地震の場合には，堤体が損傷し被害を受けるとともに，決壊により周囲に被害を及ぼすおそれがある。

#### 2 現在の管理の形態

農業用ダム・農業用ため池は，農業用施設として土地改良区，水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国，県，市町村の補助を受けている場合が多いが，基本的には，受益者で維持管理されている。

#### 3 被害の想定

全国的な調査による過去の経験で震度4未満では，農業用ダム・農業用ため池の被害は，ほとんど起きていない。

阪神・淡路大震災では，ため池の集中している箇所での地震であったため震源地から半径30kmを超える範囲で総数1,362箇所のため池が被災した。そのうち1,111箇所が二次災害防止と用水確保のため，応急工事が必要であった。

地震防災アセスメントの想定地震では，県下全域で震度4から震度7が予想され，農業用ダム・農業用ため池に被害が起こるとともに，決壊で貯留水による二次災害が想定される。

#### 4 災害予防目標

阪神・淡路大震災では，貯水量が少なかったこともあり，地震により直接決壊したものはなく，堤体の亀裂，余水吐の破損，樋管の折損等が起こっている。貯水した状態で堤体の亀裂，余水吐の破損，樋管の折損等の被害があった場合，数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり，この二次災害を防止することを目標とする。

## 5 緊急点検ため池の選定

農業用ダム・農業用ため池の決壊による二次災害を防止することを目標に、過去の経験から震度4以上の地震が発生した場合に、緊急点検を行う。

地震による災害が発生した場合に、すべての農業用ダム・農業用ため池を緊急点検することが望ましいが、多数のため池がある場合には、人手や優先度の上から困難である。市は、あらかじめ施設の規模と重要度、人的被害のおそれを勘案して緊急点検を実施する農業用ダム・農業用ため池を選定して県に報告するとともに、市の地域防災計画に記載するよう努める。

※地震時に緊急点検する農業用ため池：資料編4 災害危険箇所等に関する資料

## 6 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、市を経由して点検結果を県に報告するものとする。

異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、市や関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

市は、土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、県及び市が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

また、ため池の位置や点検ルートについての資料は、県による「ため池データベース」に蓄積し、提供できる体制を作るよう努める。

## 第4節 水道施設の整備

【主な実施機関：市（水道課）】

### 第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にするため、水道施設の適切な整備に努める。

### 第2 水道施設の整備

#### 1 水道施設の耐震化

市は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 石綿セメント管など、耐震化に際して弱点となるような管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるように努める。
  - ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
  - イ 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
  - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

#### 2 二次災害の防止

市は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

- (1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁を設置する。
- (2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護を進める。
- (3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用を進める。
- (4) 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備を設置する。

#### 3 応急復旧対策

市は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、別途に定める応急復旧計画のほか、次の対策を講ずるものとする。

参考：危機管理マニュアル（H23.2）市水道課作成

- （1）日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り，分散して保管・管理する。
- （2）地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集，近隣市町村等への応援要請ができるよう，電話，無線等の通信手段を整備，確保しておく。
- （3）応急復旧時に必要な資機材，作業力を確保するため，資機材を備蓄し，定期的に点検，整備を行うとともに，近隣市町村との相互応援体制の整備を図り，また，資機材メーカー，施工業者等との協定書を締結しておく。
- （4）復旧作業用水を確保するため，他用水から緊急取水について確認しておくほか，予備水源の確保，配水池の大容量化，受水槽の増量，近隣事業体との連絡管について検討する。
- （5）非常用電源を確保する。協定等の締結に努める。

## 第5節 危険物等の災害予防対策

【主な実施機関：市（防災対策課，環境企画課，健康推進課，都市計画住宅課），消防本部，阿波吉野川警察署，徳島県，危険物取扱い事業者】

### 第1 方針

市は，地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため，関係機関と連携して，法令の定めるところによる保安体制の強化を図り，さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及を図る。

### 第2 危険物災害予防対策

#### 1 保安教育

市は，危険物事業者の管理責任者，防火管理者，危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し，保安管理の向上を図るため，消防機関と連携して講習会，研修会の保安教育を実施する。

また，危険物安全週間に広報，啓発活動を行うことにより，危険物の保安意識の高揚に努める。

#### 2 規制の強化

市は，危険物施設に対し，次の事項を重点に立入検査等を適時実施し，災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置，構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵，取扱い，運搬，積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者，危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

#### 3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市は，液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については，不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに，危険物の流出事故が発生した場合，敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

※危険物施設一覧表他；資料編5.危険物等に関する資料

#### 4 自衛消防組織の強化促進

- (1) 危険物事業所は，自衛消防隊の組織化を推進し，自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物事業所は，隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し，効率ある自衛消防力の確立を図る。

## 5 化学的な消防資機（器）材の整備

市は、多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

### 第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

※毒物・劇物取扱施設数；資料編5.危険物等に関する資料

### 第4 放射線災害予防対策

防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

※放射線同位元素保有事業所；資料編5.危険物等に関する資料

## 第6節 火災等予防対策

### 第1 方針

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくする恐れが強い。

このため、市は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化に努める。

### 第2 出火防止、初期消火体制の確立

【主な実施機関：市（防災対策課、総務課）、消防本部】

市は、住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震による火災の未然防止を図る。

#### 1 火災予防の指導の推進

市は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより、出火した場合における初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

##### (1) 一般家庭に対する指導

市は、各地区の自主防災組織を通じて、火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の設置及び取扱い方法の普及の推進、住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、初期消火の重要性を充分認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

さらに、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

##### ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

火を使っているときは揺れがおさまってからあわてずに消火すること、対震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

##### イ 電気器具からの出火の予防

地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、避難をする場合はブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

## (2) 職場に対する指導

市は、予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等あらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

- ア 地震発生時における応急措置の要領
- イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- ウ 避難、誘導體制の確立
- エ 終業後における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成指導

## (3) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

### ア 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

### イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

#### (ア) 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

#### (イ) 幼年・少年消防クラブの育成

園児、小学生及び中学生を主な対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

## 2 予防査察の強化

市は、防火対象物の用途、地域等に応じて予防査察を年間行事計画等により定期的を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するものとする。特に、火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほか特別査察を行い、火災発生危険の排除とともに予防対策の指導を行い、火災の未然防止を図る。

## 3 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きいいため、市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し、防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

### 第3 危険物の保安確保指導計画

【主な実施機関：市，消防本部】

#### 1 危険物

市は、石油類、高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについて予防査察を行うとともに、次のような災害予防対策の指導を行うものとする。

- (1) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせ、災害発生の予防指導を行う。
- (2) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に対する諸活動が円滑に実施され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を指導する。
- (3) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対しては、災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

#### 2 化学薬品

工場、病院及び学校等に保有している化学薬品は、少量の薬品が多種にわたり、しかも不必要となっても貯蔵保管されているのが現状であり、これら薬品の中には、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質を有するものがある。

このため、市は、これら化学薬品等の貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行う。

### 第4 消防力の整備強化計画

市は、地震による火災の消火、人命救助等の初期活動がすみやかに実施できる体制を確立するため、県の指導、援助を得ながら消防力の強化に努める。

#### 1 総合的な消防計画の策定

【主な実施機関：市（防災対策課），消防本部】

市は、地震災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を次のとおり策定するものとする。

##### (1) 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うため、災害種別に応じた活動体制、活動要領の基準を定める。

##### (2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

##### (3) 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消

防活動困難地域について定める。

(4) 特殊建築物の防御計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

(5) 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建築物、場所に対する要領について定める。

(6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

## 2 地域消防力の整備強化

【主な実施機関：市（防災対策課）、消防本部】

市は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において、重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、施設・整備の充実並びに啓発活動等により消防団の育成強化を図るものとする。

(1) 消火用資機材の充実

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災報知設備その他の消防施設・設備等の整備改善を図る。

(2) 消防装備の整備強化

消防装備については、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強はもちろんのこと、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の整備の促進を図る。

また、消防ポンプ自動車等がその機能を有効に発揮するために必要な人員を確保するとともに、特殊建築物及び危険物施設の査察強化等、複雑化する予防行政に対応するための専従職員を配置するなど必要な人員の確保を図る。

(3) 消防水利の確保等

防火水槽を中心とする震災時の消火活動に欠かせない消防水利を確保するため、防火水槽の設置及び耐震化を図るとともに、ビル保有水等の活用、河川・用水・池等の自然水利を確保する。

なお、災害時に全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性があるため、消防水利を消火栓のみに偏することなく、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の整備に努める。

(4) 消防通信施設の整備

消防本部と消防署，火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため，消防通信施設の整備充実を図る。

また，医療機関や県警察等関係機関との連携を密にし，通信連絡体制の確立を図るものとする。

(5) 救急隊の装備，人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう，平時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと，救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに，救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入，救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

(6) 救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材，多目的救助工作車，救助隊員の安全装備，支援装備等の計画的な整備促進を図るとともに，救助隊員の救助技術の向上を図る。

## 第7節 活断層変位による災害の予防対策

【主な実施機関：徳島県，市】

### 第1 方針

徳島県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部又は讃岐山脈南縁西部を震源とする直下型地震の発生確率は、30年以内で、それぞれ1%以下、又は、ほぼ0%～0.4%で、国の「主要な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

直下型地震はひとたび発生すれば甚大な被害が予想される。

特に活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難と考えられることから、県において、こうした「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」が図られている。

「土地利用の適正化」については、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」で規定されている。

平成28年に熊本地震、鳥取県中部地震が相次ぎ発生したことを踏まえ、直下型地震のリスクに対して、より一層の対策を推進する必要がある、市においても、本章各節において掲げる災害予防対策を推進する。

### 第2 県による対策内容

#### 1 震度分布及び被害想定

県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における震動分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表している。

市の被害想定は本編第1章徳島県中央構造線・活断層地震を想定した被害想定等のとおりである。

#### 2 「特定活断層調査区域」の指定等

「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

##### (1) 「特定活断層調査区域」の指定等

県は、活断層の変位による被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定する。

##### (2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築，改築，移転）を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することが求められる。

##### (3) 移転に対する規制緩和等

県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮する。

## 第8節 吉野川市業務継続計画（BCP）

【実施機関：市（防災対策課、企画財政課）】

### 第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、市自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。そのような中で、市は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、住民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、市は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

### 第2 吉野川市業務継続計画（BCP）の策定・運用

市は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、吉野川市業務継続計画（BCP）を策定・運用する。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

## 第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【主な実施機関：市（防災対策課、企画財政課）】

### 第1 方針

徳島県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき地震防災対策を推進する。

### 第2 計画の位置づけ

「南海トラフ特措法」第5条第3項で規定する「その具体的な目標及びその達成の期間を定めるもの」と位置づける。

### 第3 内容

地震防災対策特別措置法の施行により、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、地震防災対策の強化を図っている。

- ・第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）

#### ○ 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設で

あるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの

- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 飲料水，電源等の確保のために必要な井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備等
- (17) 非常用食料，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第10節 「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画に基づく対策の推進

【主な実施機関：市（防災対策課、各課）】

### 第1 方針

徳島県が作成する「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に基づき地震防災対策を推進する。

### 第2 推進内容

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、徳島県は、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっていることから、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、更に加速する必要性を掲げ、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画を策定し、各種対策を推進している。

市においては、この地震対策行動計画のうち、市に関連する分野について、県との連携を図りつつ、防災対策を推進する。

### 第3 計画の項目

5つの重点項目と39の分野別項目

項 目 名	
<b>I 加速する地震津波対策</b>	
1 地震津波対策の計画的な推進	
<b>II 進化する「命を守る」対策</b>	
1 県民防災力の強化	
(1) 県民防災意識の啓発	
(2) 学校における防災教育の推進	
(3) 防災を担う人材の育成	
(4) 自主防災組織の充実強化	
(5) 災害ボランティア活動の促進	
2 緊急的な津波対策の推進	
(1) 津波避難意識の向上	
(2) 津波避難訓練等の充実・強化	
(3) 津波避難困難地域の解消	
(4) 津波情報等伝達体制の強化	
(5) 海岸保全施設の整備推進	
3 行政の災害対応能力の強化	
(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	
(3) 防災訓練の充実強化	
(4) 防災情報・通信体制の強化	
(5) 広域的な連携強化	
(6) 行政の業務継続体制の確保	
4 被災者の迅速な救助・救出対策	
(1) 救助・救急医療体制の充実強化	
(2) 孤立化対策の推進	
(3) 緊急輸送体制の整備推進	
5 災害時要援護者対策の推進	
<b>III 広がる生活の質（QOL）確保対策</b>	
1 災害医療の体制の強化	
(1) 災害医療体制の構築	
(2) 災害医療を担う人材育成の強化	
(3) 災害対応力の強化	
2 生活の質（QOL）を重視した被災者支援対策	
(1) 避難所運営体制等の整備	
(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	
(3) ライフライン対策の推進	
(4) 生活環境対策の促進	
(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	
<b>IV 進展する強靱な社会づくり</b>	
1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進	
(1) 企業における防災対策の推進	
(2) 農林水産業における防災対策の推進	
(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	
(4) 公共施設の長寿命化計画の推進	
2 地震に強いまちづくりの推進	
(1) 木造住宅等の耐震化の促進	
(2) 公共建築物等の耐震化の推進	
(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	
(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	
(5) 土砂災害対策の推進	
<b>V 立ちあがる復興まちづくり</b>	
(1) 復興まちづくりの検討	



## 第3章 災害応急対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応.....	3-43
第2節 東海地震の警戒宣言に伴う対応.....	3-52



## 第3章 災害応急対策

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

【主な実施機関：市，防災関係機関】

#### 第1 方針

本市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがある地域として、全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

本市における地震対策は、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、「共通対策編」に定めるところによるほか、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合には、当該情報を有効活用することにより南海トラフ地震発生時における被害の軽減に繋げる必要がある。

このことから、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合には、市は、速やかに情報を伝達するとともに、情報内容に応じた災害応急対策に係る措置をとり、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、速やかな対応ができるよう準備を行う。

#### 第2 南海トラフ地震臨時情報発表時の措置

##### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

###### （1）活動体制

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、速やかに災害対応体制「第1次配備」とし、関係職員を配備するとともに、防災局を総括とした情報収集体制により、以後の情報発表に備え、速やかな対応ができるよう活動体制を整える。

###### （2）情報の収集及び共有

市は、各種の情報収集の手段を用いて、情報の収集に努めるとともに、関係機関、関係部局との情報の共有に努める。また、市民に対しては、防災行政無線等を活用し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された旨を伝達するとともに、以後の、南海トラフ地震臨時情報の発表に注意するよう周知する。

###### （3）情報伝達経路・方法

市民に対する情報の伝達経路・方法は、第2編共通対策第2章災害応急対策第3節情報通信及び第4節災害情報の収集・伝達・報告による。

##### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

###### （1）活動体制

###### ア 災害対策本部・支部の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、速やかに、災害対応体制「第3次配備」とし、災害対策本部・支部を設置する。

###### イ 職員の非常配備

第3次配備における職員の非常配備要領は、第2編共通対策、第2節活動体制、第2災害対応体制の配備、職員の非常配備による。

## (2) 臨時情報の伝達

### ア 情報の伝達

市は、第2編共通対策第2章災害応急対策第3節情報通信及び第4節災害情報の収集・伝達・報告によるほか、各種の情報伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が正確かつ広範に伝達されるよう努める。

この際、市民に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達では、具体的にとるべき行動を併せて示すことに配慮する。

### イ 情報伝達手段

市民への情報伝達は、市防災行政無線、防災・情報メール、緊急速報メール、放送事業者によるTV放送、ラジオ放送、市ホームページ、警察、市広報車・消防団による広報、自主防災組織等への電話・FAX、消防団・自主防災組織等による直接的な声かけなど、多様な手段を用いて行う。

## (3) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民に密接に関係のある事項について適宜に広報を行う。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

## (4) 市民からの問い合わせに係る措置

市は、市民からの問い合わせ等に対応する相談窓口を各支所等に設置するとともに、その旨を周知する。

## (5) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達

市は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、国・県等の災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

## (6) 後発地震に備え警戒する措置（住民のとりべき行動の周知）

### ア 基本方針

市民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、市は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。

また、通常の社会活動をできるだけ維持しつつ、後発地震の発生に備えた防災対応をとることを基本とする。

### イ 警戒措置（地震への備えの再確認）

市は、全市民を対象に、地震への備えの再確認として、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を周知する。

ウ 警戒措置（事前避難の呼びかけ）

市は、以下の市民を対象に事前避難の呼びかけを行い、不安のある市民に対して避難（自主避難）を促す。

- (ア) 建物の耐震性が不足する住居に居住している市民に対して、避難を促す。
- (イ) 土砂災害警戒区域内に居住する市民に対して、地域の実情に応じた避難を促す。
- (ウ) 防災重点ため池等の決壊により、被害を受けるおそれのある市民に対して、避難を促す。
- (エ) 孤立化の可能性のある集落の市民に対して、避難を促す。
- (オ) 避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を活用し、個別に対応する。

(7) 災害応急対策（警戒措置）をとるべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、最も警戒すべき1週間の経過後は、「巨大地震注意対応」に切り替え、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とする。

(8) 避難対策等

ア 避難及び避難所の開設

- (ア) 臨時情報を踏まえ、市民が事前避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、避難（自主避難）することが想定される人数を見込んで、避難所を開設する。
- (イ) 避難は、自主避難を基本とし、市は市内に自主避難者や滞留旅客等の避難に対応できるよう避難所を開設する。
- (ウ) 避難（自主避難）は、災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

イ 避難者数の推計

事前避難の呼びかけ対象の人数を基礎に自主避難する市民を見込むことで避難者数を推計するものとする。

ウ 開設避難所

原則として、市の指定避難所のすべてを開設する。

※指定避難所：資料編14.その他資料

エ 避難所の運営等

- (ア) 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。

- (イ) また、被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。
- (ウ) 市が備蓄している食料や生活用品は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、加えて、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、非常持ち出し品等、1週間を基本とした避難に必要なものは、あらかじめ避難者自身で準備し、生活の中で不足するものは営業を継続している商店等で各自が購入することを基本とする。

#### (9) 関係機関のとりべき措置

##### ア 市（各課等）

- (ア) 後発地震に備え、活動体制第3次配備を維持するとともに、災害対策本部運営規程に定める分掌事務の実施の確認・準備を進める。
- (イ) 市が管理・保有する道路、河川、各種施設（庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等）については次の措置をとるほか、各種機材、防災備蓄品、燃料等消耗品の点検・確認を実施する。

##### 措置項目（共通事項）

- ・ 臨時情報（巨大地震警戒）の入場者への伝達
- ・ 入場者の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防災点検及び設備の転倒・落下防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 飲料水、食料等の備蓄
- ・ 消防用設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ・ 各施設における緊急点検、巡視

##### 措置項目（個別事項）

- ・ 架橋、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
  - ・ こども園・保育所等にあつては、幼児に対する保護の方法
- (ウ) 災害応急対策の実施上重要な建物（災害対策本部・支部を設置する本庁舎及び各支所）については、上記の措置項目のほか次の措置を行う。

##### 措置項目

- ・ 自家発電装置、可搬式発電機等による電源の確保
  - ・ 無線通信機等通信手段の確保
  - ・ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両の確保
- (エ) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。
- (オ) 水道部においては、水道施設の安全点検を行い飲料水の供給を継続するとともに、市民に対して備蓄している飲料水の点検確認及び生活用水の貯水呼びかける。また、災害発生時の供給体制を確認する。

(カ) 防災備蓄品については、後発地震発生に備え、避難所までの配送準備を整える。

#### イ 市（教育委員会）

(ア) 後発地震に備え、学校の対応方針として、原則として3日間の臨時休校の処置をとる。

また、学校の具体的な対応や教職員の配備体制については、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針（徳島県教育委員会作成）を参考に対応する。

(イ) 児童生徒等に対する保護の方法について確認する。

#### ウ 消防機関・消防団

後発地震に備え、消防資機材の点検・確認及び燃料等消耗品を確保する。

また、消防詰め所の開設、待機、広報、避難誘導等を兼ねた市内パトロールを実施する。

#### エ 保育所、こども園、学校、社会福祉施設を管理・運営する者

保育所、こども園、小・中学校等にあつては、園児・児童・生徒等に対する保護の方法について確認する。

社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法について、確認する。

#### オ 警備（警察）

警察は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとる。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取り締まり
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

#### カ 電気、水道、ガス、通信、放送関係

##### (ア) 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震に備え所要の措置及び準備を行う。また、需要家（電気の供給を受けて使用している者）のとりべき措置を広報する。

##### (イ) 水道

本節第2項（9）関係機関のとりべき措置（オ）のとおり。

##### (ウ) LPガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震に備え第2編共通対策第2章 災害応急対策第17節飲料水・食料及び物資等の供給第5款LPガスの供給計画に準じ、所要の措置及び準備を行う。また、需要家（ガスの供給を受けて使用している者）のとりべき措置を広報する。

さらにガス事業者は、ガス充填装置、その他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じる。

##### (エ) 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、所要の措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講じる。

##### (オ) 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会

的混乱を防止するため、県や市の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。

#### キ 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとる。

#### ク 交通

##### (ア) 道路

- a 警察は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。
- b 市は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等について、情報提供・周知するものとする。
- c 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、道路利用者に対して、道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）の発表を周知する。

##### (イ) 鉄道

- a 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供する。
- b 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行う。

##### (ウ) バス

- a バス事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供する。
- b バス事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、バスの運転状況や今後の計画の案内を行う。

#### ケ 滞留旅客等に対する措置

市は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、鉄道事業者、バス事業者等との連携を図り、帰宅方法等を検討するとともに、必要に応じ、事前避難や帰宅支援等の支援を行う。

### (10) 関係者との連携協力

臨時情報等の正確な伝達の実施を踏まえ、市は、自主防災組織や民生委員・児童委員など関係者の協力が得られるよう、連携を強化する。

### (11) 市民の防災対応

#### ア 防災対応の基本

- (ア) 「自らの命は自らが守る」という防災対応の基本を踏まえ、市は南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市民一人一人に検討を促す。
- (イ) そのため、市は、市民に対して、防災知識の普及・啓発として、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
- (ウ) また、市民の防災対応は、地震発生の可能性等を考慮すると、南海トラフ地震臨時情

報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれかが発表された場合にも、日頃からの地震への備えの再確認を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動を取ることが基本となる。

#### イ 日頃からの地震への備えや安全な行動等の再確認

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、家具の固定状況、非常持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動がとれるようにする。
- (イ) そのため、臨時情報発表時に、市民があわてて飲料水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、市は、「日頃からの地震への備え」について、機会を捉えて周知し、市民に必要な対策の実施を促す等、啓発活動を継続する。
- (ウ) 日頃からの地震への備えの再確認の例
- ・避難場所・避難経路の確認
  - ・家族との安否確認手段の確認
  - ・家具の固定の確認
  - ・非常持出品の確認                      など
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとるよう心掛ける。
- (オ) 具体的には、地震が発生した場合に危険性が高い場所をなるべく避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、より安全な行動を選択するように意識する。
- (カ) そのためには、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性、日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等をあらかじめ把握しておくなど、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある。
- (キ) できるだけ安全な防災行動の例
- ・高いところに物を置かない
  - ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
  - ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
  - ・危険なところにできるだけ近づかない                      など

#### ウ 土砂災害に対する防災対応

- (ア) 地震に伴う土砂災害の不安がある市民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の対応の検討を促す。
- また、市は、土砂災害警戒区域内に居住する市民に対しては、事前避難を呼びかける。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

## エ 住宅の倒壊，地震火災に対する防災対応

- (ア) 住宅の耐震化は，突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから，日頃からその対策の重要性を，市は市民に呼びかけ，積極的に耐震化を推進する。
- (イ) 現に耐震性の不足する住宅に居住し，不安のある市民には，知人宅や親類等への避難をあらかじめ検討することを促す。  
また，市は，不安のある市民に対しては，事前避難を呼びかける。
- (ウ) 市民等は普段利用している施設について，地震に対する安全性を把握するよう努め，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には，できるだけ安全な行動を選択する。
- (エ) 地震火災については，普段から感電ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに，最初の地震が発生した際は，後発地震に備えて不急不要の火気器具や電熱器具の使用を控えること等によって，火災の発生を防止するよう，市は市民に呼びかける。

## オ 防災重点ため池等の決壊に対する防災対応

- (ア) 地震に伴う防災重点ため池の決壊に対する災害に不安がある市民に対しては，個々の状況に応じて，身の安全を守る等の対応の検討を促す。  
また，市は，ため池決壊により被害を受ける区域内に居住する市民に対しては，事前避難を呼びかける。
- (イ) ため池決壊により影響を受ける区域内の要配慮者利用施設に対しては，施設管理者に対して，入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

## カ 孤立化の可能性のある集落に対する防災対応

- 孤立化の可能性のある集落の市民に対しては，個々の状況に応じて，備蓄品の準備や，知人宅や親類等への避難をあらかじめ検討することを促す。  
また，市は，孤立化に不安のある市民に対しては，事前避難を呼びかける。

**3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置**

## (1) 活動体制

## ア 災害警戒本部・支部の設置

市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は，速やかに，職員配備体制「第2次配備」とし，災害警戒本部・支部を設置する。

## イ 職員の非常配備

第2次配備における職員の非常配備は，第2編共通対策，第2節活動体制，第2災害対応体制の配備，職員の非常配備による。

## (2) 臨時情報の伝達

ア 市は，各種の情報伝達手段を用いて，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が正確かつ広範に伝達されるよう努める。

## イ 情報伝達手段

市民への情報伝達は，市防災行政無線，防災・情報メール，緊急速報メール，放送事業者

によるTV放送，ラジオ放送，市ホームページ，警察，市広報車・消防団による広報，自主防災組織等への電話・FAX，消防団・自主防災組織等による直接的な声かけなど，多様な手段を用いて行う。

なお，市民に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達を行う際には，状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに，市民が正確に理解できる平明な表現を用い，反復継続して行うよう努める。

### （3）臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は，臨時情報（巨大地震注意）が発表後に，臨時情報（巨大地震注意）の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，市民に密接に関係のある事項について適宜に広報を行う。

なお，その際には，高齢者や障がい者，外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮する者とする。

### （4）災害応急対策をとるべき期間

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は，プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

### （5）とるべき措置

ア 市は，市民に対し，日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

なお，呼びかけ内容等は，本節第2項第（11）号イ「日頃からの地震への備えや安全な行動等の再確認」に準ずる。

イ 市及び関係機関等は，施設・設備の点検等日頃からの地震防災への備えを再確認するものとする。

## 第2節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

【主な実施機関：市，防災関係機関】

### 第1 方針

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

### 第2 対応内容

#### 1 基本方針

- (1) 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

#### 2 東海地震注意情報発表時の措置

##### (1) 東海地震注意情報の伝達

県より東海地震注意情報が入手された場合は、速やかに住民へ伝達する。

##### (2) 警戒体制の準備

###### ア 配備動員体制

市は、防災対策課による情報収集体制により、警戒宣言の発令に備え、速やかな対応ができるよう準備を行う。

###### イ 措置内容

警戒宣言及び東海地震予知情報の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

#### 3 警戒宣言発令時の措置

##### (1) 東海地震予知情報等の伝達

市は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに住民へ伝達する。

(2) 警戒態勢の確立

ア 配備動員体制

市は、災害対策警戒本部を設置する。

イ 措置内容

関係機関からの情報収集

実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検

(3) 警戒活動

市は、警戒宣言発令時の対応として、避難勧告・指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずる。



# 第4編

## 風水害対策

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策



# 第1章 総 則

第1節 計画の性格.....	4-1
----------------	-----



## 第1章 総則

### 第1節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき吉野川市防災会議が作成する計画であり、風水害を中心に市内の災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものである。なお、この計画に定めのない事項については「吉野川市地域防災計画(第2編共通対策)」に定めるところによるものとする。



## 第2章 災害予防

第1節	水害予防対策.....	4-3
第2節	風害予防対策.....	4-8
第3節	台風に対する災害予防対策.....	4-9
第4節	土砂災害等予防対策.....	4-10
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	4-10
第2款	宅地防災対策.....	4-15
第3款	農業用ダム・農地用ため池対策.....	4-16
第5節	建築物災害等予防対策.....	4-18
第6節	雪害予防対策.....	4-19
第7節	気象業務の整備.....	4-20



## 第2章 災害予防

### 第1節 水害予防対策

【主な実施機関：市（防災対策課、監理課、農林業振興課）、徳島県、  
四国地方整備局】

#### 第1 方針

水害予防計画は、水系毎に一貫したものとし、河川改良事業等を総合的、計画的に推進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図るものとする。

※重要水防区域一覧表；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

#### 第2 河川防災対策

##### 1 河川水位の監視

市は防災情報の入手手段として、市内の河川の状況をリアルタイムで確保できるよう河川監視カメラシステムの整備を推進するものとする。

##### 2 警戒避難体制の整備

###### (1) タイムライン防災に基づく警戒体制の確立

台風の接近など、水害発生の恐れがある場合、市はタイムライン防災の考え方に則り、早期に防災気象情報の入手に努めるとともに、入手する防災気象情報に基づき、適宜、関係者による防災対策調整会（仮称）を開催する等、事前対策を検討し、警戒体制を確立するとともに、各部の役割分担の再確認や必要に応じて水防団等への注意喚起を行うものとする。

また、気象情報、水位情報等に基づき、空振りを恐れず、別途整備する避難勧告等の判断・伝達マニュアル（第2編共通対策 第1章災害予防 第6避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成関連）に基づき避難勧告等を発令するものとする。

その際、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

###### (2) 防災知識の普及

市は、防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」から迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

### (3) 防災マップの作成・周知

浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民、滞在者、その他の者に周知させるため、浸水想定区域、避難場所、洪水予報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）、その他必要事項を記載した印刷物を作成し、各世帯に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、防災マップを市のホームページに掲載し、市民が閲覧できる状況にするものとする。

### (4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保等

市は、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設の名称及び所在地を定めるものとする。

また、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

※要配慮者利用施設：資料編14. その他資料に掲載

### (5) 避難確保計画の作成等

前号により、施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時等における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項、自衛水防組織を置く場合にあっては、当該水防組織の業務に関する事項（①水防管理者その他関係者との連絡調整、②自衛水防の構成員に対する教育及び訓練に関する事項、③その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項）、及びその他施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、市に報告を行うものとする。

また、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

### (6) 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達

要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達は、防災行政無線、防災・情報メール、放送事業者によるTV放送、ラジオ放送、緊急速報メール、市ホームページ、広報車・消防団による広報、電話・FAX等の多様な手段を活用することを基本とし、具体的には第2編共通対策第1章第7節「避難対策の充実」第6「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成」に基づき整備するマニュアルによるものとする。

また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に防災・情報メールの登録を促進するものとする。

### (7) 要配慮者利用施設における自衛水防の推進

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために行う取組を促進するため、次の支援・協力を行うものとする。

- ア 事業者が作成する避難確保計画策定の技術的助言・受付
- イ 事業者が行う避難誘導等訓練の支援・協力
- ウ 自衛水防組織を設置した場合の報告受付
- エ 自衛水防組織を設置した場合の構成員への洪水予報等の伝達

### (8) 広域避難等の検討の推進

市は、浸水想定区域を考慮し、洪水時の緊急避難場所の指定を推進するとともに、広域避難について検討する。

## 第3 異常降雨水害予防対策

【主な実施機関：市（防災対策課，建設課，監理課，消防本部），消防団】

水害の予防は、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の整備等によって、その効果を期すべきものとするが、異常降雨等に際しては、当面の水害予防として次の措置を講ずるものとする。

### 1 水防計画に基づく危険区域の監視

異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川については、水防警報が発せられたとき、吉野川市水防計画に定める危険区域について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに消防団員を配置するものとする。

### 2 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防措置を講ずるものとする。

### 3 水防資機材の点検配備

水防を行うおそれのある場合は、あらかじめ水防倉庫内格納資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行うものとする。

### 4 避難準備措置の確立

河川の出水状況により、溢水又は破堤によって直接被害を受けるおそれのある地域等に対しては避難指示の予告を行う等避難準備配置を講ずるものとする。

避難方法等の措置は、第2編第2章第10節避難対策の実施のとおりである。

## 第4 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（2009年～2018年）の平均回数（約23回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年～1985年）の平均回数（約14回）と比べて約1.6倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨が発生し、多くの死者も発生しており、その対策が、重要な防災上の課題となっている。

### 1 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、県が運用する「すだちくんメール」をはじめ、市防災・情報メールやインターネット、民間気象会社の各種のメール配信サービスなどを広く住民が活用できるように、周知・広報する。

### 2 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難勧告」などの避難情報については、防災行政無線やインターネット、防災・情報メール、エリアメールなどにより、市が、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

### 3 消防等による警戒

市や消防本部、消防団等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- (1) 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- (2) 局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
- (3) がけ地などの危険箇所等の警戒
- (4) ダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

### 4 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、市などの工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- (1) 雨天時の工事中止等の検討
- (2) 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- (3) 避難行動の事前確認の徹底
- (4) 作業現場及び周辺の点検

### 5 施設管理者等の安全対策

市などの関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- (1) 気象情報の迅速な収集と活用
- (2) 土石流，地すべり，がけ崩れ，道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- (3) 早期の道路の通行規制

## 第2節 風害予防対策

【主な実施機関：市（防災対策課，農林業振興課），  
NTT西日本，(株)四国電力】

### 第1 方針

風害を防止または被害の拡大を防止するため，通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

### 第2 保安林整備

風害，飛砂等防止のため保安林の適正な管理を行ない災害の防除軽減を図るものとする。

### 第3 農作物の予防対策

風害を予防するため，防風ネットや防風林等を設置する。また被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では，幹や枝の誘引による作物の折損防止，水田深水による倒伏防止対策等を講じ，被害の軽減を図るものとする。

さらに各種施設については施設の補強，被覆資材の飛散防止対策を十分に行い，施設内外の被害防止を図るものとする。

### 第4 通信施設の防災対策

電気通信設備については，本市の通信網を含めて定期的な巡回点検の実施を行ない，弱体設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか計画的な設備更改を行ない，設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

### 第5 電力設備の防災対策

電力設備については，各管理者が弱体設備の補強を行なうほか，強風時には予防巡視を実施するとともに，ルートを選定，支線の増強等，補強措置を講ずるものとする。

### 第3節 台風に対する災害予防対策

【主な実施機関：市（防災対策課，関連各課），消防本部】

#### 第1 方針

台風に対する当面の災害予防は，その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して，臨機応変の措置を講ずるものとする。

#### 第2 災害防止事項

家屋その他建築物の倒壊防止，緊急措置の徹底，家屋その他建築物の管理者に次の措置の徹底を図るものとする。

- (1) 窓，戸，壁等には筋かい，支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれがある建物は，ひかえ柱（つかえ柱）を取り付ける。ロープを張る大きなすじかいを入れる等，倒壊防止に努める。
- (3) 煙突，看板，塀，立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引込み線がたるんでいないか点検し，破損したものは，直ちに四国電力に連絡する。

#### 第3 避難の指示，勧告

前項各号の措置によっても，被害の防止が困難である急迫事態に際しては，当該家屋等の現住者に対し避難のための立退きを指示又は勧告し，必要と認めるときは避難所に収容する。

#### 第4 強風に伴う洪水被害の防止

措置内容は，異常降雨に対する災害予防措置に準ずる。

## 第4節 土砂災害等予防対策

### 第1款 崩壊危険地の災害防止

【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課、農林業振興課）】

#### 第1 方針

土砂災害による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う。また、土砂災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施するとともに、土砂災害警戒区域等の広報、警戒避難体制の整備を図り、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。

#### 第2 危険度調査

##### 1 地盤情報の収集・蓄積

市は、行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、土砂災害の危険度の把握に努めるものとする。

##### 2 地盤情報の公開

市は、収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における地震災害対策に必要な工法の判定等に活用させるものとする。

#### 第3 崩壊危険地予防対策の推進

##### 1 地すべり予防対策

県は、地すべりの起きる可能性のある所を地すべり危険地区として指定し、必要な対策を行うが、それには長年月を要する。市は地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、地すべりの前兆があれば、常に地すべり防止区域を見回り、警戒避難体制を確立することにより、人的、物的被害の軽減に努めるものとする。

加えて、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※地すべり防止区域・危険箇所 指定箇所一覧；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

## 地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- 4 石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 樹林、電柱、墓石などが傾く。
- 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、台風、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

## 2 急傾斜崩壊予防対策

市は、がけ崩れによる災害を防止するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館ほか社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、こう配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるものとする。

なお、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じるものとする。

さらに、市は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所他；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

## 危険度の高いがけ

- 1 クラック（き裂）のあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハングしているがけ
- 4 浮石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水が集中するがけ
- 8 高さ5 m以上、こう配30度以上のがけ

集中豪雨，長雨，台風，地震時には特に注意する必要がある。

### 3 土石流発生危険区域予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。また、土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

これら事例に鑑み、市は、土石流危険予想地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受けるものとする。

また、市は、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険溪流のパトロール等を実施する。

### 4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、山地荒廃に起因する自然気象による災害が多発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。地震による場合の土石流、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これら災害を防止するため、市は県及び地域住民と連携し、危険個所のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

また、市は、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に危険地区内にある避難行動要支援者関連施設の保全を重点的に実施する。

## 5 土砂災害警戒区域等における予防対策

市及び県は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

### (1) 基礎調査

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を実施する。

### (2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定を、また、警戒区域のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行う。

なお、当該特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

- ア 住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

### (3) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

ア 台風の接近など、土砂災害発生のおそれがある場合、市はタイムライン防災の考え方に則り、早期に防災気象情報の入手に努めるとともに、入手する防災気象情報に基づき、適宜、関係者による防災対策調整会（仮称）を開催する等、事前対策を検討し、警戒体制を確立するとともに、各部の役割分担の再確認や消防団等への注意喚起を行う。

また、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに避難勧告等を発令することを基本とし、各種防災気象情報等に基づき、空振り恐れず、避難情報等を発令する。

イ 土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険性の高まっている領域等が重複する区域等に避難勧告等を適切に絞り込んで発令できるようあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

その際、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、

「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ウ 具体的な避難勧告等の発令基準として、第2編共通対策第1章第7節「避難対策の充実」第6「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成」に基づき、避難すべき区域や判断基準、及び避難勧告等の多様な伝達手段を明記したマニュアルを整備するものとする。

エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記する。

※要配慮者利用施設：資料編14. その他資料に掲載

オ 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予警報の伝達は、防災行政無線、防災・情報メール、放送事業者によるTV放送、ラジオ放送、緊急速報メール、市ホームページ、広報車・消防団による広報、電話・FAX等の多様な手段を活用することを基本とする。

また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に防災・情報メールの登録を促進するものとする。

カ 土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

#### (4) 避難確保計画の作成等

前号により、施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項、及びその他施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、市に報告を行うものとする。

また、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

## 第2款 宅地防災対策

【主な実施機関：市（防災対策課、都市計画住宅課）】

### 第1 方針

市は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、がけ崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、宅地造成工事については、適切な指導を行う。

### 第3款 農業用ダム・農業用ため池対策

【主な実施機関：市（防災対策課，農林業振興課），徳島県，土地改良区，  
中四国農政局】

#### 第1 方針

市は，災害に伴う農業用ダム，農業用ため池の被害を防止するため，関係施設の適切な維持・管理について定める。

#### 第2 対策内容

##### 1 施設の現況

農業従事者の減少や兼業農家の増加，都市化に伴う農地の減少，用水の整備等により，ため池の利用頻度は低下し，点検修理，維持管理が十分に行われていないため池が増えている。農業用ダム・農業用ため池は，土堤構造がほとんどであり築造年代は，相当古いものが多く地震を考慮して築造されたものは少ないため大地震の場合には，堤体が損傷し被害を受けるとともに，決壊により周囲に被害を及ぼすおそれがある。

##### 2 現在の管理の形態

農業用ダム・農業用ため池は，農業用施設として土地改良区，水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国，県，市町村の補助を受けている場合が多いが，基本的には，受益者で維持管理されている。

##### 3 被害の想定

全国的な調査による過去の経験で震度4未満では，農業用ダム・農業用ため池の被害は，ほとんど起きていない。

阪神・淡路大震災では，ため池の集中している箇所での地震であったため震源地から半径30kmを超える範囲で総数1,362箇所のため池が被災した。そのうち1,111箇所が二次災害防止と用水確保のため，応急工事が必要であった。

地震防災アセスメントの想定地震では，県下全域で震度4から震度7が予想され，農業用ダム・農業用ため池に被害が起こるとともに，決壊で貯留水による二次災害が想定される。

##### 4 災害予防目標

阪神・淡路大震災では，貯水量が少なかったこともあり，地震により直接決壊したものはなく，堤体の亀裂，余水吐の破損，樋管の折損等が起こっている。貯水した状態で堤体の亀裂，余水吐の破損，樋管の折損等の被害があった場合，数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり，この二次災害を防止することを目標とする。

##### 5 緊急点検ため池の選定

地震による災害が発生した場合に、すべての農業用ダム・農業用ため池を緊急点検することが望ましいが、多数のため池がある場合には、人手や優先度の上から困難である。市は、あらかじめ施設の規模と重要度、人的被害のおそれを勘案して緊急点検を実施する農業用ダム・農業用ため池を選定して県に報告するとともに、市の地域防災計画に記載するよう努める。

※緊急点検ため池・防災重点ため池の現況：資料編4 災害危険箇所等に関する資料

## 6 緊急点検体制

市は、土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、県及び市が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

また、ため池の位置や点検ルートについての資料は、県による「ため池データベース」に蓄積し、提供できる体制を作るよう努める。

## 第5節 建築物災害等予防対策

【主な実施機関：市（防災対策課，建築営繕室，都市計画住宅課）】

### 第1 方針

建築基準法に基づき，次の計画を積極的に推進することにより，建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

### 第2 災害危険区域指定計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止，その他建築物にかかる制限を行い，被害の未然防止を図るものとする。

### 第3 指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について，適切な行政指導を行い，安全確保について万全を図るものとする。

## 第6節 雪害予防対策

【主な実施機関：市（防災対策課、建設課、監理課）】

### 第1 方針

積雪・凍結等による被害を防止し又は軽減を図るために次の雪害対策を実施する。

### 第2 雪害対策

市は特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪体制を確立し、交通規制及び指導を行い、雪害対策を実施するものとする。

## 第7節 気象業務の整備

【主な実施機関：市（防災対策課）】

### 第1 方針

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の気象業務に寄与するため気象観測施設を整備するとともに、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

※気象に関する特別警報、警報、注意報等；資料編2.気象に関する資料

### 第2 徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・気象情報等

徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・気象情報等は資料編「特別警報・警報・注意報」等に示す。

※気象に関する特別警報、警報、注意報等；資料編2.気象に関する資料

## 第3章 災害応急対策

第1節	風水害災害発生直前対策) .....	4-21
第2節	水防活動の実施(水防計画) .....	4-23
第3節	土地改良区等における応急対策.....	4-24



## 第3章 災害応急対策

### 第1節 風水害災害発生直前対策

【主な実施機関：市（防災対策課、各課）、防災関係機関】

#### 第1 方針

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

風水害災害における住民に対する避難のための各種情報の提供や勧告等の方法について定める。

#### 第2 対応要領

##### 1 マニュアルの作成

市は風水害災害時における避難勧告等の発令の判断等に関し、国が定める「避難勧告等に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動指針」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、県及び防災関係機関等との連携を図りつつ、住民の安全な避難行動に結びつける。

細部は、第2編 共通対策 第1章 災害予防 第7節 避難対策の充実 第6 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成による。

##### 2 避難情報の伝達

市は、避難情報を発令する場合は、市が作成する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、防災行政無線及びその他の多様な手段を用いて、避難情報を伝達する。

また、大雨、暴風等特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民に伝達する。

##### 3 住民等の避難誘導に係わる基本

(1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団との連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

- (2) 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。
- (3) 市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (4) 市は、危険の切迫度性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (5) 市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- (6) 避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- (7) 市は、情報の伝達、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

## 第2節 水防活動の実施（水防計画）

【主な実施機関：市（防災対策課，建設課，監理課），消防本部，

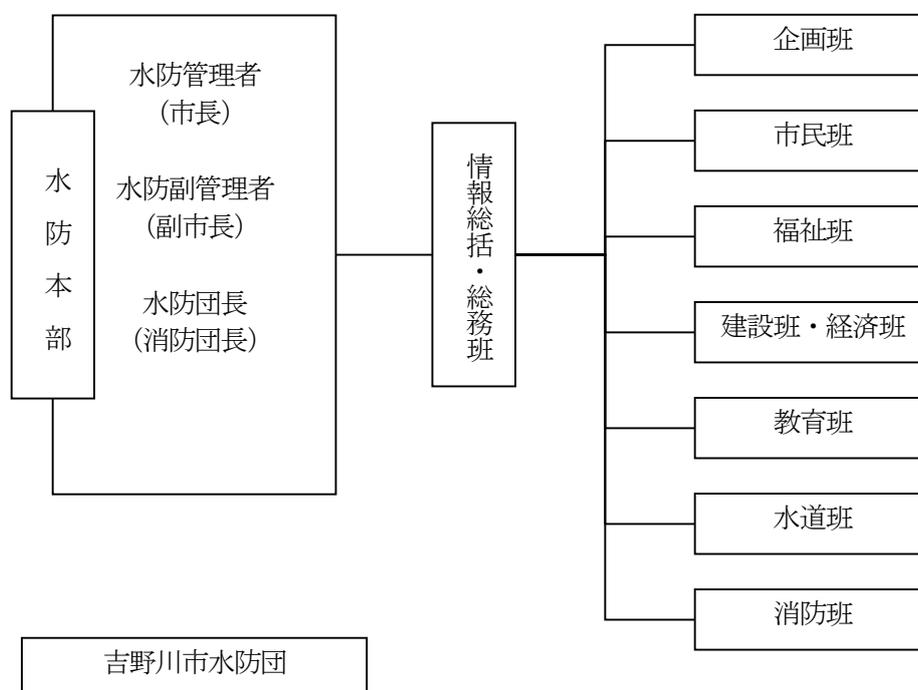
吉野川市水防団】

### 第1 方針

水防法第10条の規定により気象状況の通知を受けたときから洪水に対する危険が解消するまでの間，市は水防活動体制を配備し万全の対策を図るものとする。

### 第2 水防体制

#### 1 吉野川市水防本部の組織等



#### 2 活動内容

活動内容については，第2編共通対策 第2章第14節第2款 水防活動による。

### 第3節 土地改良区等における応急対策

【主な実施機関：市（農林業振興課，建設課，監理課），

東部農林水産局吉野川庁舎，土地改良区】

#### 第1 方針

農業用水利施設については，洪水・湛水等の災害を防止し，応急対策活動を実施するにあたっての緊急水利を確保するため，被災箇所に対する応急的な措置を講ずるとともに，本市における農業生産の占める重要性に鑑み，人心の安定を図るため，農産物の生産を維持するために所要の措置を講ずる必要がある。

#### 第2 活動内容

活動内容については「第2編 共通対策 第3章 災害応急対策 第26節 公共土木施設の応急対策 第2款 農業用施設等」による。

# 第5編

## その他大規模災害対策

第1章 災害予防

第2章 災害応急対策

第3章 災害復旧



その他大規模災害とは、吉野川市において「航空災害」、「鉄道災害」、「道路災害」、「危険物等災害」、「大規模な火事災害」、「林野火災」を想定するものである。

これらの大規模災害対策については、「徳島県地域防災計画」に基づき、国、県、関係機関等の役割を整理とりまとめるとともに、その他大規模災害に対する本市の対策計画を定めるものである。

【大規模災害別の主な実施機関】

航空災害	市（防災対策課，消防本部），阿波吉野川警察署 徳島空港事務所，県，航空輸送事業者
鉄道災害	市（防災対策課，消防本部），阿波吉野川警察署 四国地方整備局，四国運輸局，県，鉄道事業者
道路災害	市（防災対策課，消防本部，建設課，監理課） 阿波吉野川警察署，四国地方整備局，県
危険物等災害	市（防災対策課，消防本部，環境企画課，健康推進課， 都市計画住宅課），阿波吉野川警察署，県，危険物取扱い事業者
大規模火災	市（防災対策課，消防本部，都市計画住宅課，建築営繕室） 阿波吉野川警察署，県
林野火災	市（防災対策課，消防本部，農林業振興課） 阿波吉野川警察署，森林組合，県



# 第1章 災害予防

第1節	災害に強いまちづくり.....	5-1
第2節	安全のための情報の充実.....	5-4
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え.....	5-5
第4節	施設等の整備.....	5-10
第5節	防災知識の普及.....	5-11
第6節	再発防止対策の実施.....	5-11



## 第1章 災害予防

### 第1節 災害に強いまちづくり

#### 第1 災害に強いまちの形成

##### 1 大規模火災への対応

県、市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

県、市及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

##### 2 林野火災への対応

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、市は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)、県及び市は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)、県及び市は、防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

#### 第2 火災に対する建築物の安全化

##### 1 消防用設備等の整備、維持管理

県、市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

##### 2 建築物の防火管理体制

県、市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を

図るものとする。

### 3 建築物の安全対策の推進

県、市及び事業者等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

## 第3 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、県及び市等は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

県、市等及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

県及び市等は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

県、市等及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

## 1 危険物災害予防対策

### (1) 保安教育

県及び市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

### (2) 規制の強化

県及び市は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

### (3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

県及び市は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

※危険物施設一覧表；資料編5. 危険物等に関する資料

**2 毒物、劇物災害予防対策**

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導體制及び保安体制の確立を図るものとする。

※毒物・劇物取扱施設数；資料編5. 危険物等に関する資料

**3 放射線災害予防対策**

防災機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

※放射線同位元素保有事業所；資料編5. 危険物等に関する資料

**4 複合災害予防対策**

関係防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

## 第2節 安全のための情報の充実

### 第1 気象に関する情報等の伝達

気象に関する特別警報・警報・注意報情報，地震情報，指定河川洪水警報・注意報情報の伝達については，「第2編 共通対策 第2章 応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達・報告」によるものとする。

### 第2 道路の交通の安全のための情報の提供

道路管理者は道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，情報の収集，連絡体制の整備を図るものとする。また，異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

### 第3 大規模火災・林野火災防止のための情報の伝達

市は，火災気象通報について知事から通報を受けたとき，又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは，必要に応じて火災に対する警報を発し，及び消防団員等の動員体制を整えとともに住民に周知するものとする。

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

#### 第1 情報の収集・連絡関係

##### 1 情報の収集・連絡体制

情報の収集・連絡体制については，第2編第2章第4節「災害情報の収集・伝達・報告」によるものとする。

##### 2 通信手段の確保

防災機関は，第2編第1章第11節「情報通信機器・施設の運用・管理」に基づき，災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

##### 3 情報の分析整理

主務者は，収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理するものとする。

##### ■ 主務者

航空災害	徳島空港事務所，県及び市
鉄道災害	四国地方整備局，四国運輸局，県及び市
道路災害	道路管理者
危険物等災害	県及び市等
大規模火災	県及び市
林野火災	県及び市等

#### 第2 災害応急体制の整備関係

##### 1 職員の体制

主務者は，それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また，必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し，職員に周知するとともに訓練等を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。

##### ■ 主務者

航空災害	防災機関及び航空運輸事業者
鉄道災害	防災機関及び鉄道事業者
道路災害	防災機関

危険物等災害	防災機関及び事業者
大規模火災	防災機関
林野火災	防災機関

## 2 防災機関相互の連携体制

防災機関相互の連携体制については、第2編第1章第10節「広域応援・受援体制の整備」によるものとし、関係機関は平常時より相互の連携強化に努めるものとする。

## 第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

### 1 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

救急・救助関係機関及び関連事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

### 2 医療活動関係

県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に備えるものとする。

県、市、関連機関等は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

### 3 消火活動関係

消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

#### (1) 鉄道災害対策

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

#### (2) 危険物等災害対策

市は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

#### (3) 大規模火災対策

市は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

#### (4) 林野火災対策

市は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

### 第4 緊急輸送活動関係

- (1) 県警察、県及び市等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県警察は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。  
また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (3) 鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

### 第5 危険物等の流出時における防除活動関係

#### 1 道路災害対策

県、市及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

#### 2 危険物等災害対策

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

### 第6 防災業務関係者の安全確保関係<危険物等災害対策>

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

### 第7 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市、関連機関等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市、関連機関等は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 第8 防災機関の防災訓練の実施

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

## 第9 施設、設備の応急復旧関係

### 1 道路災害対策

道路管理者は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

### 2 危険物等災害対策

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

### 3 大規模火災対策

県及び市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

### 4 林野火災対策

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

## 第10 災害復旧への備え

### 1 鉄道災害対策

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

### 2 道路災害対策

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 3 危険物等災害対策

県、市等及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

#### 4 大規模火災対策

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

## 第4節 施設等の整備

### 第1 鉄道災害対策

四国地方整備局，県，市，道路管理者及び鉄道事業者は，踏切道の立体交差化，構造の改良，踏切保安設備の整備，交通規制の実施，統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

### 第2 道路災害対策

#### 1 道路管理者

道路施設等の点検を通じ，道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

道路における災害を予防するため，必要な施設の整備を図るものとする。

道路施設等の安全を確保するため，必要な体制等の整備に努めるものとする。

道路防災対策事業等を通じ，安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

#### 2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努めるものとする。

## 第5節 防災知識の普及

防災知識の普及等は、「第2編 共通対策 第1章 災害予防 第1節 防災知識の普及・啓発」によるほか次のとおりとする。

### 第1 道路災害対策

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

### 第2 林野火災対策

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、県及び市は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

## 第6節 再発防止対策の実施

### 道路災害対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。



## 第2章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	5-13
第2節	活動体制の確立.....	5-17
第3節	災害の拡大防止活動.....	5-19
第4節	救助・救急，医療及び消火活動.....	5-20
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	5-22
第6節	危険物等の流出に対する応急対策.....	5-22
第7節	避難収容活動.....	5-22
第8節	施設・設備の応急復旧活動.....	5-23
第9節	関係者等への的確な情報伝達活動.....	5-24
第10節	二次災害の防止活動.....	5-24



## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達・報告」によるほか、次のとおりとする。

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 事故情報等の連絡

###### (1) 鉄道災害対策

県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

###### (2) 道路災害対策

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡するものとする。

###### (3) 危険物等災害対策

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市等関係機関へ連絡するものとする。

県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡するものとする。また、県は、関係省庁から受けた情報を関係市町村等へ連絡する。

##### 2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

###### (1) 鉄道災害対策

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

###### (2) 道路災害対策

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告するものとする。

(3) 危険物等災害対策

事業者は被害状況を県、市等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡するものとする。

市は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 大規模火災対策

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(5) 林野火災対策

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

(1) 鉄道災害対策

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

(2) 道路災害対策

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 危険物等災害対策

事業者は被害状況を県、市等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

(4) 大規模火災対策

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

(5) 林野火災対策

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

(1) 鉄道災害対策

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(2) 道路災害対策

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 危険物等災害対策

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 大規模火災対策

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(5) 林野火災対策

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

大規模災害が発生し、また発生するおそれのある場合の各防災機関の活動体制は、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第2節 活動体制」によるほか、次のとおりとする。

### 第1 防災機関の活動体制

防災機関は発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

### 第2 県及び市の活動体制

県、市（航空災害にあつては「徳島空港事務所」を含む）は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

### 第3 広域的な応援体制

災害発生時における広域的な応援体制は、「第2編 共通対策 第1章 災害予防 第10節 広域応援・受援体制の整備」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第7節 防災関係機関応援要請及び受入体制の整備」によるほか、次のとおりとする。

県及び市等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な災害の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

#### 1 大規模火災対策

(1) 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をするものとする。

(2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、市の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

#### 2 林野火災対策

(1) 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

(2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を

求めることとする。

県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、市の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

#### **第4 自衛隊の災害派遣**

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第6節 自衛隊災害派遣要請」に基づき、要請を行うものとする。

#### **第5 防災業務関係者の安全確保**

県及び市等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 第3節 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

県及び市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止，流出した危険物等の除去，環境モニタリングを始め，住民の避難，事業者に対する応急措置命令，危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

## 第4節 救助・救急、医療及び消火活動

### 第1 救助・救急活動

救助・救急活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策」によるほか、次により実施するものとする。

#### 1 道路災害対策

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察機関等に協力するものとする。

#### 2 大規模火災対策

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第13節 消防防災ヘリコプター等の活用」によるものとする。

#### 3 林野火災対策

林野火災発生時における救助・救急活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第13節 消防防災ヘリコプター等の活用」によるものとする。

### 第2 医療救護活動

医療救護活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第16節 医療救護活動」によるほか、次により実施するものとする。

#### 1 航空災害対策

要請を受けた地元医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

#### 2 道路災害対策

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

### 第3 消火活動

#### 1 鉄道災害対策

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

#### 2 道路災害対策

##### (1) 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

## (2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。  
発災現場以外の市町村等は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 3 危険物等災害対策

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

## 4 大規模火災対策

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

被災地以外の市町村は、被災地地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 5 林野火災対策

### (1) 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努める。

### (2) 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第11節 交通確保対策」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第12節 緊急輸送対策」によるほか、次によるものとする。

### 第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

### 第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第6節 危険物等の流出に対する応急対策

### 第1 道路災害対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関及び県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

### 第2 危険物等災害対策

県及び市等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

## 第7節 避難収容活動

発災時における避難収容活動は、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第10節 避難対策の実施」によるものとする。

## 第8節 施設・設備の応急復旧活動

### 第1 道路災害対策

#### 1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

#### 2 警察本部

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

### 第2 危険物等災害対策

県及び市等は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

### 第3 大規模火災対策

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

### 第4 林野火災対策

県及び市等は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

## 第9節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達・報告」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第5節 災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

### 第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模事故等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の用配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

### 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

### 第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

## 第10節 二次災害の防止活動

### 第1 林野火災対策

県及び市等は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

## 第3章 災害復旧

第1節	道路災害対策.....	5-25
第2節	危険物等災害対策.....	5-25
第3節	大規模火災対策.....	5-25
第4節	林野火災対策.....	5-25



## 第3章 災害復旧

災害復旧・復興については、「第2編 共通対策 第3章 復旧・復興計画」によるほか、次のとおりとする。

### 第1節 道路災害対策

- (1) 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

### 第2節 危険物等災害対策

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

### 第3節 大規模火災対策

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

### 第4節 林野火災対策

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

